

---

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成28年12月14日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

平成28年12月14日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操	総務課長 ..... 高 田 直 人
住民課長 ..... 清 水 香代子	福祉保健課長 ..... 小 原 義 人
建設産業課長 ..... 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 ..... 益 田 英 則
教育長 ..... 井 田 博 之	教育課長 ..... 松 尾 達 志

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問につきましては、9 名の議員より一般質問の通告を受けておりますので、ここで紹介をしたいと思います。

本日、受け付けております一般質問につきまして、通告順に報告申し上げます。通告 1 番、議席番号 4 番、加藤修議員、通告 2 番、議席番号 9 番、松田悦郎議員、通告 3 番、議席番号 7 番、山路有議員、通告 4 番、議席番号 8 番、井藤稔議員、通告 5 番、議席番号 5 番、三島尋子議員、通告 6 番、議席番号 2 番、景山重信議員、通告 7 番、議席番号 1 番、河中博子議員、通告 8 番、議席番号 6 番、江田加代議員、通告 9 番、議席番号 3 番、松本二三子議員、以上、9 名の議員より通告をいただいております。

なお、各議員の質問におかれましては、質問の要旨と論点を明確にし、お願いやお礼は厳に慎しんでいただきたく申し添えをいたします。

それでは、一般質問を行います。

通告 1 番、議席番号 4 番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） おはようございます。4 番、加藤修です。

質問の前に、10 月 21 日に起きました中部地震におきまして、被災されました方々へ心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を願うところであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

ごみ処理方法等については、各自治体ともいろいろな問題を抱えているのが現状であります。その中で、ことしから米子クリーンセンターへ直接搬入ができなくなったことで、トラブルが生じております。その他ごみ収集方法について伺います。

1、直接搬入ができなくなった理由。2、ストックヤードへの搬入方法及び利用状況について。3、大型家電と小型家電の処理方法の違い。4、大型家具などの出し方について。5、日吉津村一般廃棄物収集運搬業許可業者の紹介。以上の項目の説明を求めます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

ごみ収集方法についてということでございまして、まず1点目が、米子クリーンセンターに直接搬入ができなくなった理由についてでありますけれども、鳥取県西部圏域内では、可燃ごみ処理計画について、米子市のクリーンセンターの活用に関する協議を重ねてきたところでありますが、その圏域の中で前倒しをして、米子市クリーンセンターに平成28年度から搬入を行うというのが、境港、大山町、それから従来から淀江町が米子市と合併された際に、日吉津も搬入をしておったということでございまして、搬入を28年度から始めたということで、広域の処理の扱いでの搬入になったということでございまして、これが、直接搬入ができなくなった最も大きな理由であります。これらの検討は、平成23年度からしておったところであります。

我が村のごみ処理については、従来淀江町が米子市と合併されるまでには、淀江町と共同で、淀江町の処理施設の建設費の負担金を払いながらやってきたわけでありますので、淀江町が合併された際に、広域の可燃ごみのごみ処理施設ができるまでは、日吉津は従来どおり直接搬入もいよということ、それから料金もそれなりにして、クリーンセンターに入れるということで、合併後の処理がされておりました。

従来、西部広域行政の新たな可燃物の焼却施設は、南部町につくろうということで計画がされておりました。南部町のほうで土地の段取りもできてました。地権者が了解をしていらっしゃったということですが、そういう議論をしていく中で、ある一つの広域の市から、米子のクリーンセンターの前を通過して南部町に可燃物のごみ処理を持っていくことは、広域圏内の自治体の住民の了解がとれないということがありました。

当時、今でもそうですけれども、米子のクリーンセンターは300トンちょっと切れる、290何トンの処理能力の可燃物の処理場が2炉あって、これを交互に、2炉あって交互に使うような処理になってましたので、それは西部圏域の可燃物のごみの将来推計を見据えても、将来的に米子のクリーンセンターに入れることで処理が可能だという広域の議論になりまして、その方向で、それじゃあ、南部町の土地の確保ができていますけれども、米子のクリーンセンターに持っていくことにしましょうということにして、米子のクリーンセンターの広域での新たな可燃物のごみ処理施設の方向は廃止になって、28年以降に米子のクリーンセンターに圏域のものを全て

持ってくるということになったところであります。

28年から、境港と大山町は持ってこられると、それから日吉津は従来どおり持ってきておるということですが、合併の際には広域の可燃ごみ処理施設ができるまで、米子に持っていくという我が村の処理方針でありました、米子との議論の中では、でも、広域の施設として、28年度からスタートしましたので、そこでは、広域の同じ扱いにならざるを得んということで、28年度から直接搬入ができなくなったということで、大山町においても、境港市においても、直接搬入はできないということにして、それぞれの構成団体、日吉津、境港、大山町の直接搬入分は、それぞれの自治体でストックヤードをこしらえて、そこから持って入るということになったところであります。

御理解をいただきたいと思いますが、それ以外の町村は、一応32年度だったと思いますが、とりあえず32年度までは自前の処理施設が使えるということで、延命措置をされるなどして、32年度までには米子のクリーンセンターで広域処理をするということに方向が定められたところでありまして、言うなれば、この日吉津、境港、大山は前倒しで進んだというところがあります。これが、直接搬入ができなくなった理由であります。

2点目のストックヤードへの搬入方法についてであります。我が村のストックヤード、役場の西側につけたものでありますけれども、引っ越しや庭木の剪定などによって生じた自治会ごみ置き場に置き切れないような多量の可燃ごみにつきましては、ストックヤードに出していただくようにしたところであります。

収集日は毎月第1、第3月曜日の当日朝9時半までに排出をしていただきますということになります。排出された方については、前の週の金曜日までに、役場住民課へ連絡をいただくこととしております。いずれにしましても出していただく姿は束1個について、村指定の燃えるごみ袋1枚をつけて出していただくということとしております。

それから、ストックヤードの利用状況につきましては、4月から11月末まででありますけれども、月平均10個程度、特に庭木の剪定枝などが出されておるということでもあります。

3点目の大型家電と小型家電の処理方法の違いについてでありますけれども、大型家電のうち、家電リサイクル法で指定されている家電4品目でありますけれども、1つ目がテレビ、2つ目がエアコン、3つ目が冷蔵庫、冷凍庫、4つ目が洗濯機、乾燥機につきましては、燃えないごみには出せませんので、購入された店や買いかえの際に販売店に引き取っていただくこととなります。

また、小売店などに処分依頼されずに、御自身で指定引き取り場所に持ち込まれることも可能であります。この場合には、郵便局でリサイクル券を購入されて、米子市流通町にあります西濃

運輸まで持ち込んでいただければ処理ができるということでもあります。

次に、本村では、平成27年度より使用済み小型家電のリサイクルを始めております。回収は無料ですけれども、役場庁舎東側入り口に専用ボックスを設置しております。投入口が幅40センチと、高さが20センチでございますので、ここに入るものでございますので、ある程度大きさに制限がありますけれども、家電4品目以外であればほとんどの小型家電やパソコンなども出していただくことができるというものであります。

4点目の大型家具等の出し方についてであります。大型家具を分解できる方は、多少厄介でありますけれども、燃えるごみ、燃えないごみに分別をして出していただかなければならないということでもあります。分解できない場合は、リサイクルできるものは民間の廃棄物処理業者に持ち込みをされるか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼をして処理をされるかという選択しかありません。

最後に、日吉津村一般廃棄物収集運搬業の許可業者の紹介についてでありますけれども、村内でごみの収集ができるのは、日吉津村が許可をした収集運搬業者だけだということでありまして、業者にごみの収集を依頼される場合には、これまで各家庭に配布をしております、ごみの分け方詳細版の最後のページに一般廃棄物収集運搬業の許可業者の一覧を記載しておりますので、それを見ていただければ、業者が検索できるということでもあります。業者ごとに収集可能なごみの種類も違ったり、料金も異なりますので、複数の業者から見積もりをとることなども可能ではありますが、なかなかやられないということであろうかと思いますが、そういう選択肢を、また処理業者の紹介という部分では、先ほど申し上げました、ごみの分け方詳細版の最後のページに記載しておりますので、御利用いただければよろしいかなというふうに思いますので。

以上で、加藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 詳しく説明をしていただきましたが、年末に向けて、大方の家庭では大掃除をされることと思います。きのうは、成田山新勝寺ではすす払いが行われたということで、大掃除したときに問題になるのが粗大ごみでございまして、まさに我が家の粗大ごみは私でございまして、何とか捨てられないように頑張っているところでございますけれども、それじゃ、一つずつおさらいさせていただきます。

1番の直接搬入ができなくなった理由は、一旦村で受け付けして、村から搬入する形になったということによろしゅうでございますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） そのとおりです。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） ２番のストックヤードへの搬入方法及び利用状況。ストックヤードはどこにあるのか、説明を願います。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

ストックヤードの場所につきましては、役場庁舎の西側の駐車場の奥のほうにございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 駐車場のこっちですか。プールのこっち側。

○住民課長（清水香代子君） はい。プールの南側になりま……。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 失礼いたしました。プールの南側でございます。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 月１０件ぐらいの利用があるということでございますけれども、ここに出し方が、ピンクの冊子でございますけど、この出し方が書いてありますけども、非常に細かく書いてありましてね。これ、切断するようなもの、器具なんかは置いてあるんですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 大体出していただくサイズっていうのは、ここに書いておりますように、９０センチ程度ということで、皆さん、大体袋に入れて出してくださっておりますので、ほぼ問題ございませんけれども、役場のほうの庁舎の備品としてのこぎりですとか、そういったものもございまして、どうしても切れなかったり、大変だということであれば、そういった道具等でのお手伝いはできると考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 高齢者、女性等がこれ、細かくして出せると思いますか、どうですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） なかなか枝木の剪定されたりっていうことで、大量のものというのが大変かもしれませんが、御相談をいただければ、搬入までは何とかしていただかんといけんですが、持ってきていただければその場で何らかの対応は考えたいと思います。以上

です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 今、何らかの方法でお手伝いができるというところでございますが、例えば積みかえ方式、持ってこられたものを、日吉津村の軽トラに積みかえて、担当者が搬入する方法というのはできますか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 持ってこられたものを、その場で役場の車へってということは、ちょっと今のところではできかねます。やはり一旦収集業者に車に積んで収集をしてもらうという形をとっておりますので、そのようにしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 日吉津村が受け、ね、今の答弁の中で、日吉津村が受け付けをして、日吉津村が持っていくか、一般収集業者が持っていくかの選択をしろということでしょう。日吉津村を使えば、積みかえ方式でもできるんじゃないですか。どうですか。（発言する者あり）

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 積みかえといいますか、ストックヤードに持ってこられました住民の方は、そこへ置いていただきましたら、役場のほうで収集運搬業者のほう、委託しております業者がおりますので、その車のほうへ積み込んでもらって、クリーンセンターのほうへ出しておりますので、積みかえとかということはされなくても結構ですので、ストックヤードへ出してさえいただければ結構でございますが。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 要するに、手間を省くというところで、出す方法は一緒であっても、要するに日吉津村の軽トラに積みかえて担当者が、担当者1人しかいませんから、事実上無理ですけども、無理なことわかっと思って言っとるんですけども。

もう1個あるんですね。今のは積みかえ方式ですね、これは要するに難しいなあというところでございますが、受け付け書方式っていう、要するに、日吉津村が受け付けて、それで、大きいごみで50円ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）50円のやつですね、あれつけて、日吉津村が受け付けましたと、受け付け書をその方に渡して、その方が直接そのまま持っていくという、だめですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） やはりそれにつきましても、村内で出たごみは、その地域の自治体、日吉津村で処理をするという原則がございますので、やはりそれは役場のストックヤードへ出しただくという形で、御本人が持っていかれるということはできませんので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） できないと言うのはおかしいですね。日吉津村が受け付ければ日吉津村のごみですから、誰が持っていっても一緒じゃないですか、違いますか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 確かに日吉津村のごみではございますけれども、今度、収集運搬ということで、許可業者が持っていかないと搬入ができないということですので、住民の方が直接ということではできません。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 答弁の中で、日吉津村が受け付けてって言ってるのがあるんですね。そこは、日吉津村が受け付けたものを、一般廃棄物業者に委託をして持っていってもらわなければだめということですか。そういうことですか。確認、はい。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 日吉津村が受け付けたものでなければいけませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） ちょっとあそこが新しい方式ですし、またこれから、要するに行政懇談会等で説明もされると思いますけれども、そのあたりもう少し使い勝手のいいようにとか、出しやすいようにとか、少し考えて検討して、来年の行政懇談会に向かっていただきたいと思います。多分これは出るとしますので、しっかりと。

それから、3番目の大型家電と小型家電の処理方法の違い。大型家電については、西濃運輸、カンガルー便ですね、流通町入って左側で受け付けをして、ぐるっと後ろの倉庫に回って、現物、あるいは合わせてもらって処理をしてもらう。郵便局でリサイクル券を買ったやつを張っていただくという形ですけども、これはこれで、通常やっとなれると思いますので、あとは、小型家電の役場東側入り口にあるリサイクルボックスですね。リサイクルボックス、これですね、これ、これ、リサイクルボックス。知ってる人は知ってますけど、余り知られてないだないですかね、これ。裏には、出してはいけませんよっていうのが、ここに出してはいけませんよっていうのが、



これがリサイクル本に載ってるやつですね。ですけど、あのリップちゃんがついたものか、このやつに、毎月どれぐらいの利用があるのか、あわせてPR方法はどうか、あんまり知られてないもんで。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 平成27年度から役場の庁舎東側入り口に設置をしております使用済みの小型家電につきましてですけども、大体毎月50キロ程度の持ち込み量があるというように、11月末までで、大体500キロぐらいあるということでした。

○議員（4番 加藤 修君） 500は数は。

○住民課長（清水香代子君） 500キロです。

○議員（4番 加藤 修君） 500。

○住民課長（清水香代子君） はい。それとPRについてということで、周知ということがございますけれども、広報のほうに折り込みとか印刷をして掲載もしておりますし、それから、11月のふれあいフェスタのときには、ヴィレステひえづの入り口のところで、のぼり旗等も掲げさせていただきまして、皆さんにもPRをさせていただいております。

それから、個別ではございますけれども、高齢者の方からの御相談につきましては、先ほどもありましたように、おうちの中の片づけなんかで、前の古いラジオが出てきたりとか、そういったものがどうしたらいいかっていうことが、お困りというような御相談もありますので、そういうときにも一軒一軒は御相談に応じておりますし、そういった担当課のほうにもお願いをして、周知等、高齢者の方についてもするようにしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） これは非常に無料ですので、非常にいい取り組みなんですけど、せっかくいいものも誰も知らないんじゃないですか、せっかくでございますから、私ここでPRさせていただきますけど、小型家電が無料で、ボックスの中へ入れていただければ無料で処理ができますのでというところを紹介させていただきます。

4番目の大型家電、大型家具等の出し方について、家庭ごみの分け方詳細版、これでございますね、これですね。これの29ページに載ってるんですけども、こういうふうに乗ってますけども、これ。実際できんですね、分解せえなんていうのは。分解せえって書いてあるけど、分解ができるわけがないと思うんですが、どうですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 確かに大型家電ですと、なかなか分解という言葉が非常に……（「

家具、家具」と呼ぶ者あり) 済みません、家具ですと、大きい場合なかなか分別ができにくいというか、できる範囲でといいますか、できる限りのところまでお願いをしたいと思いますし、またどうしてもそういった分けができないというようなときですと、販売店ですとか、先ほどありましたような廃棄物の処理業者ですとか、収集許可業者のほうに相談等していただければと思います。以上です。

○議長(橋井 満義君) 加藤議員。

○議員(4番 加藤 修君) 大型家具等については、業者委託しかないでしょうねというところで、5番の許可業者の紹介、これの34ページに載ってますし、ピンクのこの冊子の裏に載っておりますので、こういったところを使っていただいて、役場に相談していただければ対応してごすということですね。いかがでしょうか。

○議長(橋井 満義君) 清水住民課長。

○住民課長(清水香代子君) そのとおりでございます、今、議員がお手元にお持ちの家庭ごみの分け方詳細版ということで、平成26年度に各家庭にお配りをしております冊子がございます。新たに転入して来られました世帯の皆さんにつきましては、住民課の窓口のほうで説明等もさせていただきますので、後ろについておりますこのページをごらんいただいて、各業者等への依頼等をしていただければと思います。以上です。

○議長(橋井 満義君) 加藤議員。

○議員(4番 加藤 修君) 業者によってリサイクル料金が違うと、ちょっと私が調べたところですけども、木材だけであれば、大成商事が1キロ、15円、海老田さんが45円、日吉津村であれば1袋、50円ですから、またこういったリサイクル料金が違うというところで、相見積もりをとるといふところはお勧めだということだと思います。

この詳細版について、平成26年10月ですし、結構細かいとこ見えないんですよ、こうやってね。字ばかり書いてある、大体。字ばかりで、何がどうなってるのかわかりませんので、これを改訂版の、もうちょっとイラストとかたくさん入れたとか、もっと訂正、追加がありましたね、ストックヤードのとか、小型家電のリサイクルとかありますので、こういったもんも載せながらもうちょっとわかりやすくならん、これ。

○議長(橋井 満義君) 清水住民課長。

○住民課長(清水香代子君) 確かに言われますように、中はあけてみますと、非常に文字ばかりで細かいということですけども、やはり皆さんがふだん何げなく分別しておられるものが、あらっと思われたときに引きやすいように、五十音順で書いておりますので、この中から要ると

ころ、御自身っていいですか、分別をされます方が読まれるところを見ていただければと思いますが、先ほども言われましたように、もう少しイラストなりとか、写真とかわかりやすいように工夫をして、また新たな版を出さないといけないなど今話をしておりますので、来年度以降、予算等にもまた計上したいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） ありがとうございます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） おはようございます。9番、松田です。

最初に、水害と樋門管理の対策について質問します。ことし大きな災害を見ますと、4月には熊本地震が発生し、人的、物的被害により、死者は49名、住宅全壊は7,149棟の被害が発生しました。また、10月には鳥取県中部地震により、住宅被害は約9,000件近くの被害が発生し、その影響でブルーシートが3万枚配付されたようであります。日本の国土面積は、全世界のたった0.25%しかありませんが、四季のさまざまな気象条件としてあらわれる台風、大雨、大雪などは時には甚大な被害をもたらすことがあります。これは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスが大きくかかわって起きる気候変動の影響と言われている中で、特にことしは日本に大型台風が8回も上陸しております。

日吉津村は、地震による津波の影響もあるかもしれませんが、しかしもっと身近では、水害が一番心配されます。村防災訓練でも水害の避難訓練はまだ行っておりませんが、たまに大雨に遭うと、住民の皆さんはどこに避難するのか、どのように避難するのか、本当に不安に考えているのが現状であります。村内で水害が一番心配なのは、日野川や佐陀川はもちろんであります、もっと身近な樋門管理は十分に機能しているのか、河川では箕蚊屋排水路、西川、宮川の水害整備状況は大丈夫なのかなど心配は尽きません。日吉津村地域防災計画の中では、住民の生命、身体及び財産の安全と保障を図るため、防災活動の効果的な実施を図るとありますし、中でも風水害予防計画の目的では、災害に対し、これを未然に防止するため、本村の特殊事情をよく把握し、風水害対策に万全を期したいと記載されております。さらに、災害が起きれば、本村の特殊事情を把握している行政としては、住民のために万全を期すると理解していますし、村民の声、意見、要望などについても、十分に反映させるとあります。

そこで、本村での水害が心配な河川対策と水害に欠かせない樋門管理に対し、どのような考えであるのか伺います。

次に、村営高齢者集合住宅の考えについて質問します。昨年、12月議会で、高齢者集合住宅建設の考えについて質問しましたが、いま一つかみ合わなかった部分もありましたので、改めて質問したいと思います。

一般的に高齢者住宅といえば、医療法人、福祉法人、株式会社など、運営するサービス付きの施設が考えられますが、ここでいう高齢者集合住宅とは、まだまだ元気だけどひとり暮らしや老夫婦だけの生活は不安である、かといって管理される施設に入るのも嫌、このように元気な高齢者を対象に、高齢者同士が支え合いながら、自分の年金だけで自由に暮らせる住宅をいいます。多くの高齢者は、できるだけ村内に住んでいたいという希望がある中で、ひとり暮らしに不安がある高齢者を支援するため、日吉津村が運営し、安い家賃で入居できる高齢者集合住宅の建設を、今後重要な施策として考えていく時代になると思います。日吉津村の現状につきましては、総合計画によれば、65歳以上の高齢者数は938人で、高齢化率は26.8%となっております。中でも、80歳以上の方が315名、75歳以上で独居の方は78名おられる状況であります。また、環境面も考えると緊急対応ができる社会福祉デイサービスが近くにあり、交流ができる保育所や小学校がある場所が一番適していると思っております。

このような高齢者集合住宅建設を行っている自治体は、全国的に見てもほとんどありませんが、これから超高齢化社会に向けて、日吉津村が全国に先駆けて考えていくことが重要であると思っておりますが、どのような考えなのか伺います。以上、終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、水害と水門、樋門管理の対策はということですが、10月の21日に中部地震が発生して、その深夜には救援物資をこちらからそれぞれの自治体を送ったということですが、我が村はブルーシートを100枚ほど備蓄しておりましたが、その夜に60枚を渡したということですが、倉吉市は2万枚のブルーシートを、もう3日目には配られたということですから、平成12年の西部地震のことを思えば、本当にブルーシートさえもなかったことを思うと、それぞれの県内で備蓄がある程度できておるということに思ったわけですが、ゆうべのテレビでは、ブルーシートが全体的にやっぱりまだ不足だったので、県知事さんのリードでさらにブルーシートの備蓄をふやそうというような議論がされようとしておるところでありますので、さらに一層の災害に対する備えができてくるのかなというふうに思うところあります。

我が村のことにに関して、特に水害と水門、樋門管理の対策はという質問でございますが、そういう意味では、我が村で一番心配なのがスポット的に、ゲリラ豪雨的に村の中でどかんとやられるということが非常に心配をするわけではありますが、日野川は一定の整備ができておりますし、このたびの国土交通省が全国で見直されましたそれぞれの国土交通省が管理されております一級河川の大規模氾濫時の住民対応ということでは、避難行動マニュアル等を37年までにつくるということでございまして、大きなハードルの高いものを示されたなというふうに思っておるところでありますけれども、これは今後の取り組みということにしていきたいと思っておりますが、格段のレベルの高い災害対応をしなければならないということで、それぞれの流域の自治体はかなり苦勞するのだらうなというふうに思っておるところでありますので、御理解をいただきたいと思っておりますが、御質問の村内を流れております農業用の用排水路は箕蚊屋土地改良区の管理物でございます。樋門の管理については、日野川の取水樋門、いわゆる大もとの改良区が農業用水として取り入れられる取水樋門は、改良区の職員が直接操作をするということであります。

それから、それぞれの、我が村でいきますと、箕蚊屋排水路、海川排水路、それにかかわる用水路等につきましては、改良区が樋門ごとに樋門管理者を定めて管理を委託をされておることとあります。それから、ホレコ川の排水路の箕蚊屋排水路ですね。箕蚊屋ではないわけか、ホレコは。（発言する者あり）ホレコ川排水路か。ホレコ川排水路につきましては、かつては手動でしたけども、王子製紙の北側の石原洞の樋門が自動化されておりますので、非常に人力で回すという御苦勞がなくなったということでございます。これが、平成19年に改良をされて、既に10年近くがたっておることとあります。

それから、一番懸念のあります大雨等の増水時には、各樋門管理者が、改良区が委託をしてらっしゃる樋門管理者が開閉操作によって管理をされております。樋門管理者で、不在であったり、体調が悪かったりされることもありますので、村としては、村内の水路を見回りしながら、直接的に樋門の開閉に手をかけることもありますので、そのようなことで対応をしておることとあります。改良区では、日野川の取水口の、伯耆町の取水口を大雨が予想されるときは、取水口をとめられるということをしておられるということとありますし、我が村の中の箕蚊屋に土地改良区に関する樋門については、事前にあけてもらおうと、オープンにしてもらおうと、水が流れるようにしておいていただくということで、改良区との議論なり調整をしておるところとあります。ただ、それも十分にいかないところがあったり、急に雨が降り出すというようなこともありますので、その際には、役場も直接手をかけておることとありますので、対応をしておるところとあります。

今、村内で一番気がかりなところは、ホレコ川排水路と海川排水路の2つあって、一番気がかりは、一つは宮川から海川排水路に落ちるあの樋門のところですし、それからもう一つは、一方の西川は、ホレコ川の石原洞を早くあけると、それから、そのもう一つ頭の新田川の樋門も早くあけて、水早く流れるようにしとくということが、今、村内で一番心配事であります。特に、ホレコ川排水路が、王子の東側を流れて石原洞に至るわけですが、東側から石原洞に至るカーブのところが、どうしても水が寄りますので、そこを早く通過、うまく通過させなければならぬというのがこのごろの懸案であるかなということ、努めてそのようなことに対応しておるといふことでもありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、村営の高齢者の集合住宅といふことの考へはといふことで、昨年の12月にも質問をいただいたといふことで、それがかなり曖昧だつたといふような言い方もございましたが、御質問のように、御指摘のよゝうにといひますか、ひとり暮らしだけれども、介護保険制度の各種のサービスを使う必要のない元気な高齢者の方が、お互ひに支え合ひながら自由に暮らすことができる村営住宅をといふことですが、今あります村営住宅の入居者資格においては、公営住宅法によつて所得が低いことなどが条件になっておりますし、村の住宅設置及び管理に関する条例では、高齢者やひとり親家庭、障がいをお持ちの、どちらかといへば生活弱者を優先的に入居を認めることができるといふよゝうにしておるところであります。

しかしながら、現在の村営住宅の状況につきましては、結果的にひとり暮らしになられた世帯も多くなつておるといふことでもありますし、松田議員の御意見の中では、村営住宅の入居していらっしゃる皆さんが、どちらかといへばひとり住まいが多くなつております。規模でいきますと、3LDKかな、村営住宅、2階に二間、下に一間とキッチンとリビングがありますので、3LDKになっているのではないかといふよゝうな思ひますので、その3LDKの規模が、じゃあ一人世帯に住まれるのにはどうなのかといふことだと、2階はまずほとんどお使いにならんと、荷物置き場になつとるのではないかといふよゝうに私は見ておりますので、その辺はひとり住まいが、村営住宅はよゝうあります。

村営住宅はひとり住まいがふえてますので、やっぱりそこには課題が出てきておるといふよゝうに思つてますので、これを何とか考へていかなければならぬといふことの趣旨なのかなといふよゝうに思つておりますけれども、御指摘のとおりでありますけれども、現実に入居者がいらっしゃるわけでもありますので、一人でお住まいになつていらっしゃる皆さんの考へも聞きながら、それは村営住宅についてでありますけれど、入居者について、一人でお住まいになつていらっしゃる方の考へも聞きながら、さらには今、それぞれの自宅でお住まいの一人になつて、御質問のよ

うにありました不安だなあというところを解消するための住宅の建設ができるのか、できんのかということでは考えていかなければならないというふうに思っておるところでありまして、それにつきましては、この夏ごろから、担当課のほうに、どげがええのかということで、議論、検討するように申し述べておるところでありますので、いまだその結論を出すような段階ではありませんけれども、なかなか難しさがあります。今入ってらっしゃることの、一人でいらっしゃることの皆さんの居住を確保するということが大前提でありますし、新たにそういうひとり住まいが不安だなあという方の問題を解決するためどげがええのかなあということで、なかなかこれといった決め手がないということもありまして、方向性がいま一つ出し切れてませんけれども、大きな課題であるというふうに思いますので、時間をかけながら検討をしていきたいというふうに考えておりますので、適切な答弁にはなりませんけれども、村営高齢者集合住宅の考え方はということにつきまして、検討を始めたということをお答えとさせていただいて、松田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、水害対策と樋門についてですけども、何か村長の答弁聞くと、私の質問したような趣旨がどうもかみ合っていないようなところが十分にあったんで、個々にちょっと質問しながら理解を深めていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

これは、当然この質問は、建設産業課長が答えられるかなと思うんですけど、適宜また村長でもよろしくお聞きしたいと思いますが、村の地域防災計画の中の基本方針の中で、被災者の声、意見、要望など十分に反映し、災害計画は毎年検討するというふうにならなっておりますけども、当然今までに被害者の意見などは十分反映されていると思うんですが、例えばどのような意見があって、どのような反映されたのかちょっとわかればお聞きしたいなと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

今のところ、そういう私のほうのそこには意見というものは聞いておりません。（発言する者あり）防災計画の意見とかについては聞いてないです。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） そういう防災計画とか、そういうものでの意見というものは聞いておりませんけども、大雨のときとかそういう場合には、ちょっと気になるとかっていうことの意味は聞いております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） 聞いておるですか、聞いておられますか、何か。あ、そうですか。

それはどのようなことかは、ここではなかなか言えません。

まあ、いいです。この３番目に、その辺をちょっとお聞きしますんで。

次、風水害予防計画の目的なんですが、中ですけども、この風水害を未然に防止するために、本村の特殊事情をよく把握し、水害対策に万全を期すと書いてあるんですけども、箕蚊屋排水路、宮川、西川について、今、村長も若干述べられましたけども、この辺のここに書いてある本村の特殊事情というものは何か、どういうものがあるか、あればちょっと教えてほしいし、それから、村内の重要水防区域は、村内は注意ではなくて、要注意であるというふうに書いてあるんですけども、この注意と要注意の違いをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

ちょっと再度確認いたしまして、後ほど御連絡したいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松田議員、今の再度確認をした上で、松田議員に対する答弁は別件で報告するという事よろしいですか。

○議員（９番 松田 悦郎君） はい。なら、わかりましたけども、注意と要注意の違いだけ教えてください。

○議長（橋井 満義君） 現在、その件で明確に答えが出せないということじゃないでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）休憩して、調査できますか。

暫時休憩します。

午前 ９時 ５５分休憩

午前 １０時 ００分再開

○議長（橋井 満義君） 再開をいたします。

松田議員に対する答弁を、建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 防災計画に載っておりますけども、過去に国土交通省、日野川河川が氾濫したことがある地域であるということで、この地域は要注意、氾濫したことがあるということでの要注意ということでの文言をとって、国土交通省としての見解ということでございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） なら、注意と要注意の違いではないということですか。国土交通



省が述べたってことですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えします。

過去に氾濫したことがあるところが要注意という意味合いで、例えば、そういうことはないけども、危険であるかどうかによって、国土交通省がそういう判断を下したということでもあります。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 何だい、わかったようなわからんですけど、わかりました。

次なんですけど、この辺をちょっと、課長、よう耳ほじくって聞いてもらっておいて。今までの答弁を聞いた上ですが、ことしの9月12日に起きました台風13号で、非常に日吉津村にも多く雨が降りました。その影響で、村長も先ほど述べられておりましたが、箕蚊屋排水路の東側、下口地区のカーブ付近から水が漏れてきたそうです。水が漏れてきて、人家の方が役場のほうに電話されたそうです。これが夜の19時ごろ、役場に電話したそうです。そしたら、役場の回答は、その場所は既に把握してますというだけの返答だったそうです。何を把握しとるんか、わしわからんですけど。その把握をしておいて、その後何だり、役場のほうは全く対処されてませんが、このような回答で、役場の対応はええなのかなあということと、ここは、今後どのような対策を考えていられますか、ちょっとお聞きします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

電話があって、既に把握していますっていうのは、そこにちょっと、事の詳細をわかりませんが、多分もうわかって、現場で対策に向かっているという意味での把握してるといふふうに言ったかどうか、その辺も含めまして、もう向かっていると、対応しているという意味での、把握してるといふ意味ではないかというふうに考えております。

また、対策といたしましては、今、建設の方につきましては、家を建てる方につきましては、事前にこういう場所であるということの説明等もしておりますし、地上げなり、そういうものにつきましては話をしております。また、根本的には早急に宮川、新田川の水路と石原洞の樋門を、ここを早急に対応するということが、早急に努めるようにしておりますし、そういうことを今の現在での対策といたしましてはしております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 一番最初に言いました質問の中で、被災者の声は十分反映されますかというような声を、最初出いたのは、そこをちょっと、その辺のことが今まであったのか

ということを知くために、最初言ったんですけども、このことは、総務課長、役場のほうで全く把握されてませんか。聞きます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この台風13号のときの夜19時というのは、うちのほうには入っておりません。私のほうには聞いておりませんので。以上です。（発言する者あり）

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） それはですね、誰が受けたのか、この大雨のときには何か、役場のほうでも詰められて、おられたんでしょうかね。その中で、わからんというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 災害対策本部といいますか、待機ということで、役場のほうで待機しておりましたけど、総務課のほうの確認では、この19時に連絡があったということは聞いておりません。ただ、見回りとか、そういうことをしておりますし、以前にも、水があふれたときに、地元の方から連絡があって、その場所に行って、心配だということで対応しましたし、建設産業課のほうでも、すぐ樋門とか、その辺の対応をしておりますので、この把握といいますか、連絡があったものについては全て対応してるというぐあいに理解しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 聞いたか聞かんじゃいけませんので、今後の対策と、こういうことはやっぱり誰が電話を受けようが、そういう災害のときですんで、当然課長まで上がるとるのかなと思ったんですけど、聞いていないと言われると、非常にちょっとどういうふうに持っていたらいいか、今後の対策をどうされますかっていうようなことをちょっと聞きたいですけども、その辺を十分に検討して、被災者の声をよく把握してください。

それから、時間がないです。続きまして、これ、建設産業課長。課長、産業課長、おたくです。田んぼや畑に、話がちょっとずれるんですけども、田んぼや畑の横に流れる用水路ありますよね。私もよう暑いときから年がら年中歩いてますから、よくわかりますが、田んぼとか畑の隣にある用水路の中に、ごみがすっごくたまっておるときや、ごみがどおんと道路に上げてあって、誰かが上げたんだと思うんですけども、それがずっと投げて、もう悪臭出すほど投げてあることがあったんですが、特に夏、今ちょっと寒いんですけどあれですけど、この辺で、この用水路のごみ対策なんちゃはこういうふうを考えておられます。これ、要するにごみがたまるときには、水があふれて、田んぼ入ってました。ということは、ちょっとの水でも、田んぼにずっと入ってい

くということは、ここの水害の原因だと思うんですけどもいかがですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

用排水路の泥の件でありますけども、まず、去年の3月には畑とか、用排水路の周りの草刈りのルールというものを決めさせていただきまして、これを関係者の方に周知しております。また、本年は用排水路の泥上げに関するルール、誰が上げるのか、今までつくってた方がかわったりして、この部分のルールが忘れられたりとかしてる部分もありますので、こういう用排水路の泥上げのルールというものを決めさせてもらって、今後周知していこうというふうに、今検討しておるところでありますけども、中には、その用排水路の関係者の方が集まって、年に1回とか、春先とか終わってから、泥上げをしてきちっと用排水路の管理をして流れるようにとか、そういう草刈りをして、草が排水路に垂れてしまって、目詰まりしたりとか、そういうことのないようなということを対応をするようにしております。畦畔の草刈りと用排水路の泥上げのルールを決めさせてもらって、ごみが詰まったりとか、泥がたまったりとかしないようにして、することによって水がとれなかったりとか、また水が入ってくることがないような、そういう対策を今考えているところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 課長、今、思いつきじゃなくて、それは当然、課長の今言われたことは、農業者の方にも徹底されるんですね、そのことは。今言われたことは。そういうふうに決定しますという言葉は、今後、農家の方たちに徹底されるんでしょうね。確認ですわ。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） まず、草刈りの徹底につきましては、昨年3月に決めまして、村のホームページにも掲載しておりますし、各実行組合長を通じまして、各農家の方にはお渡ししております。また来年、2月からJAの座談会等もありますけども、その部分につきましては、再度徹底したいと思っております。

また、用排水路の泥上げのルールにつきましては、現在検討中でありまして、農地だけの部分につきましてはあらかじめルールは決まっておりますけども、この人家を含む間とかそういう部分のところも含めて、しっかりとその部分を詰めて、それができたら周知していく予定にしております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりましたと言うしかないもんね、はい、了解です。いいぐあ

いに決定してください。

次にですね、樋門について質問をしたいと思いますが、この樋門は御存じのように、常時待機状態でありまして、操作されておりませんが、出水時には確実に機能しなければならないというところから、日常の適切な管理がされなければいけないということで、重要であると思っておりますが、そこで、最近いろんなところで樋門管理が本当に適正に管理されているのかという声も聞きますし、私もその経験をしておりますが、そういうことでちょっと樋門について、一つずつちょっと質問させていただきますので、課長、よろしくお願いします。

村内に、樋門と樋管、樋管がありますね。樋管、わかちよる。（「わからん」と呼ぶ者あり）樋管っていったら、樋門よりもちいちゃいようなやつを樋管というそうですけども、当然知っとうなると思って、わしゃ言ったんだけど、それはどれぐらいあるかわかりますか、村内に。きょう今回、樋門の関係を質問しようと思ったんだけど、大概わかちよられるんだらうなと思ったんですけど、どうですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

水防計画に載っております主な樋門ということでは、村内には12カ所ということであります。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 課長、ええかや。かんがい排水作業って、農業者のどげだこげだっていうありましたな、かんがい排水作業、これは地元の自治体が共同して、箕蚊屋土地改良区に補助金を出しておられると思うんですが、この樋門管理についても、補助金で同様なことが、同様といいますか、かんがい排水事業と樋門管理と同じ、例えば補助金で管轄されているんでしょうか、日吉津村が。かんがい事業については、日吉津村補助金出しておられるでしょう。まずそこから聞かな。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

土地改良事業等行いますと、国とか県とか、市町村の負担金並びに地元の負担金というのがありますけども、地元の負担金の部分につきまして、村がこういう改良、排水的なものにつきましては全部村が出してるということで、補助金ということでもあります。それは、補助事業をする場合のものをつくるまでの部分の費用ということでもありますけども、その以降の管理につきましては、箕蚊屋土地改良区が各農家からいただきます用排水路費の中から、各樋門管理者等にわずかではありますけども手当をお支払いして、その維持管理の部分での費用の中から手当を出して

管理してもらっているということでもありますので、村外構造物をつくるときにいたしました補助事業というもののお金では、ここの補助金ということではなくて、毎年用排水路の関係とかで、農家の方がお支払いしてるその部分から改良区が各管理者に手当をお支払いして、維持管理をしていただいています。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 私、言いたかったのは、要するに土地改良区と日吉津村とのかかわりはあるわなということが、ちょっと聞きたかったんですけども、なぜかという樋門の管理者は箕蚊屋土地改良区が対応していくことが、当然私も理解してますし、誰も皆さん方理解しておるんですけども、水があふれるときの水害を考えると、この樋門管理というのが非常に、その操作一つによっていろんな水害が起きんとこでも起きたなんかするというようなことがあるんですよ。

例えば水害ではなくて、日吉津、下口の例えばちょっと自治会のことになりますけども、川掃除するときに、全て川とめますが。とめますけども、1カ所だけ流れてくるんです、ざあざあざあ。何でか、私は箕蚊屋土地改良区に、いついつ川ざらいしますよって、樋門管理者にお願いしますよって言ったって、だあだあ流れて、結局川ざらいができませんことが結構あるんですよ。だから、樋門管理者は本当にいいぐあいにはやっておられますんかっていうことで、なら箕蚊屋土地改良区だって、日吉津村との箕蚊屋土地改良区と関係があるんなら、日吉津村から一言言ってほしいなということなんです。私言いたいのは、それで、その前提で、この樋門管理者に対しては、十分な指導はされているんでしょうね、課長。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

指導といいますよりも、済みません、最初に川をとめるとか、そういう場合につきましては、各自治会から改良区等に言って、また改良区のほうからは、私のほうには建設産業課と消防の関係に、いついつ川をとめますとかっていうものの御連絡は来ますので、そういうものが各樋門管理者にも伝わってとめるといふことでもありますけども、そういう水がもし流れてきたっていうことがありましたら、ちょっと確認をさせてもらって、どういう原因でそうなったかをまたちょっと確認して対応したいと思っておりますし、箕蚊屋土地改良区につきましては、これこれこういうことがあったとか、我々も一緒に対応して、どういうことで早期に対応できるような方法はないかっていうものも協議しながらいたしておりますので、直接指導ってこれこれっていうことまでは行きませんが、こういう状況があつて、こういうふうにしていかんといけないなというこ

とは常日ごろ、箕蚊屋土地改良区とは話をして、迷惑のかからないような対応がないかと、そういうものは常日ごろ考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後にしますけども、この樋門管理者に手当が出るとるんですけども、ちょっと言うだけですけども、この手当が出るとる方と出てない方があるみたいなんで、そういうことで本当に樋門管理が、重要なことだっていうときに操作してもらえるのかなというのが一つ心配なんです。それから、いろんなこと言っとるんですけども、課長、その辺の実態よく把握しといて、また土地改良区と話してください。

続きまして、村営高齢者集合住宅につきまして、ちょっと質問したいと思っておりますけども、質問といえますか、村長の答弁聞きますと、非常に難しい時間をかけながら検討するというふうなこと言われまして、非常に理解しました。

そこで、ちょっとこの間新聞に、12月7日の新聞に、鳥取県で高齢化率30.3%で最高というような記事が載ってましたが、皆さん、御存じだと思うんですけども、ちょっと読み上げさせていただきたい、要点だけを読み上げさせていただきたいと思いますが、鳥取県内の人口に占める65歳以上の高齢化率が、27年10月1日現在30.3%と過去最高を記録したと、全市町村で前年より上昇し、最高は日南町の49.6%であり、2人に1人が高齢者ということだそうです。それから、県、全市町村は元気な高齢者をふやすために、高齢者雇用の促進など、維持可能な社会づくりを模索していますと。また、県長寿社会課の課長によれば、高齢者のうち8割は介護を要しない高齢者であり、地域を支える貴重な担い手であると言っておられます。さらに、県では高齢者の健康対策や雇用など、シニアバンクなどの活躍の場づくりに努めてますということが新聞に載ってまして、何が言いたいかということですね、高齢者は元気な高齢者が多いということが一番重要なんで、これを日吉津村も何とかこの方たちのために、教育関係には非常に大きな声では言えませんが、多額の金額なんで、高齢者の対策にも何か一つ、目に見えるような施策をお願いしたいと思ひまして、それを述べまして、一般質問終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は10時35分より再開いたします。休憩に入ります。

午前10時22分休憩

午前10時35分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次、通告3番、議席番号7番、山路有議員の一般質問を許します。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

先ほど同僚議員のほうからもありましたけども、10月21日に発生しました鳥取県中部地震、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、村内においても建物の被害があったということで、あわせて早い復旧をお願いするところです。

村の人口、一つの目標であります3,500人を9月26日に達成いたしました。大変喜ばしいことであると思っております。また、11月末現在で3,519人と順調な人口増であります。我が村の地方創生戦略を評価するものであります。現在も住宅建設が進むところであり、ますますの人口増加と活力ある村づくりに期待するところでもあります。また、村内において本年度中に出産される方が44人もあるということで、我が村の総合戦略、タイトルに掲げております「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～待機児童ゼロ～」切れ目のない子育て支援、安心して子育てができる環境づくりに、ハード、ソフト両面で、議員の一人としても取り組んでいきたいというふうに思っております。また、国道431号線沿いの開発予定もあり、村の発展、活力、利便性に富んだむらづくりが推し進められるものと期待するところでもあります。

本日の一般質問、大きなタイトルとして、29年度、つまり次年度予算に反映をとということで、3点について質問をしたいと思えます。

まず、1点目が、地域企業と連携した健康づくりと、それから、2点目が、事業と施設の安全対策は十分かと、3点目が、うなばら荘の集客促進を図れ、以上3点について質問をさせていただきます。

そうしますと、早速、1点目の地域企業と連携した健康づくりということで質問をさせていただきます。

ここ一般質問で、健康づくりについて、たびたび質問をさせていただいております。12月定例会初日の議案説明で、村長のほうから国民健康保険の説明のときに、非常に医療費の伸びているという説明をされましたけども、村民の皆さんから、なかなか伸びたというのはわかったんだけど、村長の説明でなかなか聞き取れなかったという御意見もいただきましたので、きょう少し

述べさせていただきますと、この健康づくりに関して取り組む前に、国保会計がどのようになっているかということを少し説明をさせていただきたいと思います。

このたびの12月補正で6,442万円のプラス補正をしております。そのうちの大半、これが保険給付費の伸びです。6,367万8,000円が、この保険給付費の伸びとなっております。歳入歳出総額が5億1,600万余りということで、私も長く国保の運営協議会の委員しておりますけども、初めて5億の大台に乗ったなど、ちなみに27年度の決算状況が3億7,000万余りであったということを押れば、1億以上の全体額としては伸びているということでもあります。昨年同期に比べますと25%の伸びであるという説明もあったところです。ここで、皆さんからいただいている保険税が約7,300万、そして、一般会計から繰り入れる額がおおよそ7,000万ということで、おおよそ皆さんからいただく保険税と一般会計から繰り入れる会計が7,000万ということで、肩を並べる程度の非常に高い医療給付の状況があるということでもあります。これが今、うちの医療費の現状であります。

こうしたことを前提に、1番目が地域企業と連携した健康づくりということで質問をしたいと思います。11月5日、6日に行われました鳥取県スポーツ推進委員会研究大会、大山町の事例発表があり、地域企業と連携した健康づくりの事例がされたところでもあります。また、鳥取市、米子市と地域企業と連携した健康づくり施策が開始されております。今日、行政と地域企業と連携した健康づくり施策が盛んに行われております。村内企業、名前を出しますと、イオンでは地域貢献という立場から中国ブロックでただ1店舗指定を受け、健康づくり施策に取り組む考えであることをお聞きしております。現段階での考えは、万歩計で歩数に応じた特典を検討中であります。村としてもこの事業を積極的に推進し、健康増進を図ってはどうかということで、今どこの自治体でも、この医療費の伸びイコール健康づくりということが、最大の課題になっているという状況があるということをおし添えておきたいと思っております。

続いて、2点目が、事業と施設の安全対策は十分かということで、これは村長並びに教育長のほうにもお伺いしたいなというふうに思っております。

まず、1点目が、村主催のスポーツ大会、これは事前の練習も含めて、看護師の配置を私はすべきではないかと、常々ここ何年も前から言っておりますけども、配置されていたり、されていなかったりというような状況がありますので、このあたりについてひとつお伺いしたいと思います。

2点目が、2号線十字路、信号機設置に向けた進捗状況はどのようになっているかなということで、非常に村民の方からもカラー舗装なり対応はしていただいているんだけど、その後も事



故が、御存じのように起きているという状況があるんで、村民の皆さんからも通学路でもあるし、この辺の進捗状況はどうなっているかなという質問を受けております。ひとつこのあたりについて執行部の見解を、進捗状況についてお聞きしたいと思っております。

それから、3点目が、これは1点目の健康づくりにつながる問題ですけども、ウォーキングコースの安全対策ということで、前回9月議会に質問したときにも、村長のほうから検討はしてみたいというお話も聞いているところですけども、例えばコース設定、それから道路標識、それから推進の看板等、このあたりは少し充実してはどうかなというふうに常々思っております。このあたりの見解をひとつお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、4点目が、小学校グラウンドにネット取り付けと照明設備ということで、ネット取り付けということになりますと、どういうことかいなということがあると思いますけども、小学校グラウンド西側では、ボールがフェンスから跳び越えて、社協の窓ガラスを割るという状況が、それから網戸を破れたりという状況があります。また、東側のほうでは野球部のほうが、打ったボールが県道のほうに出て、駐在所の前のほうまで飛んで出ちゃうと。たまたま車等の事故につながっていないんで、このあたり教育委員会でも少し考えなければならないということもおっしゃっておりますので、29年度に向けてどういう考えがあるのかお聞きしたいと思っております。また、照明灯増設ということでは、これは基本的にはスポーツ用の照明でなくて、考え方ですね、防災の立場からの照明ということでたびたび説明を受けているところですけども、ふだんはスポーツ活動に使われているところで、ひとつ関係者からは東西にも1基1基あったら、非常にスポーツはやりやすいということでお話は聞いております。このあたり少し執行部の見解をお聞きしたいというふうに思っております。

続いて、大きな3番目として、うなばら荘の集客促進を図れということで、議会のほうでも、今、調査部会ということで、たびたびうなばら荘のほうにお邪魔して、経営内容等についても伺っている、そうしたことを前提に質問をしたいと思えます。

うなばら荘の集客促進施策として、海浜運動公園、ヴィレステひえづ、トレセン等の施設を使用後にうなばら荘を利用する場合は、村施設の使用料を減免する施策で臨めないかと。県外からの行政施策等についても、うなばら荘の利用をお願いしている状況もあり、幅広く行政施設とセットで考えてはどうかと。現状では同施設で赤字が発生すれば、村で補填する状況であります。行政としても支援施策を講じるのが当然でないかというふうに考えております。先ほど申し上げたように、本来ですと指定管理を受けている村長のほうも、理事長である村長のほうもいろいろな考え方があると思っておりますけども、先ほど申し上げたとおり、議会としてもそうした意味

では、経営の促進ということで、改善ということで、たびたびうなばら荘に足を運んでおりますので、少しここは強調して、うなばら荘の繁栄につながる取り組みをしたいなというふうには思っております。このあたりの見解をひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の一般質問にお答えをしております。

地域企業と連携した健康づくりということでございますが、どこの地域も健康づくりが最重要課題になっておるといふ話でございまして、まさしくこの高齢化社会に、かつて日本以外が経験したことの無い高齢化社会に突入したわけございまして、当然医療費も急増をしておるといふことで、そこをやっぱりクリアできる政策がないとなかなか高齢者にも、先の行き先が明るくなるものが示せないということですし、先ほどの松田議員の質問の中にもありましたが、本当に元気な高齢者であり続けなければならないと、いてほしいというものだな。地域企業と連携した健康づくりということでは、総合計画の中でも大きな柱にしておるわけでありまして、地方創生総合戦略の一つであります元気なむらづくりを目指して、現在健康寿命の延伸を図ることを目的としたデータヘルス計画の策定に取り組んでおるところであります。

本村では、これまでも健診の結果等を踏まえて、保健事業を積極的に実施をしてきたというふうに思っておりますが、今後は計画づくりから見えてきた村民の健康課題に対し、ターゲットを絞った保健事業の展開やポピュレーションアプローチから重症化予防まで、網羅的に保健事業を進めていくことが求められております。この計画では、これまでの既存事業に加えまして、健康課題に対応した新規事業も織りまぜながら、新年度からの事業を計画しておるところであります。

その新規事業の一つとして、健康ポイント事業を計画しています。これはさまざまな健康増進サービス、活動への取り組みのインセンティブとして、健康ポイントを付与して、継続的な参加や健康への意識づけを促そうというものでありまして、具体的にはノルディック・ウォークの参加者やまちの保健室への参加者、また健診受診者や健診受診後のコントロールにより数値が改善された方などへ、健康ポイントを付与して、そしてさまざまな活動で蓄えられた健康ポイントを商品券などと交換していただくような制度の導入を考えておるところであります。

その中で、民間企業とどのようなタイアップができるのかを、これから協議をさせていただくことにしたいというふうに考えておりますが、企業と連携することで、この健康ポイント事業がより魅力的なものになれば、村民の皆さんからの関心も高まり、事業への御参加もふえて、健康取り組みへの意識づけや意欲向上へつなげていただけるものと期待をしておるところであります。

という意味では、我が村の改善していかなければならない健康課題というのは、具体的にはある程度ははっきりしておるのかなということです。いわゆる生活習慣を大事にしていかなければならない、食生活改善を大事にしていかなければならないということで、血糖値が県内で見ると非常に高かったり、2カ月の血糖値の推移を見ますヘモグロビンA1cが高かったり、中性脂肪が高かったり、それで血圧も高かったというようなことを、県内の比較からすると高いということです。ですので、やっぱりこれを今、県下でワーストワンだとか、ワーストツーみたいなところにありますので、何かこれを引き下げる施策をしていかなければならないということでは、行政としての責任もあるというふうに思っていますので、積極的な取り組みをしていくことが肝心だというふうに思って、割かし生活習慣の中では、安易に過ごしがちなこの数字のところを、やっぱり若いときから気をつけて、取り組みをそれぞれがさせていただくことによって重症化にならないようにつなげていくということが、やっぱりここに来てみると非常に大事になってきたなということでもありますので、そのような観点から取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、事業と施設の安全対策は十分かということではありますが、2号線の信号機の設置に関する状況についての進捗状況ということで、私のほうから答えますと、ことしの2月に交差点内に、カラー舗装の工事を行って、従来の交差点以上に注意喚起をしたわけですがけれども、一時的には交通事故の減少も見られましたけれども、当然ではありますけれども、解決まで至らないということでもあります。

信号機を設置するという観点では、道路拡幅等が考えられるわけでもあります。もしくは一方通行の導入なども考えられるわけですが、あそこの道路の利用現況からすると、一方通行は経済効果や経済に対する影響、住民の皆さんの生活に対する影響を考えると、一般的でないのかな、まだその一方通行の決断をするべきときではないな、それ以前に道路拡幅の検討すべきだなということではあるところでありまして、この交差点改良について、近隣の関係者に、限定的ではありますがありますけれども、関係者に対して交差点における交通事故の状況、これまでに交通事故対策を講じてきた内容、村民からの信号機設置要望のあったことを説明して、交差点の改良の必要性を訴え、その必要については御理解をいただいたということで受けとめておるところでありまして、これからは関係する地権者に対しまして、用地買収なり建物移転なりの交渉を進めなければならないというふうに考えております。

しかし、交差点改良のために用地買収を、いや、建物の移転交渉などということになりますと、相当な時間が要するというふうに考えますので、御理解をいただきたいと思えますし、それから、

この用地買収とか、建物移転とか言いましたけれども、限定的な話でありますので、多少関係者においては不安を抱かれる部分もあるかもしれませんが、その辺の懸念も含めて取り組みをしていくということを申し上げさせていただくものであります。

これまで、いろんな方に御心配いただいて、警察のほうでも御心配をいただいたりしておりますけれども、事故が多発しておりますので、暫定的な方法も考えられなくはないですけれども、基本的に交差点改良をしてやっていくのが、今の現状を部分的な改良をするときの課題等考えると、交差点改良に真っ正面から向かったほうがよいのではないかという判断をしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。関係者に当たって、現状は重ねてですけども、御理解をいただいたと、土地の必要性や建物の移転の必要性なども訴えさせていただいたということであります。そういう意味では、これから年末年始を迎えるに当たりまして、交通量もふえますので、あの部分ではできる限りの交通安全対策に、現況での努めはしていく必要があるというふうに考えております。

次に、3点目のウォーキングコースの安全対策についてということですが、ウォーキングコースの設定につきまして、今のところは平成22年に作成をしたものは、各自治会公民館を基点としたウォーキングマップをつくっておりますので、その利用の中では、水辺の楽校や河川敷グラウンドの利用などをコースの中に盛り込んだ内容にしておるといふふうに思っています。

防犯灯につきましては、コースが全村に広がっていることから、全域を網羅するような設置は難しいと考えているところであります。推進看板などにつきましては、村としても現在健康づくりの一環として、ノルディック・ウォークの普及に力を入れているところでありまして、いいましても、30人近くの自発的なノルディック・ウォークの取り組みをしていらっしゃるという方もあるというふうに伺っておりますので、全村的にさらに村民の意識の醸成や向上を促すような看板等の設置を、検討を今後はしてまいりたいというふうに考えております。

それから、大きな3点目の2点目の村主催のスポーツ大会における看護師の配置と小学校グラウンドのネット取り付けという、ネットと照明灯の件につきましては、教育長のほうからお答えをしますけれども、右から左というわけにもいかん部分もありますので、教育長が答えますが、あの辺は先ほどの議員さんのいわゆる高齢者の住宅の話が出ましたけれども、これらにおいても財源的なものがぱんとあれば、また考え方が違うんですけども、今、役場の中で、課長に指示しておりますのは、それぞれの課題を、現実に課題が出てきておりますので、村営住宅は一つですし、それぞれ出てきた課題を整理をして、またその解決の方向を整理しながら、村の総合計画の審議会に議論をしていただいて、物事を進めていくことが必要だろうなというふうに考えており

ますので、いずれにしましてもいろいろな人の目で施設整備については考えていきたいなというふうにありますので、よろしくお願いをしたいと思います。ということで、教育長のほうから、1番と4番は答弁をいたします。

3点目のうなばら荘の集客促進を図れということではありますが、28年度の経営改善計画に基づいて、営業体制の再構築を初め、戦略的な設備投資、既存顧客の利用促進や新規顧客の獲得等、経費面のバランスをチェックしながらコストパフォーマンスを意識し、利用者が喜んでいただけるようなサービスの向上に努めているという状況であります。あわせて毎月のお客様アンケートの意見を参考に改善を加えながら、サービスの充実を図っているところであります。

議員が質問に出されております施設利用とのセットプランを利用した場合、使用料を減免することはできないのかということですが、うなばら荘の立場では、うなばら荘のプランの中で村の施設利用とのセットプランは、現在グラウンドゴルフのプランのみでありますので、プランはあるということです。このプランは、週末以外の利用が多い高齢者をターゲットに、海浜運動公園芝生広場を利用して、グラウンドゴルフを楽しむと同時にうなばら荘を御利用いただくというセットにしたものでありまして、内容は飲み物を1本サービスするということと、うなばら荘が村に使用料を支払う形でお客様の施設使用料を無料とさせていただいておるところであります。海浜公園の使用料を無料にしているという内容であります。

議員が御提案のありました集客促進施策として、ヴィレステで会議をしていただいた後にうなばら荘を利用していただくなど、グラウンドゴルフプラン以外のセットプランについても検討が必要であるというふうに考えますが、この部分については、うなばら荘がサービスプランを考えるということと、それから、今、議員がおっしゃった、村として公共施設をサービスの対象にしないかということでもありますので、そういう意味での整理で考えると、うなばら荘がセットプランを考えるということのほうがいいのではないかと考えておりますので、グラウンドゴルフのプランと同様な特典の考えで、うなばら荘とのセットプランの協議ができないのかということ、うなばら荘に検討をさせたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、私からの一般質問のお答えとして、2番の事業と施設の安全対策は十分かということの答弁をしていない1番と4番につきましては、教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 山路議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ大会への看護師配置に関するお尋ねについてでございます。主なスポーツ大

会といたしまして、日吉津村体育協会主催の年3回の球技大会でありますソフトボールとペタンク、ソフトバレーボールとグラウンドゴルフ、卓球とバドミントン、そしてソフトバレーボールオープン大会がございます。また、チューリップマラソン、村民運動会、熱血12時間ソフトバレーボール大会につきましては、各実行委員会で運営されておるところでございますが、現在の看護師の配置状況につきましては、激しい運動を伴う小学校グラウンドが会場のソフトボール、村民運動会と、農業者トレーニングセンターが会場のソフトバレーボール、バドミントン、卓球、12時間ソフトバレーボール大会、ソフトバレーボールオープン大会、さらには、そして河川敷が主会場のチューリップマラソンに看護師を配置させていただいておるところでございます。

身体的な負荷が少ないと考えられますペタンク、それから海浜運動公園芝生広場でのグラウンドゴルフにつきましては、看護師配置はしておりませんでした。しかしながら、近年の気温の上昇による熱中症や突発的な事故等を考慮いたしまして、来年度、平成29年度からは、ペタンクやグラウンドゴルフの会場にも看護師を配置する方向で検討をしておるところでございます。

また、御質問の中にごございました練習時にも配置が必要ではないかとの御指摘でございます。村民運動会の練習、それから球技大会の練習におきましては、事務局のほうで会場を押さえて、順番に使っていただけるように御提供申し上げているところでございます。この練習には看護師を配置しておりませんでした。この練習につきましては、各自治会が施設の使用等に、また練習の内容等にも責任を持っていただくという考え方で提供させていただいているところでございますので、練習時の看護師配置は、現時点考えていないところでございます。

なお、日吉津村体育協会主催のソフトバレーボール部、グラウンドゴルフ部等で主催されます独自に開催されている大会につきましては、体育協会の各部のほうに、看護師の配置について検討していただきますようお願いいたしますので、看護師配置についてはそのようなことで御理解いただきたいというふうに考えております。

次に、小学校グラウンドの防球対策についてのお尋ねでございます。10月31日に開催されましたスポーツ少年団指導者の連絡会におきまして、サッカー部は西側ゴール付近のデイサービスセンター建物の窓ガラス破損に関する事、元もりハウス前駐車場側への道路へのボールの飛び出し、野球部に関しましては、東側の県道や民家と南側の役場駐車場へのファウルボールの飛び出しについての懸念の御相談がございました。ボール飛び出しによります自動車、歩行者等々、事故の危険性や近隣の建物の破損等について、持ち帰って協議をしたいというふうにさせていただいておるところでございます。

そこで、まず市街地の小学校の防球対策の状況を確認いたしました。市街地の小学校であれば

同様の問題を当然抱えていらっしゃるというふうに考えたところでございます。その結果、日吉津小学校とほぼ同程度の対策が行われているなというふうに認識したところでございます。

それから、続いて、防球設備のメーカーと現地協議を行いました。その結果、防球ネットの高さや範囲を決定するのに、これといった基準はないということでございました。メーカーのほうとしましては、設置する依頼者が希望する高さや範囲に設置する費用の見積もりアドバイスはできますが、こればかりは絶対にボールが出ないという保証はやっぱりできないという回答でございました。

そこで、市街地の同様な条件の学校では、児童に、ボールの出やすいところではボール遊びをしないとの指導を徹底したり、それから利用していただく団体には、施設に合わせた利用をお願いし、練習方法の工夫もしていただいているというのが現状であるというふうにお伺いしました。

そこで、日吉津小学校グラウンドの機能や村の他の施設整備状況から考えました結果、防球ネットを設置すると、今以上の対策は現時点で小学校施設、学校教育施設の域を超えるものであるとも考えまして、施設の現状に合わせた利用をお願いしたいと考えているところでございます。現状で競技施設としての寸法等に不都合があったり、競技に支障が生じる場合がございますら、日野川河川敷公園に、それぞれの競技施設が整えてありますので、そちらでの御利用もお考えいただけたらというふうに考えているところでございます。

グラウンドの照明につきましては、以前から御質問をいただいておりますが、これもお答えしてまいっておりますように、防災用施設としての整備をしてまいってきたところでございまして、これ以上の増設は現時点考えておりませんので、あわせて御理解をいただきますようお願いいたします。山路議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そうしますと、再質問をさせていただきます。再質問は、1番目のほうから質問をさせていただきたいと思っております。

いろいろ何ていうんですか、いろいろ取り組んでいただいているなということを、今お伺いしててわかりまして、安堵というんですか、しているところですけども、実を言うと、おとついでですか、福祉保健課長とは、実際にイオンさんのほうに行って、どの程度の日吉津村のほうで取り組む事業について、企業としてどの程度の支援がしてもらえるかということで、再度会を設けて、そのあたりについて具体的な話を進めていきたいというふうに思っております。今、村長のほうから少し話は出ましたけども、再度福祉保健課長のほうから、具体的に29年度にどういう取り組みを考えられているのかなということが、もし今わかれば、少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えいたします。

本村は、先ほどの村長の答弁の中にもありましたけれども、今データヘルス計画というものを作成しております、その中で、来年度取り組む事業を検討しているところです。具体的に、その健康ポイントというところで説明いたしますと、今計画しているものの中では、村として取り組んでいますノルディック・ウォーク、こちらの参加者の方に健康ポイント、そのたびにつけていただく、そういうようなものを考えてますし、それから、今各自治会で行っておりますまちの保健室、これも継続してやるのが大切だと思っておりますので、来年度も実施したいと思えます。そちらの参加者の方にも来ていただければ、ポイントを付与するというようなことも考えております。あと健診ですね、もろもろ健診があるんですけども、そちらに来ていただいたら、また健康ポイントといったものを考えてますし、その健診の結果、こういったところはちょっと改善の必要があるねというような方が、自己のコントロールによって数値が改善されたというような、ある程度の数値の目安をつけまして、そういった改善された方にポイントを付与するというようなポイント制を考えております。そして、それをそれぞれの事業ごとにやるのではなくて、例えば1冊のポイント手帳というようなものをつくって、それでポイントをつけていただいて、トータルで何ポイントになった方には、こういった賞品というようなものをインセンティブとして付与するというようなことを考えております。そして、その賞品というものの中とかで、企業さんと提携して、何か連携ができないかというところを、この間もお話しに行ったというふうに理解しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。私も何かお手伝いできればなというふうには思っております。

それで、ひとつ福祉保健課長にはこれまでもちょっとお聞きしたんですけども、29年度の事業として、御当地体操というのが、どうもまだ具体的なところが決まってないというようにお話を聞いたんですけど、現状ではどう、御当地体操について。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

御当地体操につきましては、ちょっと取り組みがおくれていますけれども、今年度は、一応検討会というものを立ち上げて、その検討会の組織としては、役場の各部門の、例えば体育であったりとか、保健であったり、医療であったり、そういった部門の担当者、それから社協の方、それ



から、例えばスポーツ指導員さん、こういった方に入っていただいて、こういった体操をつくっていくかというものを検討してまいる、そして、そこで今年度は講師を呼んで、ちょっと指導を仰ぎながらしていきたいということを考えてます。そして、来年度は体操に対する予算を組みまして、体操を形にしていきたいという予定であります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今の答弁には私は余り、28年度の説明の中では、28年度に御当地体操をつくるということでしたので、今年度中には、私は何とかそういう健康体操というですか、つくってほしいというふうには期待しております。ここ先日、11月の5、6、倉吉でこうした研修会が、スポーツ指導員の研修があったときに、大山町のほうが御当地体操、すごいおもしろい動画で、その体操を見てきたところですけども、あ、これ、うちに取り入れて、多少参考にしてすりゃいいのになと思いましたので、そんなにいいところはまねてもいいと、私は思いますので、ぜひまた一回、大山町のはどこかな、福祉保健課か、にちょっと連絡して、一回そのあたりのビデオも参考にされたらどうかというふうに思っております。

あと、今、村長のほうから答弁でいろいろこうした事業を取り組んでいきたいということでお話伺ったところですけども、実を言うと、ここいろいろ私も糖尿病研修、料理もつくったり、昼からは体操したりするような会に出たんですけど、保健師さんが3人、参加者3人、村全部です。途中で1人帰られちゃったと。そうすると保健師が3人、管理栄養士も含めて3人、村民は2人で、いろいろな事業は組まれて結構だと思うんですけども、今はまちの保健室、私も前回もできるだけPRして、多くの人に必要性を訴えて来てもらうようにしたんですけど、それでも二十五、六人来られたかなというふうに思っております。この辺はちょっと村長とも意見が一緒だと思うんですけども、どうしたら参加者が多くなるかということ、村長並びに担当課長はどのように、そうしたまちの保健室にしても、継続ですね、つまりはね。そうした事業をしても、ふたを開いたら四、五人しか来ておられんと。では、幾らいい内容であっても、参加者が少なかったら、これどうしようもないと私は思ってます。その辺の参加者、どうに興味を持って来てもらうにはどうしたらいいかっていうことを、村長並びに担当課長、考えておられるのかなっていうことをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） これは、何の事業においても共通した部分があるかと思えます。一つは、役場の職員として事業を仕掛けていくときに、広報で流しました、無線で流しました、中海テレビの113チャンネルで流しましたということで、とりあえずそれは、手段はそういうこと

でやるということだと思っております。その後を、どんなふうに踏み込んで、住民の皆さんにお願いをしていくのかということが欠けておりますと思っております。それを、どんなふうにやっていくのかということでは、私も得策がまだ見当たりません。人間関係をしっかりつくって、出てくださいというお願いをして、それがまた参加をしたくなるような組み立てにしていかなければならないというふうな程度しかお答えができませんが。

それともう一つは、特に健康取り組みについては、保健師などの立場からいうと、健診の結果を見て、医療にかかちよるけん、医療のほうで判断をするわいということで逃れられる部分もあると、参加が不十分になる部分もあるというふうに言ってます。それは確かにそうなんだろうなというふうに思ってます。でも、我々が今取り組みもうとしておりますデータヘルス計画に基づく健康寿命の延伸などは、その医療に行くまでのところを大切に過ごしていただくということを目指していますので、医療は医療でしっかり受けていただくということになりますけども、その前の前段の生活習慣をしっかりと、重症化させないとか、医療につながっていくことが、なるべく遅くなるようなことにしなければならないということでは、そういう意味では、住民の皆さんにはしっかりと訴えかけるということが不十分だと、そこを理解していただくのが、まだまだ不十分だというふうに思ってますので、そのようなことを、やっぱり何ていいますかね、対人の一対一で、村民の皆さんに御参加をいただくような勧誘の仕方をしたり、住民の皆さんにとって、あなたにはこのことが大切だよということを言いながらやっていかなければ、人の参加がふえていかないのではないかと、その部分は、参加者が少なかったということを前提に経験として反省をして取り組んでいく必要があるというふうに思ってます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 大半を村長が答えていただきましたので、担当課長の答弁はいただきません。

私も実に、以前、健康取り組みということで、この一般質問で保健師さんが今4名、日吉津村ありますね。以前、この保健師さんに少し外にどんどん出ていただいて、今の対人関係づくりに出ていただいて、人間関係づくりをすべきじゃないかということで、質問した経過があります。そうして、答弁としては、今、虐待とか、そうした多岐にわたる問題があって、庁舎内での整理が追いつかないと、なかなか外に出ることまでにつかないという答弁をいただいています。

そういう話も、この間ちょっと村長としたところで、私は、今、富吉自治会でノルディック・ウォークに取り組まれている方が60名ぐらい、当初2年、3年前ぐらいになりますか、は、ほんの10名前後の方だったと思います。どんどん対人関係づくりをして、もちろん行政の支援も

していただいて、ノルディック・ウオークのポールもふやしたり何だかんだして、そういう状況が生まれてきたということ、これ常にやっぱり私は外に出て、住民の方と話をして、その意義をやっぱり説得っていうのですかね、説明というのですかね、するようなことをしないと、幾らいいまちの保健室、すごく私もこの間参加させていただいてよかったなど、今後も継続してほしいという、本当に身近に気さくに質問ができたり、いい事業であると思っております。ただ、これが継続して、皆さんが参加されるかっていうのは問題があるかなと、それをやっぱり継続していくには保健師さんに限らず、やっぱり外に出てやっていかざるを、人間関係づくりを持っていかざるを得ないだないかなというふうに思っておりますけども、このあたりについて、少し福祉保健課長の考えを聞きたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 課長の考えがあるかと思いますが、それはそれでまた後ほど答弁させますが、確かに保健師が非常に多岐にわたって、今の少子高齢化社会の課題を現場で現実に抱えていますので、大変な状況になっておるのは事実ですけれども、その大変さと住民の健康データのあんまり悪いとは言いませんけど、あんまり思わしくないことと、比べてはいけませんけれども、やっぱりそれも重要な課題になってきておると、そこを何とかせないけんという課題になってきておるといのは認識が改まってきたというふうに考えておりますので、改めてそんな取り組みもしていかなければならないというふうに思ってますし、まちの保健室、確かにええ取り組みが、自分が言っちゃいけませんけれど……（「いや、いいと思います」と呼ぶ者あり）住民に対してそういう呼びかけができたということではいいなと思っておりますけど、これで、次来られないということがあると、これでよかったなという話だといけません。

今の村民一人一人の健康状況をそこで見ていただいて、じゃあ、これを持続するためにとか、特に悪かった人は、これを改善するためには何が必要なのかということのを契機づけをしてあげなければならぬ、それがノルディック・ウオークだと思います、一つは。まちの保健室で、データが100だったと、悪かったと、半年して見たら、歩いてみたら、ノルディック・ウオークをしたら100が80まで下がっちゃったという、やることの弾みを持たせてあげんと、やっぱり投げかけ方としてはいけんという気がしておりますので、そのような取り組みをすべきだというふうに、私はまた課長のほうにも伝えていきたいというふうに思っておりますが、課長の考え等が、また……（「いや、それはいい」と呼ぶ者あり）あれば、回答をさせます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 私もこうした取り組みを一回こっきりで、やっぱり継続事業とし

て、多くの参加者があるということを頭に描いて、日常のこうした活動をしてほしいというふう  
に思っています。

この質問ばかりあれですけども、3点目が、ほかの市町村、いろいろ私もちょこちょこ体育  
協会の事業等でほかの町村にもお邪魔しますけども、どうでしょう、村長、私、いつも思います  
けども、そろそろ日吉津村役場も福祉保健課と、例えばヴィレステひえづ内に、これあくまでも  
仮称ですけども、健康推進課とかいうような課を分けて、5億も歳入歳出がなくなっていく会計が持  
っていくということになると、そろそろ福祉と健康づくりというのを、私は分けてかかる時代にな  
ってきたんでないかなと思うんですけども、このあたり村長の見解、少しお聞きして、この質  
問は終わりたいと思っています。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 国保の5億をもうちょっと細かく話をしていかなければならないと思っ  
ています。医療費は確かにずっと伸びてますけど、国保全体の会計でございまして、国保の構造的  
な課題の解決できない部分が、後期高齢者の支援金制度がありまして、国保会計から支援金を相  
当の額払ってます。1人の調定でいくと、6万円ぐらい要るのかな。だったな、6万円ぐらい要  
ると思います、後期高齢の支援金だけで。全体で今、我が村は9万2,000円程度の負担金をも  
らってますけど、保険料を。後期高齢だけで、たしか6万円ぐらい要るんじゃないかと思っ  
ます。

それから、介護保険の、介護保険何ていうだかいな、負担金だかいな。（「納付金」と呼ぶ者  
あり）介護保険は納付金ですね。介護保険にかかわる国保の納付金は6万円まで行きませんが、  
たしかその半分ぐらいまで行ってると思いますので、ほとんどそれで食われて、必要経費を、要  
は保険料を使っておるということになっておるとと思いますので、そこら辺の整理は必要かなとい  
う気はしますけれども、医療費が伸びておるといのは事実ですので、ただ、今、健康推進課を  
ヴィレステに持っていくということになると、事務所が家がありませんので、事務室がありませ  
ないので……（「考え方として」と呼ぶ者あり）考え方としては、分割をして健康取り組みをする  
必要があるのではないかとということでもありますので、それは御意見として承っておきたいとい  
うふうに思いますが。

去年、27年かな、27年か、28年に福祉保健課をひとつ一回分割、分けて、機能分散をし  
ようかというふうに思いましたけども、窓口一つの利便性もありますので、福祉事務所も持って  
おる、すまいるはぐも持っておるといようなこと、それから、虐待防止ネットワークも持って  
おるといようなことを考えたときには、今17人、18人の大世帯になってますけれども、今

のところはこのままの機能がいいのではないのかという整理をしたところでありますので、改めて、御意見のありました健康対策課などのことについては考えてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） これが最後だと言いましたけども、今度はちょっと課長に質問しますけども、今回でも一般会計から2,200万余りを費やして、一般会計、ルール外ですね、これが5,300万なるわけですけども、このあたり福祉保健課の職員が共有できてますか。ちょっとそこだけ聞きたいです。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

もちろん、このデータヘルス計画をつくる際には、こういった具体的な数値を分析しながら検討しておりますので、課内での共有はできております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） できてますということは、末端までできているかなというのは、私は疑問に思っています。わからない人は結構、私はあるんじゃないかなと思っております。これは、ここまでで置いときます。これで、1番目の質問は終わります。ありがとうございました。

2番目が、今の教育長の答弁で、例えば運動会の練習等については、そこまでの保健師等のことは考えてませんという答弁のように思っています。ペタンク、グラウンドゴルフについては置くということで、これまで教育委員会として、人材バンクをつくりたいというような話を言われていたと思うんですけど、例えば日吉津上と富吉が運動会の練習日で、例えば運動会、練習日で置いたときに、例えば日吉津の上の一と富吉の中に看護師さんが相当おられるんじゃないですか。そうしたら、そこの方に、何といついつが、あなたの自治会とここの自治会が練習日ですので、出てもらえんでしょうかと、一緒の中に出てもらって、できたらけが等にあったら、少し対応もしてもらえんでしょうかぐらいなことは言えないもんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 今、山路議員から御提案がありました、地域の方の人材バンクとしてのボランティア的なかわりということに関しましては、結果的に責任体制がどうかというようなことまで考えると、もうちょっと時間をかけてみないといけないなとは思いますが、でも、それは可能性のあることではあろうと思っておりますので、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ですね、なぜこんなことまで掘り下げて、私が質問するかと言いましたら、きのうですかね、日本海新聞に智頭町、綱引きをして切れちゃったと、今、裁判沙汰になってます。すぐ今そういう時代なんです。例えば運動会の練習中に倒れちゃったと、対応がおくれて亡くなっちゃった、不幸にしてですよ。そういうときに、少なくともどのスポーツ、今はペタンクとか、グラウンドゴルフ、今までの球技大会、それから12時間ソフトも看護師さんお願いしますけど、山路さん、何かあったときにはどこまでの責任体制がああのとてすぐ言われる。とりあえず応急で、あとは私が119番かけるけん、そこまでの責任はないけん、あなたの見立てが、見立てというか、対応が悪かったけん、亡くなったということはないよということは、事前に言います。ただ、それでも私はそれ程度、何か気分が悪いよといったときに、少なくとも血圧計とか持っていかれて、あ、大丈夫、ちょっと休んでくださいぐらいなアドバイスができる人が、これからは置いとかないと、綱引きで縄が切れて、して、骨折があって、何かそれで話がかうまくいくかと思えばそうじゃない、もう今は裁判、そういう時代になってくると、少しね、本気で、検討させてくれなんていうことでやっちゃうと、以前日吉津村も、トレセンのドアが倒れて、長々の何ていうんですかね、医療費払ったりしましたね。こういうことが起きないと限らないんで、だから保健師置いたから、それがなくなるとは言わないけども、私はそれぐらいな対応はすべきでないかと思うんですけど、再度どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） ことしの球技大会の練習のときの事故等のこともございました。おっしゃいますように、近くにいらっしゃる看護師を含め、いろんな方の本当に適切な対応で、大きなことにならなくて、大変ありがたかったかなというふうに思っております。看護師の配置も含め、スポーツ大会練習を含めて、皆さんでそういう安全に努めていくという考え方を持っていかなければならないなあと、今、質問いただいて、改めて思ったところでございます。じっくりではない、しっかり検討していい方向に行くように考えてみたいと思います。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 球技大会のことで、この四、五日でしょうか、新聞に出ましたが、練習の際にAEDを使っていたいただいて、心肺蘇生を何人かでやっていただいたということで、上口のほうから、上1区のほうから後さんと長谷川さん、それから2区のほうから、中村さんと長谷尾さんが感謝状を出されておりました。本当に心肺蘇生といっても、いわゆるこのごろは心肺停止

という言葉が使われますけれども、心肺停止の状態、言ってみればそのまま何分か時間が経過すると死に至るということでございまして、この4人の方が、いわゆる心肺蘇生の術を、心臓マッサージをされたということで表彰を受けられました。皆さん方には感謝を申し上げる次第であります。

医療関係者もいらっしゃったというふうに聞いておりますけれども、でもやっぱり男性、女性もできんことはないですけども、かなり力を入れてやられるということで、あばら骨が骨折をしたりもしたわけですけども、でも再生をされたということでございまして、これを踏まえて西部広域と、西部広域が救急救命の心肺蘇生ができる訓練をやろうということによっていただいておりますので、ある意味では、そういうことのできる人をやっぱり村民の中にたくさん養成をしていくことが、我々の役目でもあるのかなというふうに考えますので、直接的な答弁ではありませんけれども、一つの手法として、広域消防からそういうことを提案をいただいておりますので、それは積極的な取り組みにしていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 限られた時間ですので、大変時間が今気になっているところですけども、2号線の信号機設置に向けて、大変努力されているなということは、今伺ったところで、あくまでも私は信号機に向けた御努力であるなというふうには思っておりますけども、一つだけ、これ12月議会の答弁で、こういう対応策ですね、今4.5を1メートル広げれば信号がつくという状況ができますよという、警察のほうから見解を伺っています。それで、その答弁として、これ住民課長が答えてますけども、優先順位を明確に警察担当課からは伺っておりませんという答弁されてます。このあたりは、ひとつ住民課長、伺っておられなかったら、伺われたんですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。

伺っておりませんということで、その後、担当課のほうに改めて問い合わせをしますけれども、特に明確な信号機設置の必要性は高いということでは回答されますが、明確に1番だとか、そういうことは私は聞いておりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） あのですね、私が心配するのは、こうして一生懸命努力して、つく状況がつけられる状況です。できたんですけども、いや、それは優先順位から外れますよとなんてこと言われると、少し私は行政としてある程度事業にかかる前には、この程度であれば、優先順位1番とは言わんですけども、高いよというふうに私は聞いたんですけど、そちらはそこまで

のことは聞いてませんよということだったんで、再度そのあたり、今行政も努力してるんで、警察としてどういう対応、公安委員会ですね、どういう見解持ってるかぐらいはちょっと調べておいてほしいなというふうには思います。これは答弁要りません。

あと、少し時間がなんですので、あと、小学校グラウンドにネットは、今は教育長の見解では、米子市なりの小学校の施設を見たときに、それ以上のものはなかったんで、村としても、教育委員会としても現状のままで行きたいというお話であったと、答弁であったと思うんですけど、例えばこれで、実を言うと、皆生大橋の上にボールが上がっちゃって、イオンのモールマネージャーに当たっちゃったと、よりによってね。どうもそういう事例があって、モールマネージャーの一番心配されたことは、自分だったけん、よかったと。あれが車が、例えばボールが来て避けて、衝突しちゃったと。ここおっても一緒なことが起きるんですわ、何回も飛んでるというから、この間野球部で。そうすると、その場合の事故とかなんとかっていうこと、ボールが来たばっかきに、民家にその車が突っ込んだじゃってなんていう場合に、その保障というのはこれはどこにあるわけでしょうか。（発言する者あり）後からね。あ、今、じゃあ。

○議長（橋井 満義君） じゃあ、村長、答弁されますか。

村長、答弁。

○村長（石 操君） 教育長に、この問題を全部責任を持って答えさせるということには、なかなかいかないであろうと、村民としての使い方、スポーツ少年団としての使い方、学校施設として使うには、いずれも限界があるというふうに思っています。

裁判して誰に責任があるんだということは、これはそれはやってみなわからんことですので、それはそのときの対応になるんですけども、実際にけががあったと、けがさせたと、加害者になったと。司法の場で加害者になったというときには、責任は当然とらないといけんということだと思っておりますが、今の段階で、4 3 1にボールが上がったということだと、やっぱりあそこにどうやってやるのかということだと、今対応ができませんので、それは利用を変えてもらうとか、考え方を変えてもらうとかしないと、あそこにボールが上がらない方法で練習を、試合はできんかもしれませんけど、練習で使ってもらおうというようなことにしないと、とりあえずは対応できないと思っております。まあどうやってもボールは上がるんでしょうね。それから、そこまでボールが飛ぶというのは何メートル、何メートルあるのあそこまで。推定はどのぐらいできる、グラウンド、あその、4 3 1の上まで。（「推定75メートルぐらい」と呼ぶ者あり）75メートル。（「そんなんようわかっとる」「およそ70」と呼ぶ者あり）70、超えたということで、非常に身体能力の高いスポ少の団員がいらっしゃるということですので、それは、その身体能力の高



いというのは、やっぱりまた違った見方をしてあげんといけんのかなと、保護者と一緒にね、というふうに思っています。

それからもう一つは、ほかのグラウンドを借りていかなければならないと。あそこで試合をして、4 3 1に上がったということだと、あそこは試合には向かんどとか、ここもそういうことになると思います。よそのグラウンドを借りなければならぬと、そこに影響のないグラウンドを借りなければならぬということになると思う。それはヴィレステが、米子の敬老会をヴィレステでするので使わせてくださいと言われましたので、利用していただきましたけども、やっぱりそういう判断を逆の面ではしていかなければならぬのかなという部分もあります。

日常的に練習をどげだこげだというのがあるんですけども、そんなときどげするだというのは、今提案をされてすぐ対応の仕方をどうするのかということがありますので、もうちょっと議論をさせていただいて、スポーツ少年団のほうで工夫を加えていただくこともしなければならぬと思ってる。

スポーツ少年団というのは、サッカーや野球や剣道やバスケットというそれぞれの分野で、その知識をお持ちの方に指導をしていただいていますけども、日本の四季を利用して、スポーツ少年団は心と体と、それから社会貢献をさせていくというのがスポーツ少年団の大きな目的だと思っておりますので、そういう取り組みに限定をして、身体能力の高い児童については、また違った考え方をして指導をしていくことが必要ではないのかというふうに考えてますので、答弁にならんかもしれませんけども、この問題を教育長に、村全体のことでありますけども、また教育長と議論をしながら、その取り組みをしていきたいというふうに考えますので、不十分ではありますけども、お答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ちょっと確認しますけども、教育課長、そのフェンスが70って。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 今、村長が途中で数字を確認したのは、河川敷のグラウンドで、4 3 1の橋に当たったということなので、河川敷のホームベースから河川敷までの距離は大体どのくらいだと言われたので、75メートルで、少年野球の外野、ライト、レフトですね、これは寸法としては70メートルですよということで、70と言ったので。小学校の寸法を言ったわけではない。よろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今、高さのこと言ってるんで、距離なんて言ってないんで、まあまあいいです、もう時間ない。ちょっと的違いの見解述べないようにはしてほしいと。

このあたりについては、十分に私のほうも、今、指導者会の私、会長ということでも、今、村長も言われることもやっぱり考えながらやっていかないけんということも言ってますけども、そう言いながらも、両サイド、特に西側のほうのフェンスは低いなというふうには思っております。そのあたり少し、私は幾ら今、村長の見解があろうとも、西側のほうについては少し考えざるを得ない部分があるかなというふうには思っております。

あと、3番目のうなばら荘の集客促進を図れということ、これ、今、村長に私が余りどこまでのことを言うのかなというふうには思ってますけど、例えば私も今初めてわかったんですけども、グラウンドゴルフについては、うなばら荘が、今何ぼですかね、使用料1,030円、1,050円、1,000円。それをうなばら荘が持って、使用料は免除して、うなばら荘の利用をしてもらうということだというふうには思ってますけども、こうして、例えばヴィレステも、うなばら荘がその使用料、例えば1時間が3,000何がしかの金額が使用料要と思う、ホールを使えばね、要と思いますけども、それをうなばら荘が持って、なぜそういうことを言うかといいますと、このたび弓ヶ浜荘の経営破綻により、町村職員共済組合、つまり弓ヶ浜荘が、うなばら荘が指定を受けたということになると、我々弓ヶ浜荘を使う場合は、会議イコール次は懇親会というようなスタイルを組むんで、この間支配人にもちょっとそのことを述べたんですけども、ぜひ、もしそういう形であれば、外向きにどんどんPRされて、私もグラウンドゴルフ一つについても、そういうところを知らなかったし、例えばヴィレステでセットで使えばこういうメリットがありますよということを、外向けにもう少しPRされたらどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 市町村共済のために申し上げておきますけども、弓ヶ浜荘が経営破綻したわけではありませんので。

○議員（7番 山路 有君） 弓ヶ浜荘言ったかいな。

○村長（石 操君） 弓ヶ浜荘は……。

○議員（7番 山路 有君） 倒産、破綻だないですね。

○村長（石 操君） 破綻とかではありません。あの経営者は市町村共済組合がやっていますので、我々の組織で、これは市町村共済は医療給付が非常に伸びてきたと、かつては職員の福利厚生ということで、東部のホープスター、中部の溪泉閣、そして西部の弓ヶ浜荘ということで、県内3カ所あって、市町村共済が全国で県内3カ所も。（「あんまりない」と呼ぶ者あり）保養施

設を持っておるところがないというような国のほうの指摘もあって、それに合わせて民業圧迫もするのではないかとということがあって、総務省のほうから、一つにすることを求められています。経営の合理化をすることを求められておりましたので、一つにしたという今回の整理でありますので、破綻ではありませんので、まず、訂正をさせていただいて。

○議員（7番 山路 有君） お断りしますけども。

○村長（石 操君） いろんな面では、そういうことでございますので、しっかりと啓発をしながら、うなばら荘の利用促進につながるような検討をしていきたいというふうに思いますので、また今後とも御意見を賜りますようお願いをしたいというふうに思っています。

○議員（7番 山路 有君） 時間になりましたので、以上で終わりたいと思います。

どんどん応援はしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで昼休憩に入ります。再開は午後1時より、井藤議員の一般質問より再開をいたします。休憩に入ります。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次、通告4番、議席番号8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。議長のほうから許可をいただきましたので、午後の質問に移らせていただきたいと思います。

ちょうどおいしい昼食をいただいた後でして、なかなかつらい部分もありますけども、一生懸命質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、1点目が、原発事故発生の際の村民の対応についてお聞きしたいと思います。

2点目が、村道温泉線沿いの都市計画についてお尋ねします。

3点目が、保育所などのいわゆる病児、病後児保育体制の整備の関係、以上3点についてお聞きしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、原発事故発生の際の村民の対応ということでお聞きしてみたいと思います。東日本の大震災発生後、過去いろいろな議員から、この関係につきましては、村長のほうに質問させていただきまして、それぞれの段階で答弁をいただいているところでありますけれども、発生の際の対応につきましては、広域的な対応や、あるいは専門的な知識が必要であるということで、到底村で単独で対応できるものじゃないということで、西部広域、西部で検討していく、広域連合でちゅうことなんでどうでしょうかということで、答弁をいただいていたというふうに考えております。また、先般村の地域防災計画が公表されました。正規に申しますと、平成18年以来のいわゆる地域防災計画、冊子になって示されたということでありますけれども、その中に見ますと、ここで村民の具体的な対応が出てくるのかなという気で見とったんですが、なかなか見させていただきますと、そのあたりがまだ具体性がないなあというふうに感じております。そこで、発生の際に、村民はどのような行動をとるのがいいのか、よくわからないというのが感想であります。

そういうことで、次の4点について、まずお聞きしたいと思います。村の防災会議の開催状況、もしこれが広域対応ということであれば、防災原発に関する会議等に参加されとる状況等でも構いませんが、村の防災会議の開催状況、それから、2つ目が、原発事故を発生対応の具体的な検討状況、それから、3つ目が、対応要領のマニュアルの作成の予定はあるのかどうか、あるいは広報の予定等はされとるのかという点についてお聞きしたいと思ひますし、4点目が、この原発対応について、今後訓練を予定されとるのかどうかという点、以上4点について、まずお伺いしたいと思ひます。

それから、2点目ですが、村道温泉線沿いの都市計画はということでお聞きしたいと思ひます。先日都市公園、海浜運動公園ということで説明書きがありましたけど、ここの都市公園区域の変更についてということで、協力依頼文書をいただいたところでありますし、また現在、役場の受付のほうでも縦覧されとると、この内容が縦覧されとるというところでもあります。それを見ますと、変更のされた内容というのは都市公園事業が進まない中で、建築物の制限が残されていることは好ましい状態ではないと、事業再開の見込みがない土地については、都市公園区域から除外したいという説明がっております。都市公園、特に海浜運動公園の絡みにつきましては、当初都市計画、昭和61年度のこのようですけど、この内容はどのような内容であったか、これ第1点、ちょっとお聞きしたいと思ひますし、その後いろいろできたこと、できなかったことあるかと思ひます。2点目が、できたこと、できなかったこと、概略で結構ですので、またその理由をお聞きしたいと思ひます。それから、3点目が、海岸の環境整備計画との整合性ということで

あります。従来、何回か質問させていただいた中で、海岸の整備計画を今後検討するというところで、村長から答弁いただいたとった経緯がございますので、このあたり解除されるについて、このあたりの整合性をどのように考えておられるかということをお聞きしたいと思います。それから、4点目が、変更部分、要は指定から削除していくということだと思いますけども、今後のこの部分について、今回削除される部分について、いわゆる公利を公に利用される計画等は全くないのかどうか、以上4点について伺いたいと思います。

3点目が、病児、病後児保育体制の整備の関係であります。子育て支援会議なんかで必ず出てきますのが、やはり病児、病後児保育への対応であろうかと思えます。先般も議会と語ろう会の中で、この点について、いわゆる保育室ということで質問された村民の方もいらっしゃいましたけども、非常に大切なことではないだろうかと思うわけですが、また、あわせて総合戦略を今推進している、されているところだと思いますけど、その推進を強化する上でも非常に大きなキーポイントではなかろうかという感じがいたしております。早急な対応が必要と考えますけども、この点について、4点お聞きしたいと思います。

病児、あるいは病後児保育への現在の対応状況はどうなってますでしょうか。2点目が、県内自治体の整備状況、もしこれ調べていらっしゃる部分がありましたら、お聞かせ願えればと思います。3点目が、それでは村での検討状況はどうなかと、また、問題点等を把握しておられる部分がありましたらお聞きしたいと思います。また、4点目が、今後の整備方針と計画、このあたりもし検討されとる部分がありましたらお聞きしたいと思います。

以上、3点について質問をさせていただきます。後ほど必要がありましたら再質問をさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしておりますが、その前に井藤議員からいただいております原発事故並びに病児、病後児保育に関する質問、さらに江田副議長からいただいております、また松本議員からもいただいております、ファミリーサポートセンターの御質問等については、実は議会の席に、村民の皆さんから御発言があって、その御発言に対して議会でどんな議論をされて、議会としてどんな取り組みをして、どんなお答えをされて、そして行政、私のほうにどんな議会としてのまとめを、方向性をいただくのかということが、まず先ではないのかと。今、私がここで、先ほどの議会で語ろうで出された御意見に対するお答えをする時期ではないのではないかと。もうちょっと議会のほうで議論をされて、直接御意見があった参加者にお話をされたり、そして、議会としての議会と語ろうという公の会議ですので、そこでの議

会としての方向を、私のほうに向けていただくのが本来でなかろうかというふうに私は思いますので、この御三方の一つ一つについては、お答えをすべきでないというふうに考えておりますので、非常に残念ですけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、原発については、私や村だけの判断ではいけません。国の方針や県のその支援の方向なども考え方もありますので、それについては、現段階のものをお答えをさせていただきたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、まず、井藤議員の一般質問にお答えをしてみますが、原発事故についての村民の対応ということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、これについては国の方針や指示、県のかかわり方など、独自の判断はできない部分もあります。またこれは自然災害と違ったものがありますので、現在の状況について述べさせていただきたいと思います。

村の防災会議の開催状況であります。ことしの1月26日に、日吉津村地域防災計画見直しのために開催をいたしております。このたびの見直しにおいては、近年の法改正も踏まえ、避難行動要支援者に関することや、島根原発に関することなども新たに追加をしております。

次に、原発事故発生対応の検討状況については、以前より何度も質問いただいております。きょうもあったところですが、その都度お答えをしておりますけれども、鳥取県と島根県とで、島根原発から30キロ圏内の自治体を対象に広域避難計画が策定されております。それによりますと、島根原発で事故が発生した場合、原発に近い自治体から県東部や中部に公共交通機関を利用して、順次避難し、30キロメートル圏外の自治体の住民は、屋内退避をするというものであります。

原発から36キロの位置にあります本村でありますけれども、また本村以外の西部の他町は、東日本大震災でも30キロ圏外にも放射線が到達したことから、30キロ圏外の自治体に対する措置を、国や県に要望するとともに、独自で避難計画を策定を協議してきました。協議を行う中で、鳥取県と島根県との広域避難計画で、公共交通機関が全て押さえられていることや、どこへ避難するのか、また被曝を抑える安定ヨウ素剤も医師でないと、いわゆる医師資格の者でないと、お医者さんでないと配布できないなど、町村の力ではクリアできない問題に直面しておりまして、協議が行き詰まったところではありますが、その後、県から30キロ圏外も被曝の危険がある場合には、30キロ圏内と同じような対応をとることが示され、現在に至っております。また、原発の再稼働を行うための新基準では、フィルターつきベントが義務づけられておりまして、この措置を行うと、放射線が漏れる確率はほとんどなくなるというほど、厳しい基準が設けられていますので、原発自体も以前より安全性が高まっておるといふふうに判断をいたしております。

次に、対応要領のマニュアル作成及び広報予定、今後の訓練予定については、西部の町村で独自でも、また共同でも対応マニュアルを作成することが非常に難しい状況ではありますが、今のところ広報も原子力を想定した訓練の実施も非常に難しいものがあるというふうに思っておりますが、今後も引き続き、西部の町村と検討していきたいというふうに考えておるところであります。

原子力防災については、できる限りの対応をしていかなければならないということも事実でありますけれども、そういう意味では、現在、役場ロビーに鳥取県が設置されたモニターで、鳥取県及び島根県内の全てのモニタリングポストの放射線量が確認をできるようになっております。さらには、毎月1回は役場の正面玄関で職員が放射線量を測定し、ホームページに結果を掲載しておるといった状況であります。これは、島根原発を中心に据えたモニタリングポストであります。今後も日ごろから放射線量の確認を行うとともに、危険な状態のときはもちろんでありますけれども、適宜住民の皆さんに情報提供を行っていききたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、村道温泉線沿いの都市計画はという御質問にお答えをいたします。都市計画公園の海浜運動公園は、昭和61年に事業化しました。当初計画は3.8ヘクタールの区域を都市計画決定をして、夜間照明つきテニスコート4面、ゲートボール場2面、多目的広場の整備及びトイレ、更衣室、あずまやの建設を行いました。その後、平成元年度に都市計画の変更を行って、都市計画の公園区域を13.2ヘクタールに拡大をしたところでもあります。中身はキャンプ場やバンガロー等、さらには芝生広場、また管理棟の建設を行ったところでもありますけれども、この段階で、平成12年度に4.6ヘクタールの整備が終わったところで供用開始をしたところでもあります。平成13年度以降はバブルの崩壊で、ホテル、別荘、レストランなどの建設を民間事業者が行う予定であった民活区域は、いわゆる民間事業者が撤退をしておりますのでできなくなったということがございます。そんな中で、都市計画公園に対するニーズの変化や村の財政状況等もございまして、事業休止をしており、現在に至ったところでもあります。

今回の都市計画公園の区域の変更は13.2ヘクタールから7.7ヘクタールに減少をさせるものでありますけれども、今後の事業再開が、まず不透明な中で、都市計画決定した区域内においては、許可される建築物に制限がかかるということがございますので、その制限の内容は建物の階数が2階までとか、主要構造物が木造であるとか、鉄骨ブロックづくりであるとか、それは容易に移転、除去できるものになっておるといったことでもありますし、建築の際には許可の申請手続が別途必要になるなどの制約があるわけでありまして、このような中で、一部の地権者からは、事業再開のめどが立たない中では、いつまでも制約のみが残っているので、都市計画公園の区域か

ら除外をしてもらいたいというような申し出もあったりして、都市計画公園の区域を変更するものであります。

今回、都市計画公園区域からは除外する地権者に対しては、個別に説明をさせていただいた中で、変更に対する御異論もなく、さらには早く除外をしていただきたいとの御意見も多くありました。そこで、現在都市計画変更の法手続中でございます。変更案の縦覧を12月21日まで行っておるところでございます。この後、縦覧が終わりますと、村都市計画審議会を経て、鳥取県知事に対して同意の協議をするということでございます。県の同意がいただければ、都市計画決定という流れになって、都市計画公園の区域が縮小するというものであります。目標としては、28年度中に都市計画決定をしていきたいというふうに考えております。

次に、計画されていた施設で、現時点で未完成である施設は、遊歩道や駐車場等の整備などあります。民間の施設については、ほとんどが撤退したということで、先ほど申し上げたところではありますが、未完成の理由は、先ほども申し上げましたように、公園の様子が変わってきたということや民間が中止したこと、それから財政の状況もあんまり思わしくなくなったということでもあります。

海岸の環境整備計画との整合性につきましては、海岸部の保安林は変更後も都市計画公園区域として残すものでありまして、クロマツ林の保全には寄与できるものと考えております。変更部分の今後の公的利用計画について、いわゆる除外する区域は私有地でございますので、公的な理由は考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いをして、この問題に都市計画の変更の概要については以上とさせていただいて、病児、病後児保育の質問については、先ほど申し上げましたように、今、私がお答えする時期ではないというふうに考えていますので、御理解いただきますようお願いをして、御答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） まず、最初に病児、病後児保育の体制の検討の関係で、村長は、先般、議会と語る会の中で、出たんだから、それはそちらのほうの話をまとめてから話すのが筋じゃないかというニュアンスだったと思いますけども、これ、私聞いとるのは、検討されとるかどうかということを知るとは思いますが、そういうことも支障になりますか。あるいは議会でそういう決定をしたらそのとおりに聞いていただけるんですか。ちょっとまずそれをお聞きしたいと思います。といいますのは、先日も議会基本条例の関係で、行政と特に議会と関係あるところを質問させていただいたと思いますけども、全く同じような姿勢だったように感じますが、そのあたり議会で、こういう正規に言って一般質問しとるわけですから、で、なおかつこの議会



のこの場になって、一般質問する場になってできん、そんなのは答弁できんと一言もそういうことを事前にないんですけど、一般通告した意味がないじゃないですか、そしたら。まず、それを聞かせてください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） その一々には答えませんが、一般通告した意味がないということなら、議会は何のために議会と語ろうをされたのかなという気がしますけど、その前段で。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長、済みません、今おっしゃったことがようわかりませんでしたけども、もうちょっとわかるように説明していただけますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 改めて説明の必要ないと思いますけども、冒頭、質問に入る前に、議会と語ろうで出た御意見は、議会としてどんな対応をされるのか、住民にお話をして、また執行部に対してどんな話を議会としてされるのか、そこの議会としての議論をいただいたものを、議会として私は受け入れをさせていただくということを言ったところです。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） いろいろ考え方があろうかと思えますから、あえては言いませんけども、村長、それは大きな私は間違いだと思いますよ。議会は議会のやはり機能がありますから、これを村民からの人からはもちろん意見は聞きます。聞いた上でですけども、議会として、議員として一般質問しとるわけですから、それを何かおかしなへ理屈をつけてというように、私はそのようにしか思えませんけど、まあいいですよ、個別にでしたら、質問ちょっとさせていただこうと思います。それでお答え願えたらと思います。

第一どういう質問をするかちゅうのを、わからんでしょう、細かくは。いや、これは。（「出とる、出とるやつ」と呼ぶ者あり）概略じゃないですか、こういう、その中でどういう質問が出てくるかわからんような段階で、そんなまずはこの間議会がやとる、村民と一緒にやとる、あるんだから、それを聞いたりあれして、それから持ってこいって、まさにその姿勢じゃないですか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 決してそんなつもりはありませんけど、これ水かけ論になってしまいますけども、井藤さんの正答論と僕の正答論とはかみ合いませんので、これをどんなふうな解決するのかあということ、僕はあくまでも議会と語ろうは、議会が公の機関として村民に対して

語ろうということで提案をされて、その意見を求められたわけです。ですから、そこでの議会という組織としての議論をされてまとめられるべきで、ここで住民と語ろう、村民と語ろう、議会と語ろうの会議で出たものを、議員一人一人が僕にぶつけられるのは、また違うのではないかという私は理解をしています。（「まあええですわ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） おいおいに質問させてもらいます。どうだこうだ言っとったっていけません。最初からそういうような状況であれば。

そしたら、まずは原発の関係ちょっとお聞きしたいと思いますけども、先般、11月の19日だったと思いますけども、米子市のいわゆる避難指示に基づいた訓練がなされたと思います。村の防災無線でも、こういうことで米子のほうでなされるので、これに基づいてやられるんで、向こうのほうでやられるから、要は村はこれについては関係ないのでという内容だったと思いますけども、それは、まず村長、承知しておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

11月19日に行われた原子力については、米子のほうということで、ただ、米子の淀江町もありますので、間にある日吉津村としても周知ということでさせていただいたものです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 要は、淀江と米子市、旧米子市との間にあるんで、混乱が生じたらいけないからということで、防災無線で手配してもらったということでしょうか。そういうことでしょうかね。ということで、ちょっと話をさせていただきたいと思いますが、今回、地域防災計画見とって、要は、日吉津は30キロ圏内にはないんだということで、なら、かといって、先ほど村長が第1回目の答弁であったように、30キロ圏内を超える圏外のものについても、準じてということで、村長、今お話しされたと思いますけども、それは、どういうことでそういうふうになっとるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 国の方向は30キロまではとりあえずそういう、避難計画を立てるということと、さっき申し上げましたように、30キロ以外は屋内退避だと、ヨウ素剤の配布、県は買われますけども、私たちがヨウ素剤を持つことはできないということのようであります。

これは、発災ときに、島根県と鳥取県の西部の30キロ圏内の、ここで言うと米子市です、西

部でいうと、米子市と境港です。30キロ圏内は、その避難行動計画を立てられるということがございまして、我々は、じゃあ36キロだけれども、何もできんだなという話の中で、自治体には、市町村にはそんな情報ありませんし、中電からも直接30キロ超えたところには何もないわけで、多少メールで流れるようになりました。当初は全くありませんでしたけれども、流れるようになりましたけれども、何もない中で、町村がどんな対応するのということで、それじゃあとても住民の皆さんに納得していただけんあということで、知事さんに、30キロ圏外も30キロ圏内並みの……（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）30キロ圏内並みの計画をお願いしますということを言って、じゃあ、30キロ圏内をまず最初やって、その後圏外に向かいましょう、やりましょうということで、今に至るとということです。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほど申しましたように、エリアメールのときに、村民が、いわゆる情報が交錯したりどうだこうだがあったらいけんからということで、防災無線で流していただいたことということのようですけども、これは、ただそれだけなんでしょうか。でも実際にそういう事案が発生したときに、そんなら日吉津はどうなるんでしょうか。これは、いわゆる行政命令になるんかもしれませんけど、いわゆる屋内退避ということになるんかもしれませんけども、どういようなことが発令される可能性があって、それはどういようなときに、どういような情報をもとに、例えば発令されるんでしょうか。発令権者は多分各自治体の長だと思いますけども、ですから、どういようなされるんですか。ですから、あと何か、なら、村がされる場合には、どういような形で発令されるんだろうか。私はむしろそちらのほうにちょっと疑問が出てきたもんですから、実はこれ今、質問させていただいておりますけど、どうなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 細部は総務課長が答えますが、まず原発事故が発生しました、それは国から県、県から町村におりてくると。我が村は36キロ圏外ですので、当面は屋内退避ということになると思っております。現実はまだ違うと思えます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 大まかなところは、村長が述べられましたけども、要は段階がありまして、まず最初は5キロ圏内のところが避難ということと、それから30キロ以内ということで、要はそういう事故が起きたときに、国から県におりてきて、県から、30キロ圏内の市町村がまず逃げると、避難をします。その間30キロ圏外は屋内退避というそういう指示が出て、20時間以内で退避をします、その後に圏外については、また避難指示なり、また連絡が来るとい

う流れになっております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 要は、第一次的な判断は国のほうからあって、それから県のほうに回って、それから村の各自治体の首長のほうから発令されるという理解の仕方でええでしょうか。あ、そうですか。それぞれ場所場所によって状況が違ってきますよね。御承知のとおり、ホットスポットなんかも発生する可能性がありますし、実際に発生があつとるわけです。こんな笑い事じゃないと私思うんですけども、ですから、そういう現場で対応する場所によって可能性が出てきます。

ですから、先ほど村長が答弁していただいたように、屋内退避だけじゃないと思うけどという、つけ加えられたと思いますけども、そしたら、可能性としてはどういう可能性がありますか。どういうときにどういうような、いわゆる避難等の指示とか、避難勧告とか、また屋内退避とかいろいろあろうかと思えますけども、そのあたりはどのように検討しておられますか。発令権者としてどうですか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） まだそこまで至っておりません。県との協議もまだそこまで進んでないということです。

現実には、いわゆる東日本のときには、おっしゃいましたように、避難したところがホットスポットだったということがありますよね。そんなことを町村がさせられとっても実はかなわんなどいうところがあります。ですから、ほんで今うちげで考えられるのは、中部西部圏域で考えられるのは、四国との防災協定でそこに行くという考え方はできると思います。それから、この日野郡のほうは、起きてもそこまで避難せんでもええでないかなという言い方をしておられますが、うちはそうではいかんと。

それから、現実には東日本のときに、自治体がバスを手配したけど、何日かたってから。バスに一人も乗ったもんがおらんという、原発の重要免震棟で、もう亡くなられましたけども、その所長だった吉田さんという方が、自分が間でその情報を聞いたら、もうみんなが自分の車で逃げとって、自衛隊が手配した車はみんな乗っておらだったというようなことが、現状そんなこともあるかと思えます。ただ、四国との可能性はあります。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと聞いたことと随分脱線しますので、そのあたり簡潔にひとつ答弁いただいたらと思いますけども。

私は、やっぱり合同訓練が必要じゃないかと思うんですよ。一番東日本大震災のときに問題になったのは、いわゆる情報の混乱がしたというあれです。どこに情報が集まって、どういう判断がなされて、どういうような指示、あるいは勧告が発令されたかという、そのあたりの情報混乱になったのが一番、大きな結果には結びつかんかったけども、やはりもしこれが間違っと思ったら大きな被害等発生があっただろうなあという人もあるぐらいですので、やはり先般ありましたように、米子、島根で、その30キロ圏内であったの、さっきおっしゃいましたけども、あの内容とっても、車で逃げなさいという内容もあったですよ、あれ。それから、バスで逃げる人っつて。ですから、そういうようなぐあいに、実態に沿ったようなどんどん内容が検討されながら変わってきとるちゅうことがありますし、それから、そういうような意味で情報混乱起こすと思います。

例えばイオンにおられて、イオンにお客さんあれだけ集客になります。そこでは、エリアメールなんかでは当然それが受信できてる人もあるでしょうし、いろいろ、もろもろなんですよ。だから、そういうような実態に沿ったような、やはり私は余りこればかりやっとならぬといけませんので、合同訓練が必要じゃないだろうかと、その点をひとつ早急に検討して見ていただいたらと思います。

どうだこうだ言っても発令権者は、発令責任者は首長ですので、あと総務課長なるか、担当の補佐になるかわかりませんが、そのあたりは何かあれば必ず村長以下にはね返ってきます。そういうことで、それぐらいのことは私はしていただいたほうがいいじゃないかと、図上訓練でも、あるいはできたらそういうような訓練参加していただいたらいいじゃないかと思っています。

それで、ちょっとお聞きしてみたいんですけども、例えば先般あったような広域30キロ圏内なんかの訓練があったときは、どなたが参加しておられますか、そういうのには。ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この間のは、参加はしてないと思いますけど、そういう参加要請があったときには出たいというぐあいに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 要請を待ってるような問題じゃないと思いますので、できるだけ早くしっかりとこちらのほうも対応していただくということで、この点はお願いしておきたいと思っています。

それから、第2点目につきまして、もし時間があればまたさせてもらいたいと思いますけども、

先ほど公園に対するニーズの変化があったとかは、財政状況が悪化したとかってということあるわけです。公園に対するニーズの変化があったちゅうのは、どういうニーズの変化でしょうか、どうでしょうかということと、もう一つは、財政状況の悪化ということがありますけども、財政状況の悪化、いつからその悪化ということをおっしゃられるんかわかりませんが、その後ヴィレステホールもできましたし、それから、今回も防災の関係で補助事業が大きな学校の整備も含めたような、大きなあれが上がってきております。それは必要であったから当然そのように思うわけですけど、財政状況の悪化って、一言で説明されておりますんで、そのあたり、もしあればお聞きしたいと思います。

それから、今後の事業再開が不透明なところもあるのではということでお話がありましたけども、そのあたりどういうことでそういうような判断をされたんかということをお願いしたいと思います。まずそれだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） バブルがはじけましたのは平成の元年から2年だったでしょうかね、日本の中でバブルがはじけたの。ほんで、この事業は13年に、12年までに一定の整備をしたということでありまして、そのバブルがはじけてからは、民間の事業者がうちのほうにアクセスしてくるのがなくなってきました。民活事業ということで、ホテルするだことのありましたけれども、それがなくなってきました。自然消滅のような形でありました。

それから、それをしながらも4.7ヘクタールを公園整備をしながら来たわけでありまして。それは離岸堤のこともあったりして公園整備をしてきました。11年からは完全に財政が、これは全国的な傾向でありましたけれども、非常に交付税が削減されたりして、思うようにいかだつた。それから、うちの特異な事情として、王子製紙に何ぼか、五、六だか、6億だか何か返したときあったな。王子製紙に企業有地の奨励金みたいな形、ちょっと言葉の使い方不適切だかもしれませんが、返したときがあって、非常に財政的に困窮されて、基金を2億、3億以下でもって基金の半分を崩して、新年度の予算をしてということが何年か続きましたので、当時僕は財政係ではありませんでしたけれども、そういう事情があって、公園の補助事業がなかなかない中ではストップしてしまったなというふうに思っています。ニーズの違いは、異なりは担当課長がちょっと。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 井藤議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、変更の部分でなくなりましたものといいますと、大型バ

スの駐車場とか、そういうものであります。これは、民活区域との合同の関係上でかなり大きな駐車場とか、そういうものを計画予定しておりました。また、チューリップ園、そういうものも計画しておりましたけども、チューリップのほうにつきましても、今の温暖化等につきまして、なかなか栽培が厳しいということもありますし、そういうものの中で全体的に用地買収等も必要でございますので、なかなか駐車場とか、そういうものの整備には向かっていけないということで、全体の民活区域とのそういう中での整備といたしましては、駐車場とかそういうものの整備については、今あるもので十分ではないかなというふうに考えて、今の全体のニーズには対応しないということで、駐車場とかそういうものはできないというふうに判断しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 時間の関係ありますんで、2点ちょっとお聞きしたいと思いますけど、簡単に答弁していただきたいと思います。

まず1点が、同僚議員の質問にも出とんですけども、今、議会のほうでも行財政改革ということで、うなばら荘の経営改善等の絡みを検討したりやなことあります。実際にやはり大きな村の課題だなというふうに考えておりますけども、それとあわせて、例えばこれは温泉源、源泉があったと思いますけど、このあたりの活用等については、従来まではそういう話で、温水プールどうだこうだっちゃん出ておったことがあったんですけども、そのあたりは、やはり村長の方針にそぐわないということなんでしょうか、どうでしょうか。これ、お聞きしたいと思います。

それからもう一つは、松林、保安林はきちり整備していくということでしたけども、やはり今、東京オリンピックの関係でも、レガシー、レガシーということで、遺産をどのようにして残していくかということですけども、私も海岸は、これから村がどんどん発達してくるっっちゃうか、にぎやかになってきたら、自然環境が残っとる部分というのは、やはり海岸沿いが主になるのかなという感じがしております。ですから、場合によってはそこを整備しながら、自然環境を保持しながらレガシーとして残すというのも、一つの考え方だろうと思いますけど、この2点について、簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 簡潔にということですが、温泉源は今、2本あって、1つがうなばら荘、1つはキマチ医院のグループホーム並びに特別養護老人ホームが使っておるということです。

それから、松林は、既に補植もしております。遅くなったかなと思ってますけども、補植をしながら松を残していくという考えであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと確認させていただきたいと思います。

わかりました。この件につきましては、一応これで終わらせていただきたいと思います。後ほど、時間が余りましたら質問させていただきたいと思います。

3つ目の病児及び病後児保育体制の整備の関係ですが、例えば先ほど申しましたように、病児、病後児保育への対応状況、現状はどうかっていうのは、これはあれですか、これは村民から現状はどうですかちゅうことを聞いてということなんでしょうか、どうでしょうか。先ほどお聞きしたのは、病児、病後児保育の対応状況はどうか、現状はどうか、県内の自治体の整備状況はどのように把握しておられますか。それから、村での検討状況、検討されたのであれば、検討状況等、何か課題があるんでしたら、そのあたりはどうですか。それから、今後整備方針はありますか。あれば、その計画はどうなってますか。これは村民の人と聞いてから質問せないけんような内容なんでしょうか、どうでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 冒頭申し上げましたように、どうでしょう、これ休憩していただいて、これ僕が一つ一つ答えて、そんなことでいいのかなという気がしますが。それは議長にお願いします。休憩して、この3つをどげするかということ、議会として話をさせていただきたいなというふうに思う、それで……。

○議長（橋井 満義君） この3つというのは、その……。

○議員（8番 井藤 稔君） 議長、そんならとめてください。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩します。

午後1時48分休憩

午後2時18分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

○村長（石 操君） 再開になりますが、議長さんとして休憩をされて、その議論がどうであって、私がどういう対応をすればいいのか、どんなふうに私やればいいのか。

○議長（橋井 満義君） はい、了解しました。

報告いたします。休憩中に全員協議会を開き、先ほどの一般質問が中断した経緯、そして、今後の対応をどのようにするかということ、協議をいたしました。

本日举行されております一般質問につきましては、既に12月の7日付で一般質問の通告を締め



切り、午後5時には執行部のほうへ提出をしております。既に本日各位のお手元にありますとおりの通告一覧表及び通告書は既にその時点で執行部に配付が完了しておるということの中で、これらについては、正当な理由なしに質疑に回答ができないということはないではあろうということで、通告書に基づき、村長の判断として回答できる答弁をここでいただきたいということでありましたので、途中の経過報告とさせていただきます。

よろしいでしょうか。村長。

○村長（石 操君） この日程を進めていかなければなりませんので、ある程度のこれは理解しましたけども、議会と語ろうは11月13日にされておりますので、その後議会はどうかだったのかという気はしておりますし、さらにこの議論の中で、僕が言った議会としてどうなのかということの議論はしていただいたんでしょうかね。これからの対応とか。

○議長（橋井 満義君） といいますと、議会と語ろうで……。

○村長（石 操君） どんな整理を、出た意見をどんなふうに整理をされるのかということもお尋ねしておきたいなというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） それについては、行財政改革調査特別委員会に、再度そこで検討課題をそこで出し、さまざまな会議をこれから開いて、精査をして、その中で執行部に対する要望であったり、改善であったり、さまざまな課題をそこで整理をして、その委員会として提案なり、提出をしていくということにしております。日程については、現在まだ確定をしておりますけれども、そういった会議を開いた中で、今後は決定をしていくということが現状の状況であります。

○村長（石 操君） わかりました。

○議長（橋井 満義君） よろしいですか。

○村長（石 操君） はい、いいですよ。

○議長（橋井 満義君） そういたしますと、一般質問を再開いたします。

井藤議員の一般質問が中途でありましたので、再開し、井藤議員の一般質問を再開いたします。  
井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 質問はさせていただいておりますので、3つ目の病児、病後児保育体制の整備の関係について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 病児、病後児保育は、不十分ながらも条件的に整わんところがありますので、委託をしてやっておると、どちらかといえば開業、でも医療機関ですね、医療法人ですね、委託をしてやっておるということであります。病児、病後児保育を実際に直営で手がけるとなる

と、医師が要る、看護師が要る、建物が要るということになりますので、単独では非常に難しいと、それだけの体制を持ってらっしゃる医療法人にお願いをしていくのが現実的であるというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。大変難しい問題であろうかと思えます。おっしゃるとおり、人の確保がもちろん難しいですし、お医者さんということですし、それから予算的にも人件費が要るんかどうかわかりませんが、かかると思えます。ですから、逆に言えばより本気になって検討していかなとなかなか小手先でできるような、解決できるような問題じゃないなあという感じ、私自身もしております。そういうことで、どの程度検討、ほかの自治体のことなどを検討しておられるんだらうかということでお尋ねさせてもらったわけですけど、その部分、検討されてる内容について、もう少し具体的にお聞かせ願えたらと思えます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 現実には委託で対応ができてるというふうな理解をしております。さっきおっしゃいましたように、医師や看護師を配置してということでは到底無理かなということで、現実にはできてるのは、大山町ができとるでないかと、それは診療所を持ったりしていらっしゃるので、それはできとるのかなという気がしております。中身はよくわかりません。それから、できてないところは東のほうで一つの町がやってないというところあるようです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 私もいろいろ調べてみましたが、タイプのにはやはり3種類ぐらいあるようでして、医療法人、さっきおっしゃったように、医療関係機関の併設型があったり、それから保育園に併設型があったり、あるいは単独であったりということいろいろ、そういうような形態があるようですし、また、首都圏のほうではNPO法人ですね、それに補完するような、人員派遣するような、そういうような法人運用もやると、実質的にそういう効果があるようにというようなことをやるところもあるようですので、ひとつよろしく願いたいと思えます。

要は、なかなかお医者さん選ぶのも大変なわけですから、少し提案なんですけども、「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～待機児童ゼロ～」というキャッチフレーズで、行政推進してきておられまして、その効果がある程度出てきとるんだらうな、3,500人が突破したという紹介もありましたけども、まさにそのあたり出てきとるんだらうなと思えます。さらに進めて、このあたりがやはり解決がつけば、もっともっとよくなっていくんだらうなあというふうに思いま

す。2060年が3,600人ですか、ということで将来目標、私ら生きとるかどうかわかりませんが、その段階でやはり3,600人達成かどうかというのは非常に不安定なところ、不確定なところあると思いますし、また村長も言われるように、大変困難なこの3,500を維持していくこと自体がなかなか困難な問題なんだろうなという気がしております。でも、いい方向に行っておりますから、やはりいいことはいいということで、私もその部分については喜んだるわけでありまして、やはりこれを継続していく、本当に村が今後よくなっていくというようなことを目指すのであれば、やはりこういうような問題、病児、あるいは病後児の保育体制などについてもいま一步踏み込んでいけて、この部分が改善できていけたら本当によくなるんじゃないだろうかという気がいたしております。

最近、いろいろ各自治体でも人口増対策、大半のところが減るといってところが多いわけですし、そういう中で本当に公費を使いながらいろいろ施策をやっても、実際に人口がふえてきてないという、逆に減少しとるといってところも多分にあるわけですし、そういう意味では、やはり行政村づくり、これがうまくいってるといってところが、そういう意味では、一つ提案なんですけれども、村長、こういうことはどうなんでしょうか。

多分、お医者さんとなれば小児科医ですよね、小児科医。現在保育所が日吉津にあります。例えば、その横に土地を確保してあげて、お医者さんを公募する、全国に向けて公募する。島根の隠岐島なんかについてもやはり人口がふえとるかどうかわかりませんが、そういうようなことで、思い切ったやはり施策をとってきただらという部分があります。そういうような本当に税金の使い方ちゅういいですか、その効果的な一步踏み込んでそういうような対策をやっていけば、やはり将来につながっていくようなきっちりしたあたりが、状況が維持できるんじゃないだろうかという気がしますけど、その点どうでしょうか。そういうような思い切った施策等については、今後検討されていく余地があるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 自治体病院や診療所を持っていらっしゃる所の苦勞を考えると、かなり厳しいです、これは。医師1人が3,000万、金かかりますので。そこで開業するということならまた別でしょうけども、医師1人3,000万で、3,000万出しても医師が確保できないという状況が、鳥取県西部でかなり医師の数が多いです。それで、鳥取県の西部だと、統計上でいくと、医師が250人規模です。鳥取県西部は350人規模です。ですから100人は、全国でいくとまだ多い。でも、それはそれぞれに開業をしていらっしゃるの、なかなかその辺の難しさはかなりのあるので、今そう言われても即答のしようがないなあとこのところしております。以

上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 医療の本来の仕事と、いわゆる病児、病後児の体制ということ、別々に考えるとなかなか難しい部分があるかと思います。それから現状から見ると、医療機関が併設されとるとというようなケースが大半ですと、ですから、そのあたりはもう承知の上で、そういうような思い切った対策もやはりとっていかんと、今後ますます人口増ちゅういいますかね、これは難しいなるんじゃないかなという気がしております。そういう意味でも、しっかり人口増対策ちゅういいますか、人口のいわゆる分析ですね、ふえとる、なぜふえとるか、自然増の関係はどうなんか、社会増の関係はどうなんかというあたりの分析をやっぱりしっかりしながら、やはり必要な対策を打っていく必要があるんじゃないだろうかと思いますけど、その点、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） その辺の分析といえますか、そのとおりで、そこをどこまで突き詰めていくのか、突き詰めてもなかなか推計どおりにはいかんだろうということがあります。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） 以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告5番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。3点について通告をしています。回答をよろしくお願いいたします。

1点目は、どうなった一般質問はということで、これまでの質問しました中から4点伺います。2点目は、暮らしの課題を捉えた講座をとということで、教育長に伺います。3点目は、施設管理運営条例の改善をとということで質問をいたします。

1点目ですが、これまでの質問の中で検討、調査すると答えられた事項について、4点、村長に伺います。

1つ目は、昨年、9月議会で、ひえづ式デマンドバス運行を求め、質問しました。高齢者ドライバーの事故が報じられるたび、高齢運転免許所持者は、事故と免許証の返納を身を切られる思いで考えていると思っております。勤めている若い者には運転を頼めない、買い物に行けない、タクシー券を使うには気を使うなどなど、よくこのごろ聞くようになりました。村長は9月の議

会で、検討の余地はある、実施地域の課題を調べるので、少し時間をいただきたいと答えられました。検討結果について伺います。

2つ目ですが、出資団体の経営状況を住民に公表することについて伺っております。昨年、3月議会で、村長は、村民への公表についての条例や法律的なことは根拠を調べると答えられました。どうなりましたでしょうか。

また、今年3月議会では、開かれた村政実現を目的に6月議会で報告しているということを答えられました。そして、住民への公表は悪意で出さないではないということも答えておられます。確かに6月議会には報告があります。しかし、その後の住民への公表は、土地開発公社については村広報に掲載し、住民への公表はされております。しかし、株式会社ひえづ物産、一般財団法人うなばら福祉事業団については村広報での公表はありません。これにつきましては、どのような方法で公表されたかを伺います。

3点目です。公益法人の事務を一般職員が行うことについて、検討結果について伺います。今年、3月議会で、村長は、総務課長がうなばら荘の事務局長で事務をとっている、課制設置条例により事務分掌で定めているので問題はないと答えられました。6月議会で再質問いたしました。村長は問題ないとの見解でしたが、総務課長は検討すると答えておられます。一般職員には、地方公務員法第35条の職務専念義務があります。公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律がありますが、この点についていかがお考えでしょうか。

4点目、日吉津村行財政検討委員の任命について伺います。9月議会では、委員の応募者がなくて任命していないということでした。その後、どうなったのでしょうか。任命されたとしたら、いつされたのでしょうか。また、公表はされないのか伺います。

次に、大きい2点目として、暮らしの課題を捉えた講座をということで、教育長に回答を求めます。

地域のつながりは、さまざまな分野において、地域が抱える問題の解決に資する価値を生み出す可能性を秘めていると国民生活白書にあります。他町の人から、日吉津村は施設もあるし、活発でいいねと言われると少々誇らしい気持ちになります。人口がふえることは喜ばしいことですが、反面、地域を見回してみますと希薄化が進んでいると見ています。

超高齢化社会を迎えることは、どことも同じことと考えます。現社会の課題である子育て支援、子供のいじめ問題、青少年へのかかわり、防災対策、高齢者福祉、女性の活躍、村の農業などなど、地域のつながりが果たす役割は重要です。個々の問題として捉えるだけではなく、年代、グループ、団体を超えて、また、行政も事業展開に横のつながりを持ち、住民が村づくりに気安く

参加、参画できるきっかけづくりの場を、年間を通しての講座、例えばですが、鳥取県では未来をひらく鳥取塾というのが開かれておりますけれども、日吉津村にも未来をひらく日吉津塾というような、そういう講座を取り組む考えはありませんか。

次、大きく3点目です。施設管理運営条例の改善について関係条例の改善を求めて、村長、教育長に回答を求めます。

1つ目は、村の公的施設を障がい者が使用する場合の規定が、ほとんどの条例規則に定められておりません。障害者手帳の交付を受けている者の使用についての条文化。

2つ目は、施設使用料について、条文の中に、特別の理由があるときは、使用料を減額し、または免除することができるとの条文があります。減額、免除の基準要綱を定めることを求めます。

以上2点について伺います。

質問は以上ですが、答弁により再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、まず、ひえづ式デマンドバスについての質問でありますけれども、昨年9月議会でも答弁をしたところであります。路線バスの運行方法の一形態でございまして、路線バスの利便性を一層高めてバス離れに歯どめをかけるとともに、合理化によって運行コストの低減を図るものであります。路線バスとは違いまして、利用する方が事前に予約をし利用することになりますので、通常の路線バスのように利用者がいないときに運転することはありませんので、経費を抑えられるというものであります。

本村では、このデマンド型交通の導入の背景になっている公共交通手段のない公共交通空白地帯の対応として、平成7年度から日吉津村重度心身障がい者等社会参加促進事業としてタクシーの利用助成を実施しております。現在では、障がい者を初め、65歳以上の一定の要件を満たす方や75歳以上の高齢者など、乗車1回につき500円分のタクシー券を年間50枚を限度として交付いたしております。対象者の拡大を図るとともに制度の周知を図っているところであります。この間、デマンドバスの運行について検討してきましたが、タクシーチケットの対象者拡大によって利用も少しずつふえてきておるとい現実があります。そういう意味では、今のところデマンドバスの導入は、言うなれば行政区域内だが、高田総務課長、区域内から出られんというところがありますので、それはタクシーで米子市の病院に行かれるということのほうが選択肢としてはいいのではないかなという気がするんですけどね。ということで、タクシーチケットの対象者を拡大しながら、量も少しずつふえてきておりますので、今のところデマンドバスの導入は

考えていないということでもあります。

次に、2番目の、出資団体の経営状況を住民への公表ということについてであります。御案内ではありますが、出資法人は地方自治法221条第3項に規定されておいて、本村には土地開発公社、ひえづ物産、うなばら荘の3団体があるということで御質問のとおりでありまして、公表については、地方自治法243条の3の第2項で、普通地方公共団体の長は、221条の第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと。いわゆる議会に提出するということでは自治法上の縛りを受けておるということで、これに基づいて毎年6月に議会に対し決算報告をしているところでもありますけれども、住民にどんなふうな公表をしているのかということをございまして、先日、ホームページへの掲載を行ったところでもあります、遅くなったということのようではありますが、御理解をいただきたいと思えます。

それから、次の問題で、公益法人の事務を一般職員が行っていることについての質問ですが、3月議会でも9月議会でもお答えしたとおり、本村ではうなばら荘の事務を総務課長が行っております、指摘のとおりですが、法人の事務に関しましては、日吉津村課制設置条例第2条で総務課の分掌事務としています。また、日吉津村職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号並びに日吉津村職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第3号に基づいて職務専念義務の免除をして事務を行わせておるということでもありますので、地方公務員法の規定に抵触するものでないと解釈いたしております。一方的な判断でもいけませんので、県の法制担当にも、どうだということ尋ねたところ、県のほうでも問題ないという言い方をされておるということでもありますので、可能であるというふうに思っています。

次に、日吉津村行財政検討委員の任命という質問ですが、このたび7名の委員を委嘱させていただいて、12月1日に第1回の行財政検討委員会を開催したところでもあります。今後は、今までの2回にわたる行政財改革推進プランを踏襲するだけでなく、地方創生総合戦略による事業推進や総合計画を念頭に、ライフスタイルの多様化やICT化に対応する行政サービスのあり方など、委員の方から御意見をいただきながら、第3次の日吉津村行財政改革推進プランの策定を進める予定としておりますので御理解をいただきたいと思えますが、これまでの1次、2次までの何もカットするということではありませんので、今度かなり苦しいもの、厳しいものがあると思っています。いわゆる今までのやり方を変えてやっていかなければ、ICT化などは今までのやり方を変えて一定の設備投資をしながらやっていかないけんということで、将来において行財政の効果を出すという内容がどうしても多くなってくるのかなというふうに思っていますので、その部

分ではかなり苦勞をしなければならぬというふうには思っておるところであります。

次に、施設管理運営条例の改善をという御質問についてお答えします。

まず、障がい者の公的施設を使用する場合の利用料についての御質問につきましては、本村では日吉津村障がい者福祉計画を策定して、障がいのある村民を初め全ての人々の人権が尊重され、誰もが住みなれた地域で豊かに暮らしていける地域づくりに努めているところでもあります。中でも、障がい者の活動の場を広げ、障がい者に住みよい村づくりを目指して、誰もが快適で生活しやすい公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進をしているところでもあります。また、生活安定のための施策として、自動車税など減免制度、タクシー運賃、バス、JR、有料道路の割引制度等の各種優遇制度について関係機関と協力して積極的に情報提供に取り組んでいるところでもあります。

本村の公共施設の利用料の減免については、施設ごとに、公共のために使用する場合、その他村長が特別な理由があると認めるときは減免することができると条例で定められていまして、それに基づいて減免等を実施しておりますので、障がい者のみ条文に定めることは今のところ考えていないというものであります。なお、障がい者関係につきましては、手をつなぐ育成会や聴覚障がい者等の団体、西伯郡身体障害者協会の行事など、今までも減免を行ってきておりますので申し添えさせていただきます。

次に、条文中の減免についての基準要綱を定めることについては、公共施設ごとに利用形態も違いますので、それぞれ内規を定め減免に対応しているのが現状でありまして、今のところ統一的な減免基準の要綱を設けることは考えておりません。今後も、障がい者等生活弱者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所の確保に努め、障がい者と健常者がともに楽しめる場づくりに取り組んでいきますので、御理解をいただくようお願いをして、三島議員の一般質問の答弁とさせていただきますけども、2番目の問題は教育長が答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の一般質問にお答えいたします。

暮らしの課題を捉えた講座ということでございました。御存じだと思いますが、現在、教育委員会ではチューリップセミナーを開講しまして、人権に焦点を当て、高齢者の人権や子供の人権を守るために地域ができることを考える講座などを開講しております。

また、コミュニティセンターにおきましては、かがやき学級におきまして、高齢者の生きがいづくりに焦点を当てて、対象者を65歳以上の高齢者として県外へ出かけ、歴史を学んだり、人



権感覚を磨くということを学んだり、学識経験者から学んだりと、地域の同世代の方々の交流を図るようにしてきておるところでございます。

今年度からは、「そうだ！ヴィレステひえづで学ぼう」をテーマにヴィレッジ☆カレッジを開講いたしまして、ヴィレステひえづに来館していただくことを目的の一つとして、コーヒーの入れ方やスマートフォンでの写真の写し方を学び、暮らしを豊かにする講座を開講してきております。また、ヴィレステひえづにおきましては、教育委員会以外の各課におきましても、子育てしている方の情報提供の場をつくったり、健康増進のため、糖尿病患者のための調理実習などを行ったりしてきておるところでございます。

今後は、さらに各部署との連携を密にしながら、ヴィレステひえづのホームページで、ヴィレステひえづで行われる講座やイベントの情報を集めて発信することなどによりまして、村民の皆さんがそれぞれの講座を受講しやすい環境を整えるとともに、現在実施しておりますヴィレッジ☆カレッジの中に、例えば若者の食生活を整えるなどの暮らしの課題に視点を当てた講座を取り入れたり、役場各課が主催する講演会や研修会等において、教育委員会と他課がタイアップしたより効果的な講座運営のあり方を今後検討したりして、地域の課題にも対応しながら、多くの住民の方が集い、楽しく学ぶ機会を提供してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、未来をひらく日吉津学ということでもございました。これに関しましても、いろいろお声、アイデアをいただきながら検討を進めていきたいと思っておりますので、いろいろ情報提供をお願いできたらありがたいというふうに考えているところでございます。

施設管理運営条例につきましては、村全体の考え方になりますので、村長が先ほど答弁いたしましたとおりでございますので、教育長として重ねて答弁することは控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） では、1点目の質問の、どうなりましたかというところから聞かせていただきます。

デマンドバスについてですけれども、これは本当にひえづ方式っていうことを私は考えて質問をしております。というのは、最近とみにっていいですか、だんだんに皆さんが、自分は免許証を返納したけども、出る機会が少なくなったと、半分どころではない、3割か2割ぐらいになったとかという話も聞きますね。1人とか、運転する人がない場合はタクシー券は行きますけれども、そうでないところには行きません。若い者にいつもいつも乗せてってくれっていうことは言

えないということもあります。村内だけでも、買い物に行くのに元気のいい高齢者は、先ほど同僚議員も県内の高齢化率が発表になりましたがってということがありましたけれども、8割が元気ってことですが、近いから歩いて行きなればいいがんってことだと思えますけども、行きはよいよい帰りは怖いで、荷物を持っては帰れないと。そのときをどうするかということにして、皆さん、ひとり暮らしとか返納された人とか、私も含めてですけれども、今後返納しようと思っている人は、どういうふうにして出かけていったらいいだろうってことを本当に考えてます。元気でおりたいというのは、皆さんが思っておるところです。そのために、みんなが行く道ですので、少しでも日吉津村で、この中でも動ける体制をつくってほしいということがありまして、このことを提案させていただいております。

大きいバスを走らせてくださいということではなくて、村内、道が狭いですので、軽自動車のワゴンでいいですということがありまして、いついつ、どういうふうに行くかっていうことはまた検討だと思いますけれども、役場とか学校とかヴィレステとか福祉とか、いろいろ公共の施設のところではとまっていくなとか、そういう決まりはつくればいいじゃないでしょうかということがありました。

それと、あと一つは、農家の方からでしたけれども、自分は今までしてるけども、もうあと二、三年するとできないかもしれないということがありまして、畑や田んぼに行きたいけども、どげして来たらいいかあかというのがありまして、それはちょっと私も検討するのに大変だなということは思いましたけれども、普通の生活の中で動ける、家に閉じこもりをなくしていくという方向づけの中から検討をしていただきたいということを思ってこの質問をさせていただきました。これはもう考えていただく余地はないものでしょうか、考えはないということでしたけれども。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。

今のところ、そのかわりということでタクシーの助成をしているところですけど、実は地域の公共交通の協議会といいますか、この西部の中では、例えば伯耆大山からイオンに向けての路線バスとかそういう検討もなされてるところではありまして、ただ、やはり道が狭いとか、なかなかバス停をつくらないけんとか、いろいろ予算的なこともあったりして、いろいろ、まだまだ課題があって、ただ、そういう話も出てきてる中ですので、検討はしていきたいとは思っておりますけども、ただ、日吉津村の現状から見て、今のところタクシーチケットの利用ということで、特に65歳以上の例えば免許証がない、車がない方、それから75歳以上の高齢者ということで広げております。ただ、まだまだ周知が足りない部分があって、100%使っていない

部分もありますので、この辺の周知を十分しながらやっていきたいというぐあいに思っております。そのデマンドバスを全くゼロということではありませんけども、そういうところの協議会との関連も含めてまた検討はしてみたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 続いて検討していただきたいことです。

同僚議員の中にありましたけれども、独居の方が78人ということでしたね。それと、昼間に独居となられる人数とか、それから高齢者で免許を所持しておる人なんていう数は捉えておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

その数字については、ちょっと今、把握はしてないところでございます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） いろいろな事業をしていく上においてですよね、こういう、どういうふうに変化してきているかということは調査をしておいてほしいということを考えます。よろしくをお願いします。

それと、先ほどの答弁の中で、行政区域から出られないということがあったと思いますが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） デマンドバスが、今、伯耆町とか大山町がされてるんですけど、要は自分たちの区域内で、どこのところが足りないというところで、その場所を設定してやるというのが基本的なデマンドバスということですので、うちがもしするとしたら、要は通る道のところで、車が通らないところをどこに設定してということを考えていかないけんということで、村内の中のデマンドバスということで捉えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） このデマンドバスを検討される上においてですけれども、NPOとか、それから事業においても委託とかということが掲げられておりますね。その中で考えた場合に、以前、社会福祉協議会で検討したことがあるんですけども、事業として社会福祉協議会に委託をしたりとかしていくというお考えはありませんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今のところは全く考えておりませんが、福祉有償運送とかが社

協のほうにもありますので、その辺との絡みがどういう形になるかというのはまた担当課のほうでも検討してみたいとは思いますが、今のところはちょっと考えておりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今の有償ということが出ましたけども、デマンドバスだからって無料でってということではありません。やはり何ぼかの負担は御本人さんがしていただくということとで考えております。

それとタクシー券ですけども、大変いい対応はしていただいていると思いますが、利用者の方から、うなばら荘のお風呂に入りに行きたいけども、いつもいつもタクシーを使っていると、いつもあの人はタクシーで来るがんといいことを言われると。それで、やっぱり気を使って使えないっていうことが出ていました。そのことを一つつけ加えておきますので、皆さんが使いやすいようにまたPRをしてあげてください。

2点目の出資団体への経営状況の住民への公表ですけれども、先ほど村長の答弁では、なるほど土地開発公社、第三セクター等、3事業所において議会への報告がございます。先般、何かホームページに出しましたということをしていただきましたけれども、これはやはり地方自治法によってそれをすることにはなっていますので、今後きちんと説明をしていってほしい。これは、すればいいというのではなくて、しなければならないことです。何かやっとしていただいたかなっていうことを感じておりますが、今後とも引き続き6月議会終了後には出していただく、ただ、表を出すだけではなくて、座談会とかでも住民にちゃんと説明をするということが出されておりますので、その点きちんとやっていただけますか、今後。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほどの村長の答弁にありましたように、公表という形では、地方自治法では、一応私のほうでは毎年6月に議会に対し決算書を提出し報告を行うというのが、提出しなければならないと規定されておりますので、それが一つの公表であると。ただ、情報の公開という点もありますので、今回ちょっと遅くなりましたけども、ホームページに載せていただいたと。ただ、ちょっと広報には量が多いので載すことができませんけども、これからも公表という形でホームページのほうには載せていきたいと思っておりますし、行政懇談会のときに説明がということでしたけども、時間の中でなかなか説明は難しいと思っておりますので、どういう形で住民に知らしめていくかということでは検討も必要かなというぐあいに思いますが、今のところはホームページでの公表とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 公表はしていただきたいと思います。ましてや、うなばら荘は赤字が出ています。そのことについても、きちんと説明ができるようにやっていただきたいというのを申し上げておきます。

次ですが、公益法人の事務を一般職員が行うことの質問についての回答ですけれども、これについても問題がないというふうな回答でしたが、これは平成12年に法律第50号で出されておりますが、この点はどう解釈をしておられますでしょうか。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律ということがあります。これによって地方公務員法の35条に反しないように条例で定めて、ちゃんとやっていきなさいということがあります。それを言いましたら、先ほど日吉津村の職員の特例の条例があって、免除するになってるということがありました。私もそれは見ました。でも、公益法人の事務をすることについては私は記載はなかったと解釈しています、見ております。その点はいかがでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたように、一応県のほうに確認をさせてもらって、前回9月議会でも、この条文でそういう事務ができると解釈してることによって確認をしたところ、県のほうも、こういう団体が各町村にもありまして、この特例に関する条例の中で、任命権者が定める場合という中で、特例の規則の第2条第3項の中で、地方公共団体の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認める団体の役員には、その事務を行う場合にはできるという規定で、県のほうもこの条文を使ってやってるといふぐあいに回答をいただいておりますので、こちらのほうではその解釈のとおり行っているということで解釈しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 先ほど法律は平成12年に出されたということを申し上げましたけれども、地方公共団体の第三セクター等に対することについてですが、総務省から平成25年の12月にまた出されてますね。現行法についての考え方と、今後新しい、何ていいますか、指導ということが出されてありまして、この中に、きちんとそれを捉えてやっていきなさいということが出されております。ですので、安易に公務員一般職をその職員に持っていくってことは私は考えられないというふうにとっています。ましてや人員削減の中であって、総務課長がうなばら荘の民間企業の事務局長をしておく、仕事をとるといふことの理解が付きません。その点について説明願います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この解釈のとおり、ただ、うなばら荘の事務を全てやってるわけではありませので、100%ということになると、そちらの派遣ということが出てくる可能性はあると思いますけども、県のほうに確認したときも、その規定の中での事務っていいですか、そういう形で行っておりますので、公務員法の規定にも抵触しないということも確認しておりますので、今のところはそれでやらせていただいているということでもあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私はそこの解釈がちょっと腑に落ちませんね。民間企業の仕事を一般の公務員がしてもいいっていう、そういうことができるっていうことがあるのかなって思いますけど、いろいろ調べたところではそういう解釈にはなっていないと思ってます。一般社団法人、一般財団法人、それから株式会社、会社もですけども、それは民間と同じということがありまして、これの派遣をしないからいいではなくて、地方公務員法に反しないような仕事をしていくためにこういう法律ができたということがうたわれています。

私は、県の指導っていうそういうことにも、何かちょっと考え方ということが腑に落ちないんですけども、それでいいと考えなんですよ。そうしますと、公務員でない仕事をしておる間の給与っていうのはどうなるんでしょうか。専念義務っていうことから外れるんじゃないんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この特例の条例なり規則で、要は職務専念義務の免除を受けてってことでしておりますので、要はその時間はそちらの事務をしてるということでもありますので、特例条例に基づいた仕事ということで、一応給料はそのままだというぐあいに解釈しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 関連事務っていうことですが、じゃあ、うなばら荘もです。土地開発公社も見ましたら、そういうふうになってました。ですので、うちの場合、3企業において当てはまると思うんですけども、ここの行政がやっていく上で、どういう面が行政に関係をしておるんでしょうか。赤字が出たら財源は補填してますけれども、そういうこととは違うと思うんですよ。質問をした際に、村長が、理事会やそういうものも総務課長が仕切ってるっていうことをおっしゃいました。そういうことになると、完全に事務局長、向こうの事務を取り仕切ってるっていうことになります。

新しい指針を見てみますと、外部の人材を活用して、専門的知識を有しておる人を採用してや

りなさいということを進めるということが載っております。ですので、先般もちょっと、先ほど語ろう会でということがありましたけれども、プロの人を雇ってするのが一番いいっていう御意見もありました。総務課長でできないということではありませんが、生半可にこうやっていくっていうことは、やはり赤字が続いておる企業にとっては大変厳しいっていうふうに考えてます。ですので、改善はまずそこからしていくことではないかということを思っております。その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 出資が100%ということでこの3つの団体がありますので、事務をするということはやぶさかではありませんけど、確かにベストということになれば、その専門の事務局長なりいるのがベストだと思いますけど、今の現状では、今、総務課長が事務をすることが最低限かなというぐあいに理解しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 総務課長が適任ではないということではありません。大変活発に事業を進めてもらってるっていうふうには思いますけれども、その事業体の経営が悪化しているときには、なおかつそういうことに力を入れて、行政からの負担がないようにしていく、また、いろいろな点で考えていける、そういう100%そちらに傾けていける人材をやはり置くべきだったというふうに思ってます。その点を今後なお検討して進めていただきたいと申し上げておきます。

次に、4点目ですが、日吉津村の行財政委員会の任命についてであります、12月1日ですか、会合が持たれたっていうのが。これは公表はされないんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ホームページを確認しておりませんが、今までも行財政の推進プラン等々、ホームページにも載せておりますので、その会の関係もホームページのほうには公表していきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私も行財政のところをちょっと見ましたけれども、参加者は誰々ってのはありますけども、意見については名前は載りませんね。ですけども、きちんと広報に名前を出していただきたい、そのことをまた後、答弁いただけたらと思いますが。なぜっていいますと、これは条例ではなくて要綱ですね。要綱で決められた委員さんが、地方創生改革プラン、第3次行政改革プラン、そういうことを検討をされるということです。私は解釈してましたのは、

村長の諮問機関としてただ意見を聞かれる、あと出していかれるなら村長の意向として意見を出していくという機関だと思いますね。そのところでいろいろなことが決まっていってということにちょっと、何ていいますか、不自然というか理解ができないという面がありまして、せめて委員さんの公表はしていただきたいというふうに思っています。

今後のやり方を変えて行っていくということでしたけれども、どういうふうに変えて行われるのかお伺いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） やり方というよりはその中身について、先ほども言ったように、地方創生の総合戦略も決めましたし、総合計画も見直しがなされたところで、今ライフスタイルが変わってきておりますし、役場のほうもセキュリティーとか、これからまた電子申請とかいろいろなことがICT化で出てくると。そういうことも含めて、今までと同じような協議ではいけないと、新たな将来に向けてのプランにならないといけないということで、その辺の御意見をいただきながら新たなものにしていくというぐあいに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今後ここで検討されたことが議会にも説明があると思いますけれども、そのときに、そのところの委員さんに聞いた住民の意見ですってということで、変更はできませんってようなことはないでしょうか。そういうあれはどうなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） いろいろな御意見をいただきたいというところもありますので、見直しという部分もありますので、その辺は意見として聞いていきたいというぐあいには思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 次に、大きく2点目ですが、教育長に求めた件についてであります。暮らしの課題を捉えた講座ということで質問をさせていただきましたけれども、ヴィンステを中心として生涯学習ということはたくさんやられていて、だんだん活発になってきてるかなってことは感じております。先ほど人権問題とかかがやき学級とかということがありましたけれども、最後にお話ししました全住民っていいですか、に向けて横のつながりができていくような関係ができるような講座のテーマを決めて、年3回なり5回なりをしていきたもので取り組みをしてもらえんかということを考えております。

といたしますのは、先ほども言いましたけども、いろいろな課題が出てます。各課にも持ってま



すし、そういうことを捉えながら、じゃあ、これをするためにはみんなはどういうふうに動いていくかということをしていくのに、課の対応だけではなく、いろんな情報を周知しておられる社会教育のところは私は最適かなということを感じております。その中で、そう難しいことではなくていいと思います。講座を受けた後はみんなで話し合いをして、日吉津では、じゃあこういうことが問題だねとか課題だねとか、じゃあこういうふうにみんなの会をつなげていこうとか、そういうところまで持っていけたらいいなということを感じておまして、そういうつながりというのがこのごろできてないなということを感じております。そういうことが自治会のあり方にも影響してくるかもしれないということをお考へしておまして、年間、そうですね、3回は少ないから5回ぐらいなんで、募集でもして、とっていただけたらなということをお考へおするところですけども、たくさんの課題の中からこう、がありますけれども、選んで、各課と連携をとりながらやっていってもらうということは、もう一度お考へはいただけないものでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 人口がふえて、交流、にぎわいのある村という中で、村の中の横のつながりが希薄ではいけないのではないかと。まさにそれはおっしゃるとおりだと思おまして、社会教育の機能がそこに役立つことはぜひやっていきたいなと思おするところでおございます。

先ほどの答弁の最後で申し上げました、その具体的な内容、どんな課題をどう捉えて、どんなタイアップの仕方というのはいろんなアイデアがあろうかと思おしますので、またいろんなアイデア、情報をお寄せいただけたらありがたいと思おますし、例えば各課で行われる講座研修会で、その講義を聞くだけではなくて、それに社会教育としての何か実践的な、研修的なものの中に織り込むとかいうようなことがもしできたらいいなというふうにはお考へおまして、そういう意味でタイアップした講座的なものできないかなということをおちょっと検討していただけたらいいねってというような話は中で今しているところでおございます。

連続した講座というのをどんなふうにお構築できるかって、ちょっと難しいかもしれませんが、それもちょっとお考へおみたいなと思おしておりますので、最初おっしゃいました、学習者同士のつながりが継続していろんな話し合いに広がっていくようなそんな講座は、確かにおっしゃるとおりぜひ検討すべきだなと思おするところでおございます。今後ともまた情報等をお知らせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ぜひ御検討ください。

次に、3点目ですが、施設管理運営条例の改善ってということで回答していただきましたけれども、全体通して、多分村長がされるかもしれないということを思いましたが、教育委員会関係の管理施設もあるので、教育長にもということでここに書かせていただきました。

まとめて、じゃあ村長に伺いますけれども、他町の施設の利用とか、そういうものを見た場合に、障がい者の手帳を持っておられる方は、それを出すと無料になるとかというような書き方もしてあるんですね。障がい者の方が、どういうふうにして使ったらいいかなということを見たときに、そういうことが書いてないので、やっぱり私たちは一般の方と同じような手続をしていかんといけんのかなってことを言われました。ああ、本当だなんていうことも私もずっと見て思いまして、米子市は障がい者施設のスポーツセンターとかがありますので、そういうあれはないですね。一般は一般のところのあれをしていくような条例にはなってますけども、別に障がい者施設があればまた別と思いますけども、一緒に使っていきますので、わかりやすくしていただきたいということから、こういうことを提案をさせていただきました。

それと、減免についてでもありますが、村長の裁量、それから教育長の裁量ということにはなってますけども、自分たちが本当に減額してもらえるのかなとかということがあります。それを見たときに、一体どれぐらいをしたらいいだろうとかということと言われることがありまして、ああ、そうだと思って、これもちょっと見てみましたら、小学生はこうこうこうとか中学生はとか高校生はとか一般はとか、障がい者は障害手帳があれば提示をすれば無料とか、それに付き添いが要った場合は、その方もどうかということが書かれておりました。そういうことについて、できる範囲でいいけれども、そういう基準というものは設けてはもらえないものかということがありました。その2点、お願いします、もう一度。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 各施設の条例については担当課でしておりますけども、先ほども説明っていか答弁しましたように、一応、今のところは内規で決めておりまして、課によってはその内規が申し込みのときにわかるようにしてある場合もあると思うんですけど、公表という部分ではなかなかしておりませんので、その利用者の方が、自分がどういう形だったら使えるかなってことは、なかなかわからないのかなというぐあいには思っております。その辺については、また課長会を通じたりして、今後どういうことができるかという検討はさせていただきたいというぐあいには思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 答弁いただきましたけれども、そのことを今後、障がい者の自立

に向けてですけれども、内面的ばかりではなくて、やはり健康ということがありますので、体も動かしていくようになると。そうすると、そういう施設も使っていきいたいということがありまして、そういうときに、どういうふうにして使えるかとか、どういうふうな利用料金になるかとか、そういうことをちょっと見たら書いてないので、わかりやすい出し方をしてもらえないかということがありましたので申し上げました。

それで、さっき内規ってということがありましたけれども、内規っていうのはあくまでも内規ですので、せめて基準の要綱ぐらいにして、皆さんに出せるような形をとっていただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） そのことについても、障がい者というところを含めて検討してみたいと思います。以上です。

○議員（5番 三島 尋子君） 議長、終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで休憩に入ります。再開は午後3時40分より再開をいたします。

午後3時28分休憩

午後3時40分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告6番、議席番号2番、景山重信議員の一般質問を許します。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。きょうは3問質問させていただきたいと思います。1問目は国道431号線北側の開発についてと、2番目には証明書発行の簡素化をということ、3番目には農業委員会の委員の選任についてということで、3問質問させていただきます。

国道431号沿線は開発ラッシュですが、仮称カインズホームのオープンが何度も延期となっております。既に建物やハウスの移設を済まされている地権者もあります。現状での説明を求めたいと思います。

2番目の証明書発行の簡素化ということで、印鑑証明は登録カードがないと、本人でも証明書は発行されません。住民票は、本人確認で、免許証等で発行されます。本人が役場に行っても発

行されるされないの制度はどうかと思ひ質問させていただきます。

また、2番目の住民票、戸籍、印鑑証明の申請書が別々であります。1枚の合わせた申請書にできないのでしょうか、問うてみたいと思ひます。

それから、3番目の農業委員会委員の選任についてということで、来年7月には農業委員会の委員の改選が行われます。人選等、選任の進行状況を問うてみたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをしまひます。

最初に、国道431号の北側の開発についてですが、うちの立場としては、商業開発に当たっては、地区計画による開発計画事業者、交通渋滞、交通事故、近隣に与える影響など、さまざまな観点から検討するようという事は伝えております。それは、6月に開発事業者が、6月の終わりだったと思ひますけれども、地権者会を、地権者の皆さんが集まられて説明をされた後の話として、そんな話をうちのほうから伝えておりますけれども、しかし、具体的に開発事業者からの事前協議や申請など、ここはどうしましょうかなどということは打診も受けていませんので、そのまま今日に至っておると。ですから、地権者の説明会があつてからそれ以後は向こうからのアクセスは何もないというのが現実でございまして、何度となくオープンが延期されたなどということは全く私の承知せんところですので、工事にもかかれんなどということで、でも、書類は整わんとどうにもこうにもならんことだしなと思つておるところですので。ひょつとして行政がとめちやうだないかという御意見もあるのではないかという気がするんですけども、決してそんなことではありませんので、手ぐすねは引いておりませんけども、431の活性化につながることだと思つてますので。それでも、調整区域で開発行為を起こされるといふのはかなりハードルは高いですし、地権者だけはいいと言われても、その周辺に与える影響といふことのほうが、我々はそこに責任を持っていかないけませんので、そこをしっかりと検討してくださいよといふことは言つたつもりでおりますけれども、まだ何らこちらのほうにはアクセスがないといふことでありますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、証明書発行の簡素化という御質問についてお答えします。

まず、印鑑証明の発行に伴う印鑑登録証の提示についてお答えします。印鑑登録証明制度については、各市町村が条例で規定して制度の運営を行つております。しかしながら、昭和49年当時の自治省から印鑑登録事務処理要領が示されており、自治体はこれに準拠して制度運用することとなっております。

この中で、印鑑登録証の効力として2点ございます。1点目は窓口で提示しない限り証明書の交付を受けることができない、2点目は登録証を持参してきた人のみ証明書を交付するとなっております。旧制度では、その都度登録の印鑑を持参していただいて、窓口で登録時の印影との照合を行い発行しておりましたが、現行制度は印鑑登録証により手続の簡素化を、そして安全性が確保されておるといふふうに理解しております、したがって、現行制度では印鑑の持参が必要なくなったということでもあります。住民票の発行とは制度が全く異なるものですので、理解をいただきたいというふうに思います。

次に、申請書の統一についての御質問ですが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、住民票については住民基本台帳法、戸籍については戸籍法による制度運用をいたしております。統一できるかという御質問については、制度が異なるわけでありますので、非常に難しいと考えております。特に近年、戸籍謄抄本等の誤交付の、間違っただけで交付したり、確認ミスのためのトラブルが全国的に発生をしております。手続の効率化よりもまずは正確性、適正性を重視し、当面は現行の申請書で実施する考えでありますので、よろしく願いいたします。

最後に、農業委員の選任についての質問にお答えをいたします。

農業委員会に関する法律が改正されまして、担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の主たる事務となるとともに、農業委員の選出方法の変更や、農業委員とは別に現場活動を行う農地利用最適化推進委員の新設など、農業委員会の改革が行われることとなりました。

農業委員の選出につきましては、公職選挙法の準用による選挙及び農業団体の推薦による選任ということで農業委員さんを選任をしていしましたが、法改正後の本年4月1日以降は、農業者、農業団体その他の関係者から推薦され、または公募によって応募された候補者の中から、議会の同意を得て任命することになりました。本村の場合、農業委員の任期が来年7月19日でありますので、それ以降は任命制による新組織に移行する必要があります。

さて、農業委員の定数及び報酬は、政令で定める基準に従って村の条例で定めなければなりません。新委員の定数については、現在の委員数や議会の委員定数等を考慮しながら検討をしているところであります。また、新制度における農業委員には、農業委員会の所掌する事務に利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないとともに、年齢、性別に偏りが生じないように配慮しなければならないなど、法律上の要請がありますので、そこを念頭に、どのような委員構成が望ましいのか検討をしているところであります。

なお、ことし4月からは、農業委員会が新たに委嘱することとなった農地利用最適化推進委員

については、本村の場合は定数が2人に限られることなどから委嘱はせずに、農業委員さんが担当する区域を決めて推進活動を行っていただいているところであります。新体制移行後も、農地利用最適化推進委員については同じ体制で進んでいきたいというふうに考えているところでありますが、いずれにしても、農業委員会の新体制への移行につきましては、議会を初め各方面からの御意見を頂戴しながら検討して、来年の3月の定例議会には、4月1日から新たに改正後の農業委員会制度を適用できるよう、そして7月19日からの新たな農業委員の任期に適用できるように関連する条例を提案したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、景山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。それでは、最初の質問から1つずつ質問させていただいて理解を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一番最初の地権者への説明会のときには、株式会社ウシオは、国道431号から2号線の間、大道下道からホレコ川までの4万6,000平米を収用と説明があり、2号線からの入り口はなし、フェンス張りをして対応すると、このことについては役場との調整は済んでいるという説明があり、全地権者が納得して、その後5回の開催がありました。順調にいくと思っておりましたが、最新の5回目の10月17日の近況報告によりますと、9月11日付で役場からの回答は、村道2号線とホレコ川右岸1号線から2号線間の農道を、車線、歩道付きの9メートルとし、出入り口の設置をせよとあったようです。5回の近況報告の中で初めてこういうのが出てきたんですけども、なぜか早い段階でこの話ができなかったものかということを知りたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 10月17日に、その9メートルにせとか、2号線とかホレコ農道を使ってという話ですけども、それは地権者会議で資料が出ましたので、本当にそんなことかいいのと、こんな使い方があるのではないのかということを担当課から言わせました。それは、さっきも言いましたように、地権者の中はいいかしらんけど、周りに影響が出るので、じゃあ2号線の5メートルの現道のままでいいのかやと、2号線は出入りさせんというようなことですけども、そこにはまだ尾ひれがついてまして、僕が9月に出会ったときに、村長が1年前に2号線の拡幅は認めんということを実業者が言いました、実業者が。ええ、僕はそんなこと言ってないがなということで、後から確認をしたら、僕はそんなことを言ってませんので、それはおかしいじゃないかということを知ってますけども、でも、本当に中を利用される方もスムーズな移動

ができないけませんし、周辺にお住まいの方や農地のおありの方もやっぱりスムーズに移動ができないけませんので、本当に2号線の北側を全部閉めてしまって、今の5メートルの現道のままでいいかやと。ほんなら、交通量調査もするでしょうから、その辺も回答をしないやということを行ったはずです、係から。でも、そうじゃないといけんという言い方はしてないと思いますので、その辺は担当課長のほうから答えさせたいと思いますが、少なくとも正式なものが出ていませんので、柔軟な話は私はしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

この区域は、先ほども村長答弁いたしましたように市街化調整区域内でありまして、その中を、村、米子境港都市計画区域マスタープランにおきまして地区計画を立てれば、その中でその開発ができるということしております。この地区計画を立てるためには、都市計画審議会、そういうものの同意も必要でございます。そういう先般の同意を得るためにはどのようなことが必要かということをお考えながら、道路幅の幅員とか、そういうものに対して同意が得られる方向なり、そういうものをいろいろ練ってはいかないいけないというような話をさせてもらっておりますので、その中の方の同意も100%必要ですけども、都市計画審議会、そういうものの同意も必要ということが大前提にありますので、その部分は果たして通る内容かどうかということが一番の大きな課題だということの部分の説明はさせてもらっておりまして、そのためには周りの道路の位置がどこまでなのかとか、そういう細かいところも必要でありますので、そういうところが不明確のままですとなかなか協議にはできない部分もありますので、そういうところを明確にするようにとか、そういうものは申しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 私が言いたかったのは、10月17日の5回目の近況報告でそのことがあって、早い段階でこういうことを教えてもらえることができないもんだらかなということをお問うたわけです、今。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 正式に役場のほうに何だ出されてませんので、9月の地権者会に職員、ちょっと行って聞いてこいということで情報ももらって、本人は来たのかな、後で。

○議員（2番 景山 重信君） 9月1日の回答によるとってってということになってます。

○村長（石 操君） 9月の1日の回答というより、それは、こんなことをちゃんと検討しておけよということをおこから指示をして出させたはずですので、そんなことを言ったと思います。

向こうの思いと地区計画の考え方は多少違うよということをちゃんとやっとかないけんぞと。そうせんと、我々が責任持たないけんぞ、あそこを開発して許可してしまえば。都市計画審議会が許可してしまえば周辺の皆さんにも責任持たないけんぞ、やっぱりそれは両方が合意のできる、できるだけ合意のできる形にしとくべきだということで指示をしたところです。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ちょっと合わんようになってしまったですけど、合わせます、これで。それで、本当の話、2号線を9メートルということになると、大道下道路からホレコ川までということは3軒の住宅があります。ちょっといびつな道になってしまうんですけども、かえって広げて交通渋滞とかそういうことになって、またスムーズな車の流れにならんということ、歩道、車道で9メートルということは考えられての発想だったんでしょうか、どうぞ。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えします。

先ほど少し申し上げましたけど、まず、北側の道路の位置が、境界がどれまでなのかというものがまず決まっておらなかったという、土坡の部分はあつたりしますので、そういう部分を明確にということになりますと、実際に具体的な道路幅がどこまでなのかとか、また、いろんなことを対応していく場合にどういう方策ができるのかとか、いろんなことを考えていくことができると思っておりますので、今、土坡の部分を使ってどれまで道が広げられるだろうとか、この部分についてはどういう検討ができるだろうか、そういう前段の段階でいろいろ検討はされないといけませんよというようなことは出しておりますので、そういうことをすることによって、いろんな都市計画審議会とかの同意が得られる、どういうふうにしていったら得られる方向をとということを御提示したと思っております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） そういたしますと、今、南側の開発ということなんですけれども、2号線の北側のほうは、農家、車に置いちょいたり、出入りしたりということで、そのこともあるわけで、431から2号線までのそういう考え方も、それはそうですけれども、その2号線に面した北側の方の、それでもこげなことが、私の場合はわかるんですけども、わからない人もあるんです。この北側のほうは、ほんに、道が測量、交通量調査しちよったがとか、そげにどげんなあだらってってというような話もありますので、その北側の方にも、それでも何らかのちょっと投げかけがあっても私はいいんじゃないかなと思うんです。どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。



○村長（石 操君） これくらい業者としては当然すべきですよ。この土坡のことを言いましたけど、それは土坡になってますので、それをコンクリー立ち上げるなら、それはある程度うちの力も必要ではないかやというようなことも向こうに言ってますよ。ですから、家は3軒あるといいながらも、じゃあ3軒を全部移転させてしまうなんて、それは事業者も大変ですから、そこまでは言いませんよ、何かうまいぐあいに方法ないのかなと。そのために北側の壁を立ち上げるということになると、開発事業者に全部負わせるというのは無理だから、それはある程度、うちもてごせないけんぞというようなことを言ってますので、当然、北側の地権者に対しては開発事業者が言うべきだと思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） その言葉、よう解釈できます。全然そういうことがないもので、私も両方の関係者ですけども、ちょっといらいらする部分があります。

それで、私、大道下道からホレコ川まで2号線を広げないけないという理由でえのんは、交通量が多くなったけんそうだと思います、今アスファルトもあるし、イオンもあるし。ただ、今の大型商業施設の西側の増床で、名前言ってもいいですかいな。

○村長（石 操君） まあまあまあ。

○議員（2番 景山 重信君） イオンの西側の増床後からすごく2号線、信号機のところから西のほうに回る車が余計になっただと私は思ってます。そういうことが原因じゃないかなとは思いますが、何かそげな格好で思えば、イオンはイオンなりに、東のほうに出る出口がないということですので、県道のところ、両方じまいのところがあるし、そこから今のアスファルトのあそこだ、1軒、角に家があるところからは、自分の用地を使って右折レーンをイオンみずからもされてもいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう気持ちというのはどう思われておりますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） イオンさんは県道をセットバックしてあれだけのものをつくっていらっしゃる、今の現道を。もっと狭かったですから、米子のほうへ行く左折帯あたりは、右折帯だ、県道からね、あれはイオンさんがセットバックしてつくられました。それから、北側の2号線は、あそこも歩道までは、地権者から借りた土地をセットバックして今の現道にしていらっしゃいます。申し添えておきます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） それで、どうも業者のほうは、2号線ホレコ川右岸の農道の拡幅

は、既存の側溝にふたかけしたりのり面改善ということで、土地収用することなくということでも来てますけれども、そのことを村に伝えてあるんですけれども、回答をいただくようになっておるといことなんですけれども、その辺のやりとりはどうなんですか。回答はするようになっちょらんですかな、村から。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 正式な書類を僕は見てませんので、担当課が見ちょうかどげな知らんが、事前協議はどげなことでやっちょうかしらんか知りませんが、地権者会議まではどげんなっちょるって聞いて聞くと、いや、外に出せませんみたいな話だって、地権者会議で初めて行って、ああ、こげな概要だなんていうのはわかって、多少ここの辺は先行させたいというようなことはあってますけれども、もっとやられるなら、こっちに窓口で相談に来ていただければ適切に対応すると思えますけれども、その回答をいただくようになっておるとい部分については担当課長のほうから返事させます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

回答をいただくというようなものは聞いておりません。私どもからは、北側の道路の部分の境界、まず境界がどの部分か、そういうものがわからないうちに物事の回答はできないという、そういうことは言っております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） わかりました。ただ、セットバックするとか2号線とか、イオンもそういうのもわかりますけれども、現状では、東のほうに行く車はそうでもいいですけれども、スムーズに出ますけれども、出入りできますけれども、西のほうに行く車ということがあって、そういう2号線の、信号機も含めて大道下線からということですので、何かイオンさんも一緒になって、変な話、今のカインズホームだけじゃ何か酷のように思えてならんですけれども、私は。イオンはイオンで元気出して、もっと栄えてほしいなと私は思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 全くその考え方に異論はありません。でも、どっか同じテーブルで話をせんと、回答をもらうように言っちょうだとか、こげせないけんと言ったなんて話ではありませんよ。ただ、向こうは、村長が道路を広げることはいけんって言った、1年前にいけん言ったなんて、わしゃ出会ってもおらんのに何でそげなこと言われんといけんか、こっちは。ですから、そんなことをいつまでも言いませんけど、やっぱり来て、担当課としっかりと打ち合わせをして、

どげえすりゃあ、その開発。そのために、米子、境港の都市計画のマスタープランを見直しをしてもらったわけですね。米子、境に理解をいただいて、県に理解をいただいて、そんな形に開発ができるようにしたわけですから、我々は、ちゃんと業者も誠意を持って私どものところに来て議論をしてほしいなというふうに思っています。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） わかりました。431号沿道サービスということで、セブンイレブンとかローソン、ウシオ、株式会社日本地所と、要するに地権者とおのおのの合意がなされているところは余計あります。本当にこれからどうなるだらあかなと思って、この企業、誰かが、どこかがふぐあいになると本当心配しておるところです、どこかがまた調子が悪うなあへんかなと思いつつ。ただ、村としても、バランスのとれた商業の部分の発展も考えたならば、やっぱり何かそういう説明、開発の部分で、何か一言説明をされる部分があってもいいじゃないかなとは思われて、単純な気持ちで、なりませんけれども、どうなんでしょう。業者が開発をするけん、そこで、ほんならあなたたちはやりなさいやいってっていうことでは、なかなか共倒れになるような部分があると思うですけれども、イオンは村がということで、ある程度安心した部分があると思うんですけれども、ちょっとちょっと日野川のホレコ辺からずっと以降までの辺は、もう樽屋の辺も合意はなされるというような話も聞きますし、何か心配でなりませんので、何かその辺でアドバイスとかがあればと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） アドバイスというより、開発がどうすれば可能になるかということを持ってきていただければいいですけど、持ってこずにおって、一つも持ってこずにおって、あげだこげだという話です、今の話は。全く持ってきならん、こげしたいというものを持ってきならん。住民に5回も説明したってって言っちゃうけど、うちには1枚だ持ってきならん。そげ言ってください。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 近況報告ということで私はもらってますので、そのように言います。ありがとうございます。

それから、2番目の印鑑証明を求められたときに、登録カードを、例えば私みたいに忘れてとりに帰られた数というのは余計あるもんか把握しておられるもんですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 景山議員の質問にお答えいたします。

そんなにカードを忘れてこられて印鑑証明をっていう件数は、私が把握しておる限りでは余りないと思います。ただ、印鑑証明、いずれにしましても大事な財産、例えば財産といいますか、お金にかかわるようなものとか、そういったものを売買とかされるようなときに使われることが多いと思いますので、やはりそういった印鑑証明というのは大切なものがございますので、そういったものの管理等していただきまして持参していただいて、とっていただければと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 登録カードとかのほかに、印鑑証明が交付、発行できないという理由は余計あるんですか、このほかにも、登録カード持参がないというほかに。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 具体的に、特に今、思いつくことがございません。やはり御本人確認ができて、そのカードを持ってきておられれば交付するわけですので、その本人確認ができない場合とかカードをお持ちでない場合というのは印鑑証明の発行ができないということで理解しておりますが。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 住民票発行の場合というのは、村民の皆さんが平等の視点でということでは理解できます、私。ただ、明らかに行政のほうが本人確認だってできて、何だ、免許証とか、これを求められるのは何か理由があるんですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） やはり本人確認をするっていうこと、これは特に今、誤交付等を防いだりする上で大事ですので、これはもう制度上も決まっておることですので、やはり本人確認のできるものを持ってきていただくということは、住民票交付の上での大もとになりますし、印鑑証明の場合ですと、先ほども言いましたように、やはりカードがあれば発行できるということがありますので、印鑑証明の場合にはカードも持ってきてもらって、その上で御本人の確認をさせてもらって交付するという原則になりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 明らかに本人だとわかっておって本人確認、私、本当に、ほんにこれが行政のサービスだらかなと思って。ちょっと考えられん、私やちの感覚からするとということ、何とかならんもんかなとは思ってなりません。どげでも免許証を持ってきてください、とりに帰ったこともありますけども、どうぞ。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 景山議員にお答えいたします。

確かに窓口で、ふだんこうやってお話をして、お名前も顔もわかる方に対してということですが、やはり職員が同じ次元といいますか、同じようにみんながわかるわけではありませんので、もちろんそれは住民さんのことがわかっておらんといけんということは職員の職務上は大切なことですが、住民サービスということとはまた違う観点でございますので、本人確認をするということは大前提になります。間違っ、て、もしも違う方に渡すとか、そういったことで後々のトラブルになるほうがもっと住民の方に対しては失礼だと思いますので、やはり本人確認ということはどうなにもさせてもらっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） よくわかりましたので、申しわけありませんでした。

意地悪な質問だって、ちょっと違った見方からしてみると、私とて住民課に証明書を求めてきたときに、どの用紙に書きますかあかっていって、農協でも一緒のこと、いっぱい用紙があるのに、どれ使うかあかっていって、私は問わんとできないんですが。これ、覚えておられる人は、行政の人はこれだかんっていって言われるんですけども、行きた人、私はわからないんで、それが常だと思ふんですけども、そげなお客さんというか村民の人が来られたということはあと思ふんです、私もそうですけれども。どう思われているんですか、それで。何かどげぞ簡単にしてやろうとか、そういう思われないうんですかなと思つての質問です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 特に窓口へお越しになられる方って、どうしても記載台のところに戸籍の謄抄本とか住民票とか、それから印鑑証明、そのほかに税の証明書等の様式、配置しておりますけれども、確かに、ぱっと来られて、さあ、どの用紙に書くだらうか、まず住民票か戸籍かなってというようなことで少し悩まれる方もあるようですし、その場合には、窓口等の職員なり住民課の職員も気をつけておつて、窓口対応なり記載台のところへ出てお話を聞いて、何に使われるのか、戸籍が要るのか住民票が要るのか、それとも、それからまた家族みんなの分が要るのか御本人だけでいいのかというような聞き取りは一つずつさせてもらっております。職員も、常々そういうことでは気をつけてはおると思ふんですけども、なかなかうまく説明ができなかったり、すぐすぐに対応ができなかったりというような場面もあったかもしれませんが、それも含めまして、今後とも住民さんに対して窓口での説明等は十分によくわかるようにといたします。

か、丁寧に、何に使われますかとか、こういったものが要りますかとか、そういうことまで確認しながら申請書に記載していただくように、御本人でしていただきますので、御理解いただきますように重ねてお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 申しわけありませんでした。ありがとうございました。

それで、私が言いたかったのは、最後に、窓口での手続の簡素化をして、それが行政事務のスピード化になる、それで、住民がありがたいって言われるということをお願いをしたかったわけです。だけえ、いいぐあいに途中説明してごされたもんで、そのような格好でひとつ。あなたさんは窓口じゃないんだけん、窓口の人にそうするようにお願いしますので、よろしくお願ひします。

それから、農業委員のことですけれども、農業委員会の委員の主たる使命は、担い手への農地等の要集積また集約化、そして遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を推進することが重要であり、農業者の声を反映させるために農業委員会を設置するとありました。

村長さん、ひとつ農業委員会の設置は必要なのでしょうか、簡単でいいです、気持ちはよくわかっておりますので、簡単に言ってください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 裁量規定になりましたけども、我が村で考えたときには絶対農業委員会は必要だというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） それでは、次、地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て、確実に農業委員に就任するために、担い手の意見が農業委員会運営に的確に反映されるよう、認定農業者個人または認定農業者である法人の業務を執行する役員等の過半数が必要とある、置かないということであるんですけれども、これが原則となっております。この10人のうち担い手1人という部分で、実行組合から6人、学識経験っていうですかいね、農協、蚊屋井手、それから担い手、それから公平な立場の人ということで10人ですけれども、何か私、担い手1人というのはちょっと腑に落ちんですけれども、どういう考えでおられるもんか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

日吉津村の場合は、担い手とか認定農業者等の人数につきましては、定数の半数以上になるか

どうかということはまだわかりませんが、非常に少ないというような状況になりますと、どうしても人数というものは限られてくるのかなということでもありますので、今ですとまだ、実質動いておる認定農業者的には3ぐらいということで、今後、推進も進めておりますけども、そういう状況の中ではなかなか人数を全部出すということはできないかもわかりませんし、また、同じ方がほかの部分で兼務しとる場合もありますので、純然たる認定農業者という枠ではまたそういう数になるのかもわかりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今、私が聞いたのは、担い手が、どげって表現していいかな、担い手の意見を農業委員会が的確に反映されるような格好でということだということで担い手ということが過半数ということはあるんで、ただ、過半数といっても、村は特例なので、そういうことはできませんので、原則ということなんで、それで、1人では何か寂しいじゃないかということなんで。ただ、担い手が原則として頑張っていけるように利用集積するほうはいいので当然だと思うんです。だけん、その補い分として、作物で一生懸命ブロッコリーとか、そういう方でも作物部会で頑張っておられる方もあるもんで、あえて言うなら、そういう人も入れてあげられた方がいいんじゃないかなと私は思うんです。

それで、実行組合といえども、それは1人選ぶというのは、それはどうやって選ばれるだかちょっとわからんですけれども、やっぱり農業者の立場に立って、農業者の意見をくみ上げてくれる人が必要なもんで、これから30年の改革ということになれば。だけん、そういう人を選んでいただきたいもんで、ということは、現在に担い手が一番いいんですけれども、作物のほうでも、それもまだ決定じゃないんでしょうけれども、相談するということだったんですので、その辺のことも、作物部会からということも一考の余地がありゃせんかなとは思っての私の気持ちなんです。課長さん、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 今後そのような意見も聞きながら、まず定数を決めまして、3月以降、応募方法、募集なりというところで決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 何かあっさりそう言われると、なかなか、何を考えておられるかちょっとわからんようになってしまいます、私も、先に進まんようになります、ただ、何かあって。ただ、この農業委員会の改革って、何遍も言うですけど、30年からの施策をどうするかと

ということで、小さい農家の方も当然ですけれども、担い手の人がやりやすいような姿ということが必要だと思います。そういう方を選んで、日吉津の農業が本当に切磋琢磨、頑張っているという姿になるのんが一番いいと思いますので。

それで、7分もあるな、最後に、担い手農家や小規模農家まで全農家、信頼される委員の選出をとにかくお願いをしたいと思います。その辺の担当課長の決意、私に教えてください、農家の人に示してください、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 本年、再生協議会等を通じましていろいろ説明等もしておりますけども、昨年12月に新規就農者と語る会を行いました。また、来週の20日に第2回の新規就農者と語る会を行います。また、本年の7月からは新規就農者、担い手、また農地中間管理事業に手を挙げられた方の、そういう受け手の方とかの個別説明会等をして、またそのものの意見を農業委員会とか返したりとかしております。また、今現在は、来年度また30年度に向かったの農地利用のアンケート等を今現在実施しておりますので、そういうものを、また来年度の行政座談会なりJAの座談会等を含ましていろいろ話をいたしまして、少しでも農家のために役に立つような方策とか、また、次の受け手の方がどのようにして農地をうまく利用しているかとか、そういうものを承った意見を返す場として説明会なり各実行組合別に、そういうアンケートの結果をもとにして、少しでも皆様が利用しやすいようにできる方策というものを少しでも考えて今、進んでいるところでありますので、またいろんな機会を通して、少しでも受け手の方、担い手の方、新規就農者の方、小さな農家の方がうまくやっている農業というものを考えていく、今そういうことをやっているとあります。以上であります。

○議員（2番 景山 重信君） もう1点、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。アンケートのことからしゃべってくださいます、本当にそういう姿でならんといけません。ただ、目標はいつですか、目標、農家の皆さんに説明される目標。それでもしゃべってもらっちゃくと、聞いておくと、皆さんが喜びます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 今、アンケートのほうにつきましては、今月25日が締めでありますので、中間的なものは行政座談会とか、2月の中旬にありますJAの座談会では中間報告はできるかなと思っておりますけども、2月の後半には各実行組合別にそのアンケートを集計し



たものを説明していきたいと考えております。

○議員（2番 景山 重信君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で景山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（橋井 満義君） 次、通告7番、議席番号1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。ことしの議会は、議会基本条例の作成に向け、先月から各自治会に出向き、住民の方に説明をしながら、日ごろの議会への要望も含め、意見交換の場を設けました。いつになく精力的に活動を展開したと思っておりますが、残念ながら参加者が少なく、議会に対して関心が薄いように見えました。表面上、無事であればそれでいいのかといえばそうではなく、問題点はたくさんありますが、行政も議会もそれを村民の前に出してないのではないかと、そう思うこのごろです。言うまでもなく、議会は村民のためのものです。今回の反省も含め、これからも議会改革を続けていながら、村政の問題を村民皆様の福利にかなうよう努めてまいりたいと考えます。

さて、本日は、またかと思われるかもしれませんが、うなばら荘の問題です。私のモットーであります、ぶれず、おごらず、諦めずの精神から、また、村民の方から村長に言ってくださいという声もありまして、いまだ経営の改善が村民の目に見えてこない状況と思われまますので、再び取り上げたいと思います。

もう1点は、平成22年から取り組まれています日吉津村人材育成基本方針についてです。その結果、役場職員にどのような成果をもたらしたのかを伺います。

うなばら荘は、ことし8月の時点で、赤字額1,200万円ということでした。3月に食中毒を出したため、春先はその影響が大きく、売り上げも減ったが、例年、忘年会シーズンには利用者がふえるので、秋以降は回復する見込みであるということでした。今まさに忘年会シーズンですが、先月11月末の収支はどうなっていますでしょうか伺います。

また、皆生にあります弓ヶ浜荘が、来年1月31日をもって閉館することに伴い、来年2月1日より、うなばら荘が鳥取県市町村職員共済組合の指定施設になるとのこと。久々に明るいニュースが飛び込んできた感じなんですけれども、利用者増に向けてどう変わろうとしているのかを伺います。

そのほか、顧客に喜んで帰っていただくために、どのような改善や対策がとられているのか、職員の勤務態度なども含めてお聞きいたします。

もう一つの人材育成につきましては、5年に1度の見直しということでしたので、5年を経過しました昨年の見直しと、それ以降も継続して取り組んでいらっしゃるのかどうかをお尋ねいたします。基本方針の考え方の中に、参画と協働による村づくりを進める中で、職員の人材育成の取り組みを本格化し、やる気のある職員の育成に努めますとつづっております。力の入れようがうかがえますので、現状の状態をお聞きしたいと思います。

それに関連してというわけではございませんけれども、昨年11月に開催されました村ミーティング、いわゆる行政担当者説明会はことは実施されませんでした。確かに参加者は少なかったですが、中には貴重な意見もあったと思います。継続は力なりと申します。人事異動もありましたし、担当者もかわっています。プレゼンテーションの能力を高めることにもつながってまいります。暖かくなりましたらまた開催していただきたいと思いますが、その計画はございませんか。

以上、大きく2点、お尋ねいたします。

なお、答弁によりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

初めに、うなばら荘改革をどうあるべきかという質問であります。これまでも、うなばら荘では、理事会や評議員会、お客様のアンケートなどから御意見をいただきながら、さらには議会からもいただきながら、利用された皆さんから喜んで帰っていただき、リピーターとしてまた利用していただけるようサービスの向上に努めております。

本年度も、うなばら荘経営改善計画に基づいて、営業体制への再構築や新規顧客の獲得、戦略的な設備投資を行う予定であります。3月まででありますので、設備投資については広域との関係があります。その事業を推進する職員の意識の高さは不可欠でありますので、御指摘のとおりでありますので、職員を叱咤激励しながら意識高揚を図り、顧客満足度の向上を目指しているところであります。毎月アンケートの集計が上がってきますけれども、利用者の、満足度は結構いいデータが上がってきてますよね。それをまともに受けちゃいけないのかもしれませんが、割かしお客様のアンケートは、ああ、よかったよという声が多いなと思って見ます。

それから、何度か出しましたが、来年1月末の弓ヶ浜荘の閉館に伴って、2月1日からは市町村職員共済組合の利用施設として、うなばら荘が利用できるようになりました。今後は、西部の市町村に対して広報、宣伝活動を実施して、多数御利用いただけるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

次に、人材育成の基本方針とその成果についてという質問であります。その前に、11月末の数字ということでしたが、まだ数字が上がってきておりませんので、多少上向いた程度のことでありますが、まだ数字が上がってきておりませんので、はっきりしたお答えができないというところであります。

人材育成基本方針とその成果についてでありますけれども、昨年9月でも質問をいただいておりますけれども、本村では22年の8月に、村職員の育成に関する方針と具体的に取り組みを示した日吉津村人材育成基本方針を策定して、これに沿って職員のスキルアップを図っておるという内容であります。方針に基づきまして、職員には、職場内や県内、県外で行われる業務にかかわる研修及び職階によって必要とされる能力にかかわる研修に参加させて、職員としての能力を向上させるように努めております。また、自主的に研修、ボランティアへの参加や資格の取得も促しております。

各階層別能力研修等への参加のために、市町村アカデミー、これは千葉ですか、それから鳥取県職員人材開発センター等へ職員を参加させておりますが、平成27年度は県外、県内合わせて延べで26人、今年度は本日時点で延べ37人を派遣をいたしております。また、村の独自研修ですけれども、27年度は延べで111人ですが、今年度は37人ということであります。

研修の成果についてですが、県内外の研修に参加した職員は、他市町村の職員からも刺激をもらいながら、やる気をもって帰ってくるということだと思っております。

昨年の一般質問で御指摘いただいております挨拶ができない職員や電話の対応が悪い職員に対する指導については、私が直接指導する場合がありますし、担当課長、課長会を通じて各職員を指導しております、改善されていると考えております。また、本村独自で以前より開催しております接遇研修についても、引き続き計画をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いして、それから村ミーティングは、先日、11月の終わりに指示をしまして、今年度の計画としては今のところ2月11日の9時から6時までを、長い時間になりますけれども、やろうかということで議論をして、いずれ村民の皆さんに案内をするということにしておりますので、よろしく願いをして、以上で河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問させていただきます。

うなばら荘の改革についてまず伺います。赤字というのが11月末まではよくわからないということでしたので、ちょっと残念ですけれども、ちょっと多くなってるのか少なくなってるのかぐらいは知りたかったなと思います。

改革につきましてですけども、前回もっていいですか、これまで何回もおっしゃっていただいてます理事会とか評議員会、それからアンケート、そういういろんな組織を通じて意見を伺いながらお客様のサービス向上に努めているということ、それから今年度、28年度の経営改善計画に基づいて営業体制の再構築とか職員の意識改革については、叱咤激励しながらというふうに先ほどありましたけれども、それも意識的にやっている。そういうことは伺いましたし、この件に関しては毎回同じことを伺っています。

まず、お尋ねいたしますけれども、目前にちょっと状況が変わるんであろうかと思われ、うなばら荘が弓ヶ浜荘のかわりにといますか、共済組合の指定施設になれば、弓ヶ浜荘のお客様が自動的にうなばら荘に来てくださるとお考えですか。そうなりますと大変ありがたいことですが、弓ヶ浜荘とうなばら荘では地の利も違います。また、利用者がふえとなりますと、現在の人員体制で対応できるのか、それから、サービスや食事内容も現状のままがいいのか、その辺の対策を考えていらっしゃるのかどうかを伺いたかったのです。いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 10月末までの半年間は、そんなに前年と変わる数字ではありませんけど、動きとしては多少上向いた動きになっておるのかなというふうに思いますが、詳細は総務課長からお答えをさせていきたいというふうに思います。答えられると思います。

それで、弓ヶ浜荘で考えたときには、全部が全部ここに来ていただけたらと思いませんので、例えば、ある事業所では、恐らく200人から300人いらっしゃると思いますけども、年間11回来ていらっしゃる、弓ヶ浜荘に。そんなところの理解をいただくことが大事なかなというふうに思ってますし、その代表者がいわゆる共済組合の労働組合委員として出ていらっしゃいますので、御理解を求めえかなという気がしております。

それから、一例で申しわけないですけども、市町村職員の年金者組合がありますですね。それで、これかなり対象が多いです。西部の総会をされますけども、弓ヶ浜荘で1階で総会をして2階で懇親会をされると、百四、五十人かな、とりあえず集まれるのは。そういう機会もありますが、じゃあ、うなばら荘で1階と2階が使えるかという、そんなことにはなりませんので、そこら辺ちょっと難しいかなという気がしてますし、それから、西部圏域の課長会なり町村会は、懇親会があれば今まで弓ヶ浜荘に忘年会等で、当然自費ですけども、弓ヶ浜荘に行ってきたので、それらをお願いをして理解をしていただければ何となく、何となくといいますか、一定のものが確保できるというふうに思ってます。ただ、それにはやっぱり、おっしゃいましたように、サービスをどんなふうに改善をしていくのかというのはその前提としてあると思ってます。よろ

しくお願いしたいと思います。

あとは総務課長のほうが答えます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 現在の経営状況ということですが、確かに8月には1,200万のマイナスということで、それは昨年より100万円減ぐらだったということでもあります。9月に、9月連休の天候不良等がありまして、1,700万ぐらいのマイナスになりましたけども、10月、若干ですけど、30万ほどプラスになりました。それから、きのう支配人とも話したときには、11月まだ数字が出ておりませんが、10月よりもふえてる、プラスになってるということ聞いておりますし、12月も予約がたくさん入ってきてるということで、一応上向いているということで理解しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 弓ヶ浜荘との関連で、先ほどのように年間11回利用、たくさんの方が弓ヶ浜荘を使っているという話。弓ヶ浜荘は、さっきもおっしゃいましたが、会議をしてから懇親会というようなことで利用する人も回数も多かったんじゃないかと思いますが、確かにそういう方にうなばら荘を使っていただきませんか、やっぱり本当に一人でも多くの方に来ていただくというのは原点といいますか原則ですので、これから本当に本気になって営業に力を入れていただきたいと思います。

それで、集客ですね、おいでになる方の集客ももちろん大切なんですけれども、私は最も急がれると思いますのは職員研修だと思っています。2月1日といたら、もう2カ月しかございませんので、何かその辺で計画は立てていらっしゃいませんか伺います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 2月1日からうなばら荘が指定施設ということもあります。研修は何回かしておりますけども、やっぱりまだまだ職員の研修というのは、業務上、なかなか研修ができない状況でもありますけども、閉館日とかいろいろな状況を使いながら職員研修を行ってましますけども、この2月1日からのそういう方たちを迎える上で、さらにもう一度研修をして、受け入れをどうやっていくかということをしていかなければいけないということで、また支配人のほうにもそういうぐあいに伝えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） それに関連して、また意見を言わせていただきます。

私は、28年度のうなばら荘経営改善計画の中に、職員研修というのが真っ先に入らないとい

けないと思っています。しかし、その項目は、これを見る限り見当たりません。強いて言えば、既存顧客の利用促進という項目の中に、顧客へのサービスの充実という文字は見当たりますけれども、具体策は何も書いてありません。

私は、うなばら荘が今のままではいけないと思っています。少しでもよくしたいと考えている一人です。日吉津村は指定管理者として平成32年まで一応管理していくことになっているわけですから、まだ4年も残っています。これまで債務負担行為として、2014年からこの3年間でおよそ5,700万円もの村費をつぎ込んできました。料理やサービスなどの面で改善が見えてきた、きっとよくなるぞと思える赤字でしたら、村民も我慢するでしょうが、もしこの先も同じことが予想されるとしたら、これは問題だと思います。村民の目に映るように改善を図らなければ、努力している、御理解いただきたいという説得もきかなくなるのではないかと危惧しています。

そんな中で、一時中断されていましたが職員の夏冬の一時金が、昨年から再び支給されることになりました。士気向上や労働条件をよくすることに反対するものではありませんけれども、面接のとき、ボーナスはありませんと言われたのに入金されていて、間違いではないかと聞きに行ったという人もいます。そのような状況の中で、村長は本当に職員の士気が向上すると思われたのでしょうか。

聞くところによりますと、携帯やスマートフォンをしながら料理を運んだり仕事をしている、仕事場が汚れていても掃除をしない、汚いから見かねて掃除をしても、誰もきれいになったね、御苦労さんというねぎらいの声もかけてくれない、本当にやる気をなくす職場だと言う人もいます。そういう実態を、申しわけないですけども、村長は御存じでしたか、お聞きします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） そこまでは十分に承知をしておりますでした。不徳のいたすところかなというふうに、改めて今、腹の中煮えくり返るような気がするけれども、そんな話が外に出るようではいけないので、改めて職員の仕事に対する意識を徹底をしまいたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 本当にサービスというのは大事なことだと思いますので、私は前からずっとうなばら荘のことを言ってまして、赤字のことを言ってるんじゃないですよというのはこういうことを申し上げたかったんです。きょうは、ちょっとあえてそういうことを言わせていただきました。村長、本当に御存じだったのかなという思いがあったものですから、あえて言

わせていただきました。

私も経営のことは詳しくありませんので、その道のプロの方にいろいろ相談してアドバイスを受けながら勉強していますけれども、その方が言われるには、一番大事なことは、理事長である村長がうなばら荘をどういううなばら荘にしたいのか、その理念がない限り改革は難しい。そして、その熱い思いを、うなばら荘に働く全職員のものにしなければ成果はあらわれないと言われました。

もともと老人休養施設としてスタートしたものですから、営利目的の施設ではないにしても、赤字でいいというものではないと思います。サービス、清潔、料理のメニュー、この3つは基本中の基本で、食事とサービスが生き残りの原点だと教えられました。風呂や部屋の清潔さなど、職員がミッションを感じていれば改革は進むはずです。基本は理事長、支配人が現場を見ることであると指摘されました。お客様にお礼を言われると、誰しも、よし、頑張ろうというふうになります。どうしたらお客様に喜んでもらえるか、不十分な点を出し合い、全員が顔を突き合わせてマニュアルをつくっていく、村長の理念に沿って職員が同じ方向を向くことが重要で、ばらばらだとチームにならない。人を動かすということは大変な作業だ。そのために、手の動かし方一つとっても細かく決めて、50項目ぐらいのマニュアルをつくって実行する。例えば、お風呂の掃除を週1回のところを週2回にふやそうとか、ビールの注文があれば3分以内に出す、食べ終わったら器はすぐ下げ、テーブルの上はいつも清潔にしておく、また、トイレ掃除は何時間ごとにするとか、自分たちでできることを話し合い、マニュアルをつくって、それをみんなの統一目標として仕事に当たることが必要だと教えられました。また、そのマニュアルがつくってあれば、たとえ急にやめる人が出ても、新しく来た人がすぐに仕事がこなせる、お客が減らないで経営が続いているところは、そういった従業員研修が徹底されていると話されました。私はこれは本当に大事なことだと思っています。

その点、うなばら荘を見てどうでしょうか、これといった特徴もなく、お客に挨拶もしない人がいるとか。お客様のアンケートをとってみても、気になる意見もございます。今回、2年間のアンケートを出していただきました、全部を目を通していただきました。総体的に数字で、パーセンテージでいえば、いいという数字です。ただ、これは、おいでになった方全員が書かれたものではないと思いますので、参考の数字というぐらいにしか私はとっておりませんけれども、いいという意見はたくさんありますから、あえてちょっと苦言を、1枚はがきで下さっている方、これは村長の目にとまっていると思うんですけれども、これをちょっと読ませていただきます。

西部地区の方です、ことしの2月8日、はがきでうなばら荘に出しておられます。毎度、日帰

り温泉を利用させていただいております。フロント係の方について一言述べさせていただきます。利用しての帰り、お世話になりましたと言ったら、両腕を組んで、無言で一礼（ありがたいという意味でしょう）。後日、午後3時ごろ行ったときのこと、片手で4本の指を上げ、無言でホワイトボードを指し、水曜日は4時からと言わんばかりに、これにはびっくり、開いた口が塞がりませんでした。普通でしたら、お客様、せっかくおいでいただきましたが、水曜日は4時からの開始となっておりますのでというのが本来の対応だと思います。いずれも女性の方でしたが、どんな教育をされているのでしょうか。たかが日帰り入浴ですが、小を重んじないと大を得ることができないと思いますが。これは本当に、全ての方がこうだとは思いませんけども、お二人の方が女性の方であるということ、本当に何か一事が万事とまでは言いませんけど、ある部分、うなばら荘の一面をあらわしているんじゃないかなと思います。

これは問題なんですけど、私がこのはがきでもう一つ気になるのは、その方、お名前が書いてありませんから、もし名前が書いてあったり探すことができましたら、いつものようにおいでになってるようですので、支配人なりがその方におわびなり電話でもすると、こういう対応が絶対求められていると思います。こういうことをうなばら荘は今後やっていかないと、来てください来てくださいということではだめだと思いますね。

それから、ちょっと伺いますけれども、海側にカルチャー教室という看板が書いた部屋がありますが、現在も何かそこでやっていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 海岸側にあります車庫の横は、昔は焼き肉したりとか、いろいろ利用されておまして、今は住み込みの職員が住んでおられて、特にカルチャー教室をしてるわけではありません。この方も何か家を建てられて出られるということで、当分は空き家といえますか、になるというぐあいには聞いております。以上です。（「もともと職員住宅だったっていうことを言われた」と呼ぶ者あり）

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ちょっと古いことがわからなかったのも、もともとは職員住宅だったということでもあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） うなばら荘のことはこれで終わりにします。

2点目の役場職員のスキルアップにつきましてですけれども、来春1人採用があるように出ています。この人材育成の基本方針の中で、採用は人材育成の始点であり、始点というのは始まり、



原点という意味ですね、高い倫理観と使命感を持ち、向上心のある人材、村民と対話ができる協調性のある人材、幅広い視点を持ち、環境の変化に対応できる人材を確保することが重要です。さらに、新規採用時の研修や特定課題の研修などに取り組みますとなっています。ぜひ、本当に大事に育ててあげていただきたいと思います。あわせて、庁舎内で働く人たちが身分の隔てなく仕事ができるように、さらなる職場改善に取り組んでいただきたいと思います。

人材育成基本方針は、5年に1度見直しということになっていますが、私は毎年見直してもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、以前のアンケートにありましたように、自分の仕事を評価するときに、まあまあ、どちらともという消極的な感想を書くのではなく、堂々と是々非々の言える、そういう職員であっていただきたいですし、ノーサイドの精神を庁舎内に満たし、職員研修や庁舎内のモラルの向上に努めていただきたいと思います。はっきりと、堂々と物が言える、そういう庁舎内にしていきたいと思います。

それから、先ほどもおっしゃいましたけども、村長が、研修に参加した職員は、外からの刺激を受けてやる気を持って帰ってくるということでした。まことに結構なことなんですけれども、その成果をその人1人のものにせず、職場内でみんな広めてみんなのものにする、そういう取り組みはしていらっしゃいますでしょうか、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） ちょっと待ってください。

ここで議長から申し上げます。本日の会議時間は、日程に掲げました一般質問が終了するまで、あらかじめ延長をいたします。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 研修から帰りましたら、まず村長に報告ということもしますし、公表ということでは外にはしておりませんが、その課で共有したり、それから専門的なことを勉強したときには、その職員でまた研修をしたりとか、そういうやり方で広めていくようにしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ、本当にいい刺激を受けて、いいことを勉強してきておられます。ですから、人事異動もありますしね、同じ職場に同じ人がいつまでもいるというわけじゃありませんので、ぜひ勉強してこられたことを職場全員のものにしていただくように、そういう時間を持って研修会を開いていただきたいと思います。

終わりに一言申し上げます。うなばら荘につきまして、毎回、私は希望とか要望を申し上げてまいりましたけれども、今のこの時代、この業界は経営が難しいことはよく理解しているつもり

です。でも、やらなければなりません。また、理事長であります村長の長年の苦慮、御努力もそれなりに理解できます。改革の道は小手先ではなかなか進まない状況にあることもだんだんはつきりしているようですし、鳥取県市町村職員共済組合指定がよいチャンスだと思いますから、広く意見、提案を集約して対策を講じられるようお願いするものです。特に職員教育は本気で取り組んでいただきたいというふうに思います。

お客様に二度と行きたくないと言われることのないように、また来ます、ありがとうございますと言っていたきますように、一層の御努力をお願いしたいと思いますが、最後に村長の所見を伺います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問の指摘の中で、非常に意識の低さなども目立ったところありますので、改めて職員に徹底を図りたいということと、言われましたように、食事とサービスと清潔さというのは、やっぱり客商売であったり食べ物商売であるところの原点であるというふうに考えておりますので、きょう承りました御意見にお礼を申し上げて、しっかりと頑張っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議員（1番 河中 博子君） 終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で河中博子議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩します。再開は5時15分からです。

午後5時00分休憩

午後5時15分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告8番、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。きょう、私は3点の問題について一般質問させていただく予定でありましたが、2点目につきましては、私がちょっと思うところがありまして、この質問については取り下げさせていただきます。今後またよく考えて、質問は必ずさせていただきます。

まず、最初についてですけれども、育児休業中の退園問題について質問いたします。

子ども・子育て支援制度では、保育所の入所要件に育休を明記した上で、小学校入学を控えているなど、発達上、環境の変化に留意が必要な場合などを保育の継続が必要だとしました。日吉津村では、ホームページで入所要件について、育児休業取得時に、既に保育所を利用している兄弟がいて、継続利用が必要であることと紹介しています。なぜ退園をするよう指導されているのか、国は女性が輝く社会の実現を目指している、働きながら子供を産み育てるという女性を応援すべきではないでしょうか。事前に詳しい説明が欲しかった、子供への配慮から臨機応変に継続保育してほしい、転居を考えているの声をどう受けとめられますでしょうか、村長の所見を伺います。

次に、介護総合事業の実施状況について質問いたします。

南部箕蚊屋広域連合では、28年度から総合事業が本格的に実施されました。要支援と認定された訪問介護とデイサービスを住民ボランティアなどのサービスに置きかえる構想のもと、サービスの提供を介護保険事業から住民ボランティアに移行して、介護保険から外していこうとするものです。第3期介護保険事業計画から消えてなくなってしまいました理念、制度導入時の理念に今こそ立ち返ることが、高齢者の日々の不安を取り除く道だと考えます。村長の所見を伺い、総合事業の進捗状況を質問いたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、育児休業中の保育所の退園問題を問うということですが、これにお答えしますと、保育所は、原則論は、保護者及び同居の親族の方が就労などにより、家庭内で保育ができない場合に利用できる児童福祉施設です。したがって、育児休業は、基本的に保護者の方が育児のために家庭にいらっしゃるの、保育ができないという要件に該当しないため、在園児は原則的に退所となります。

しかしながら、平成27年度の子ども・子育て新制度によって、保育を必要とする理由が拡充されまして、求職活動中や就学等に加え、育児休業中に既に保育所を利用している子供さんがいらっしゃる、継続利用が必要であることなどが加えられました。かなり緩くなったなという気がしてます。継続利用が必要な場合とは、次年度に小学校入学を控えている5歳児など、子供の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合、また、保護者の健康状態や子供の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合などが想定されています。

ただし、育児休業に限らず、保育の必要性が認められない、保育の必要性がないという場合には保育を利用することはできないという考え方は、これまでと何ら変わっておりません。昨今の

出生率の上昇とともに、保育所への入所が増加している現状から、保育の必要性で優先順位を考慮しなければならないケースも起こり得ると考え、保育所入所時には制度の説明をし、御理解をいただいているというふうに思っております。しかしながら、個々の事情により、育児休業中の継続利用の必要性を村が判断する場合がありますので、継続利用を希望の方について御相談を受け付けておるといふものであります。

本村としては、地方創生総合戦略の大きな柱でございます子育て支援、待機児童ゼロに向けて全力で取り組んでまいり所存でありますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、介護に係る新総合事業の実施状況についての質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

南部箕蚊屋広域連合では、平成28年4月より要支援者等の多様な生活支援サービスについて、従来、予防給付として提供されていた訪問介護・通所介護を市町村の実施する新総合事業に移行し実施をいたしております。これは国の方向に従うものであります。新総合事業のうち訪問型サービスと通所型サービスは、それぞれ従来の訪問介護・通所介護サービスに相当するものと、それ以外の多様なサービスから成っています。従来の訪問介護・通所介護については、利用されている方のサービスの低下につながらないように、訪問型サービス・通所型サービスのそれぞれ現行相当のサービスとして移行し実施をしております。また、それ以外の多様なサービスにつきましては、緩和した基準による訪問型サービスとして、指定訪問介護事業者による生活援助に限定した訪問型サービスと、短期集中通所型サービスとして、専門職による運動器の機能向上訓練を3月から6月の短期間で行う通所型サービスの2つのサービスを実施をしております。

新総合事業への移行は、訪問介護・通所介護ともにサービスの低下につながらないように、現行相当のサービスを残しつつ、多様なサービスがふえているというのが現状であります。なお、今後は、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援をさらに充実していく必要があります。そのための取り組みの一つとして、来年度より生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を予定をしております。この生活支援体制整備事業を通して、多様な主体によるニーズに即したサービスの提供体制の構築及び高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに取り組んで、要支援者等の有する課題の解決に向けたサービスが選択できるようサービス・支援の充実を図り、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう今後も取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っておりますけれども、今、南部箕蚊屋広域連合では、それぞれの構成団体に包括支援センターを役場で置いておりますけれども、そのもう一つ上の

広い段階というか上の段階で、全体的な生活支援をどんなふうにやっていくのかということでは、生活支援コーディネーターを配置をして協議体を設置するという意味合いはそのことであります。新総合の事業もですが、住みなれた地域で生活をしていただくために専門の支援コーディネーターの配置をして、さらに質の高い総合事業にしていくという内容でありますので、これについて期待をするものでありますし、これを充実した体制にしていきたいというふうに考えますので、ここで専門職を配置をするという方向でありますので御理解をいただきますようお願いをして、江田議員の一般質問に対するお答えといたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） まず、育児休業中の退園問題について再質問させていただきます。

私、このお話を聞いて、いろいろと何人かの方の話を聞いて、本当に聞けば聞くほど待機児童の問題は深刻だないって思いました。それは親にとってだけじゃなくって、子供にとってもそうだなって思いました。

このごろの新聞報道なんか見ますと、この育児休業中の退園問題がいろいろと待機児童問題と合わせて問題になってるようでして、報道によれば、入所枠が椅子とりゲーム化しているというように、その結果、職場復帰が早まって、本来お母さんはしばらくは母乳で育児をしたい、家庭で育休をとって母乳で育児をしたいという思いで出産に向かわれましたけれども、そういった入所枠が非常に不安で、6カ月で職場復帰をしたというような方の話もありました。

そこでですけれども、村内の方からもいろいろ本当に、妊娠をして、妊娠を喜んでいううちに、だんだんだんだん不安が募ってきて、本当にこれまで、そこまで思ってなかったけど、日吉津村だって待機児童出そうじゃないですかとか、そういった不安を感じておられるみたいでして、結果的には、そういったお話聞いたのが少し前でしたので、つい最近、その後どうですかかって聞いたら、結構役場の窓口で丁寧に説明していただきまして、ちょっとだけ安心したんですけども、やっぱり不安ですって。だって、転入者優先でしょうとかいうことを言われてましたけれども、結果的には、きょうお聞きしたいのは、そういった、今、妊娠中のお母さんに安心して出産に臨んでもらいたいという気持ちがすごく私は強いんですけれども、これまで育児休暇を理由にして退園された園児さんはいらっしゃるのかということと、それと現在、退園中の園児さんがおられるのか、今後の見通しについて再度伺います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 育児休業の場合ですけれども、その場合は、先ほど村長も答弁しましたとおり、保育ができないという要件には該当しなくなりますので、そこで退園していた

だくということはこれはルール上知っております。

これからのことなんですが、今後もこのルールは変わりませんので、育児休の場合は基本的には退園になるということです。ただ、先ほどもありましたが、年長児さんの場合、それから、保護者の健康状態や子供の発達上に環境の変化が好ましくない、つまり退園するということが好ましくないという場合には継続にしているというルールに従ってやってまいります。そして、さらに、その優先順位としては下になるんですけれども、個々の事情によりまして、どうしても継続にしてほしいという要望がありましたら、その方についてはお話を聞きまして相談を受けまして、判断をさせていただくというやり方しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） これまでのルールは、基本的には変わらないという御答弁でした。

私、思いますのに、本当に私が子育てした時代とはもうかなり時代が変わってきております。その時代は大きく変化している中の環境なんですけれども、やっぱり少子化が今すごくいろいろな面で言われていますけれども、よくよく考えてみましたら、私、最近、県下の議員研修を受けたり、それとまたいろいろな研修を受けたんですけれども、少子化は一面では社会進歩の結果ということもやっぱしあるという話を聞きました。それは何かっていいますと、例えば男女雇用機会均等法っていう法律もありますし、そして、女性に対するずっと昔からあった社会的なプレッシャーが、全くなくなったということはないですけれども、ある程度なくなり、自分の意思で子供を産む産まないが選択できる時代になってきておるということでした。私、なるほどなって思いました。

それともう一つは、出産年齢がやっぱり高くなってきてます。それで、出産年齢が高くなってきておるということはどういうことかっていいますと、複数の子供が欲しい場合は本当に続けて産んでしまわんといけん、そういったことになるわけです。ですから、先ほど保育ができないという、そういった方がもちろん要件になっていますけれども、昔のルールが今のルールにばちちと当てはまるっていうことは少し無理があるのではないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） まさしくそのとおりで思っています。今、初産の年齢が30歳を超えてらっしゃいますので、第1子目が。ですから、2子目を産もうと思うと大変なことになりますので、これが、初産の年齢が下がっていくような社会にならなければならないと思っておりますけれども、でも、今おっしゃいましたように、1億総活躍社会ということで、子供を産みながら女性はさら

に、出産をしながらさらに仕事をせないけんということで、非常に厳しいものがあるかなということしておりますが、おっしゃるとおりで、私、そのように思っています。

ただ、そういう中ですので、できるだけ出産のしやすい環境を我が村でつくってあげることが大事だというふうに考えて、基本的には待機児童を出さない。制度上のクリアせないけんところはありますけども、待機児童を出さないということの売りにしながら総合戦略を組み立てたところでもありますので、御理解をいただきたいと思います。現場は、保育のニーズを預かって、ゼロ、1、2のゼロ歳児を調整したり、それから村の保育園の受け入れを考えたり、年度途中でやっていますので大変みたいですけども、そんな待機児童を出さないということを基本理念にしながら進めていく所存でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そのようによろしくお願いします。

それと、本当に、今の育児休暇をとった後、職場に復帰したときに非常に大変だというふうに言っておられました。本当に国は何考えとるのかなって言われたんですけども、またさらに6か月育休を延長できるようになるらしいけれども、2年間育休とったにしても、その間の収入の保障がありませんので、本当にどうしようかな。だけれども、上の子の保育料はその間払わなくてもいいしなとか、本当にいろいろ、いろいろなことを組み合わせたり、積んだり崩したり、積んだり崩したりしながら出産に臨んでいかれると思うんですけども、結果的には、最近お話を聞いて思ったんですけど、母子手帳を発行していただくとき、あのときに本当に丁寧な説明がしてほしいかって言われました。本当にそういうふうに言っておられました。やったよってっていうことかもしれませんけれども、突然やってきたっていうふうに思っておられまして、そのあたりのことがどうでしょうか。

それと、もう一つについては、上の子供が友達ができて、張り切って毎日保育園に通っていて、誰々ちゃんと一緒に何で行けんのっていう現象が起きてます。そういったとき、本当に子供にどげって言ってやったらいいのかな。親元におりたいって、子供が、確かに思うけど、それは1週間ほどだって言われましたけれども、本当に友達ができれば友達と一緒に毎日元気に保育園に通いたっていう、子供の気持ちに立ってもぜひ考えていただきたいということでした。いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 母子手帳の発行の際の説明が不十分だということでは、ある意味、そういう意味で、福祉保健課を分けずにおるということもありますので、こいつ、もう一回再確認を

してみたいなというふうに思います。

それから、制度上の問題で、上のお子さんが対応せないけんというようなことがあるようですので、本当にこれは制度改善を国のほうに要望していくべきかなというふうに思います。何か話を聞いてますと非常にせつない。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 本当にせつない話です。これを最後にしますけれども、やっぱり育休をとって子供と過ごしたいというお母さんももちろんおられまして、せめて選択をできればいいな。育休をとって、上の子供も自分が見たいって若い元気なお母さんはそうされればいいし、そういったことで、ぜひ選択できるようなふうな取り扱いしていただきたいなということでした。

本当にせつない話するようではございますけれども、上の子供の気持ち、それから自分自身の出産年齢、それと復帰後の職場の状況で、何月に出産するかですごく条件が違ってくるというあたりで、本当に何か頭の中でいろいろなことを考えながら出産を控えておられますので、ぜひとも保健師さんなんかと、よく訪問していただいて、そのあたりの不安を除去してあげていただきたいと思えます。

それと、提案なんですけれども、相談室の環境ですけれども、環境がどうも、私ね、書類がたくさんあるんですけれども、これ倉庫かなって感じなんですけど、やっぱり本当に和やかな気持ちでお話ができるように、相談室の改善をぜひともやっていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 相談室が大体、皆さんに入っていていただいてお話をする場になっております。非常に大事な部屋になっているんですが、御指摘のとおり、ちょっと荷物が散乱してまして、書類もたくさんある部屋で、何か変なところに連れていかれたんじゃないかというような感覚を受けられる方もあるようですので、そのどこまできれいになるかわかりませんが、もうちょっと整理をして、気持ちよくお話ができるような部屋にしていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 続きまして、介護保険のほうの再質問をさせていただきます。

今、村長の御答弁の中に、さらにレベルアップした質の高い生活支援提供サービスを期待したいなと思うんですけれども、いかんせん、これは誰が見てもわかる、介護給付費を減らしたい



っていう発想から始まっていますので、それで資料をたくさん出していただきましたけれども、日吉津村だけの資料を見てると非常にわかりにくいんですけど、広域連合全体の分を見ますと、今年度の28年の3月と9月について資料を見せていただきました。

4月から、要支援1、2の方の更新が来た人からどんどん新しい事業のほうに移しておられますので、非常にサービス料が変わってきてます。日吉津村だけの分を見ますと、訪問介護につきましては、1人、費用が1万2,000円でした、3月は。9月にはもちろんゼロになっています。これは訪問介護です。通所介護につきましては、3月の時点が8人、要支援1、2合わせたものですが、費用のほうが19万9,000円。それが、9月になっては半分の4人になって、金額が11万4,000円と、これが結果的には抑制された形です。

広域連合どうなってるのかなと思って見ましたら、広域連合は28年の3月に、要支援1、2の、これ認定者の数はほとんど変わりませんでした。あとサービス利用者の、サービスの中身は変わってますけども、サービス利用者が3月の時点では、要支援1、2合わせて55人でした。それで、保険給付費が124万4,000円だったのが、9月になりましたら、55人の利用者が27人になっとりました。そして、予防給付費が61万8,000円、半額です、になっていました。さらに通所介護はどうなのかなと思いましたが、通所介護は、広域連合です、要支援1、2の方の利用が3月の時点で88人、そして給付費が272万円。それが、9月になったときに、利用者が39人、給付費が124万4,000円と半分以下になっています。こういった形を見ますと、やっぱりこれは本当にサービスが保険給付から外れてきておるといふことだと思います。

それでですけれども、4月以降のですけれども、要支援1、2の方の更新件数とか新規での認定者の件数なんていうのは把握しておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

総合事業への移行済みの方が、今、日吉津村では15人いらっしゃいます。それで、これは8月末時点ですけれども、それで、今後移行される方が12名。それで、移行が、先ほどおっしゃいましたけど、更新時ということにしておりますので、完全に移行が完了するのは29年の2月末という見込みを立てておるところです。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それですけれども、この新総合事業につきましては、こういうふうにしてやっぱりずっと保険給付から外れていくわけですが、まず、きょう、元気な高齢者が8割という話がこれまで出ておりました。私の、いつかでも申し上げたと思いますけれど

も、厚生労働省で介護保険制度の創設に携わり、初代の老健局長を務められました堤修三さんという方が、雑誌の中で、この間の給付抑制を厳しく批判されたと。そして、介護給付は保険料を支払った被保険者との約束事で、国がそれをほごにしてしまえば、保険料を納める意欲は減退する一方だ。言い過ぎかもしれないが、団塊以降の世代にとって介護保険は国家的詐欺となりつつあるように思えてならんと、そういうことを言うておられます。なぜ介護保険が、じゃあ国家的詐欺って言うてもおかしくないって状況なのかということの説明しておられますが、2000年に介護保険が導入されたときは、介護を家族任せにしないで、介護の社会化の象徴として介護保険が歓迎されたと、そういうことでスタートした制度なのに、どんどんどんどん介護保険が使えなくなってくるということです。

きょう、8割方はもう元気な高齢者ですということでした。提出していただきました資料を見ますと、まず、日吉津村の65歳以上の方が932人いらっしゃいますけれども、27年度の広域連合の決算書によりますと、この日吉津村の65歳以上の方が27年度には保険料を6,529万3,000円払っておられます。これは、支払った1人当たりの年間保険料が7万57円です。これは本当に厳しい金額だと思います。介護納付金の話もきょうありましたけれども、40歳以上の方も介護納付金を納めてますので、本当にこの保険料っていうのは40歳から払っているわけです。40歳からずっと保険料を払い続けて、80歳になって介護給付費をここまでしか使えんよってというような、こういったやり方をこの堤さんは批判されているわけですけども、村長、感想いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 堤修三さんの理念はそういうことだし、介護保険がスタートしたときはそういうことでしたが、やっぱり給付が延び過ぎですよ。給付の上限が定めてありますけども、給付が延び過ぎてますので、やっぱりその抑制というより、制度を多少なりとも現実のものに近づけていかないとやっぱりこの制度がもたないようになると思ってますので、申しわけないですけども、介護給付においては高齢になられた方はやっぱり元気で過ごしていただくことを努めていただくということが大事ですし、我々はそれに従って、その方向で健康づくりに取り組んでいきたいというふうに思ってますし、それから、介護保険から要支援1、2が新総合に移って切り離された部分については、新たなメニューも多様な新サービスということで出てますので、それはできる限りの行政としてできることをしていきたいというふうに思ってますし。それからコーディネーターを、生活支援コーディネーターの配置というのは、基本的には、国の考え方はどっかに委託してもええよと、社協に委託してもええよということがありましたけれども、包括支援

センターを我が村で直営でやってますので、生活支援のコーディネーターも直営でやって、共同体も直営でやって、村民の皆さんのサービスにしっかりと対応できるようなこと、状況に対応できるようなことにしておるといことで臨みますので、ある意味ではそこに力を入れさせていただいておるといことですので、制度の矛盾というのには十分に感じてますけども、そんなことで、何とか村民の皆さんの健康状態を保っていききたいという体制にしていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それと、この介護サービスがどんどん削られていくっていうことについて言ひますと、この間の認知症の男性が列車にはねられて死亡されたときに、家族に損害賠償が訴訟事件があつて、これは解決がついたようですけども、この事件について全国の老人福祉施設協議会が声明出しておられまして、やっぱり要介護者と配偶者の双方が十分な介護保険サービスを受けることで、ある程度リスクの軽減が図られたのではないかといようなことも言つておられますので、それがすぐそうだといことではないですけども、やっぱりそういった面はあるなつて思ひます。

それで、今、どんどんどんどん在宅に誘導されてますので、在宅で介護しておられる方のお話を聞きます、これ前にも言つたことがありますけれども、在宅介護は、国のほうは平成37年度には費用を抑制した多様なサービスと今現行の専門的サービスを半々に持っていきたいと、そして、総合事業への移行の財政効果を年間230億円と試算しておるといようなことも出しています。里のお母さんと夫の母と両方介護をされている人がありますけど、やっぱり在宅介護といのはキーパーソンになる人がいて、そのキーパーソンが折れてしまつたら後がないつて。それで、こうしてどんどんどんどん介護サービスの在宅でのサービスが削られていくと、本当に介護者は大変だといことを言つておられます。

さらに、これも前に言つたことがありますけれども、お母さんを介護されていた人が、いつも、お母さんはもう亡くなられましたけど、わしゃあ、おまえに見てもらつてこげしていいけど、おまえは一体誰に見てもらうだつていことを最後まで心配しておつたといことを言われます。これもまたせつない話になってしまひますけれども、本当に今、何ていいますか、そういった介護を、何ていのか、家族任せにしないといね、当初の介護保険の理念が本当にもうどこかに吹き飛んでしまつるとい現状だと思ひます。

そこで、訪問介護とか通所介護を余りにも無視してないかなつていようなことがありますので、そこの村長が言われました生活支援提供サービスのさらに高度なもの、これについてですけ

れども、ぜひとも今の現行のサービスから後退したもんにならんように、ぜひともそこを。そうしないと、もう家族で介護を支えられませんので、在宅で、ぜひともそういったふうに行っていただきたいと思います。

やっぱり本当にボランティア任せにするのは、私も含めですけれど、私も、本当にボランティアというのは善意で参加しますので、結構やらんでいいことをしてしまうんです。自分の自己満足で終わってしまうことが多くて、手をかけ過ぎてしまったりとか、で、自立の障害になったりとか、そのあたりではやっぱりきちっと専門的なことを勉強しておられる方が核になっておっていただかないと、本当にボランティア頼りの制度では、どんどんと介護者が大変になっていくなってしまう。

そのあたりですけれど、これから申請の手続についてですけれども、これは振り分けはどのような手順を組んで振り分けていかれるものなんでしょうか。（「サービスの振り分け」と呼ぶ者あり）サービスの振り分けです、新たなサービスと保険のほうに残す人。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 振り分けと申しますか、今までの訪問介護、通所介護がそれぞれ訪問型サービスと通所型サービスというものに振りかえていくということですので、決してサービスが低下することではなくて、訪問介護が訪問介護サービスになるということで、今までやってた現行相当のサービスは受けられるということになります。それで、さらに言えば、広がって、生活支援サービスとかいうものを御希望であれば、そちらのほうもサービスさせていただくということになってます。

あと、今まであった1次予防、2次予防というのがありましたですね。あれが今度は一般介護予防事業ということに変わってまして、日吉津村でいえば、今までやりました認知症予防教室とか転倒予防教室ですね、こちらのほうに切りかわっているという状態です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、最初の分析表をいただきまして、かなり訪問介護と通所介護の件数と点数が減額になっておりましたけれども、じゃあこれは減額になって、残っている人は更新がまだの人ですね。更新、まだ有効期限内の方だけ残っているということですね。そうすると、当事者さんにすれば、どこでどう切りかわったのかが気がつかないうちに切りかわったという感じでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 更新時に切りかえになりますので、それは御本人さんにも説明

はしますので、わからないということはないと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、総合事業のほうに移されました。そうすると、それは予防給付で、介護保険のほうから、その事業者には給付はおりてこないわけですよね。そうすると、それはどこ、広域連合からおりてくるんですか、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 村のほうからおりていくということになります。そこで、村のほうに広域のほうから補助が出てくるというような形になってます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 新聞報道によりますと、非常にひどいところは3割方収入が落ちたという事業所があると。国保新聞を見ますと、適正な単価を保障しなさいというような、そういった文書がおりてるようですけれども、そうしますと、この広域連合内はそんなに単価が落ちてないってということですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 大体が今までやってもらっていた事業者に継続してますので、単価は落ちてないというふうに認識しております。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。ちょっと聞いてみましたら、よその事業所はもう入浴なんかとっくの昔にやめてるのに、日吉津村のあその福祉センターではお風呂に入ってもらってますということで、本当に、何ていうのか、サービスは前と同じようにしておるといふうに聞いて安心したんですけれども、それと1次予防、2次予防についても、昔からの地域支え合い事業をずっと日吉津村が取り組んできたわけで、そこに自然に移せるという、何ていうのか、環境があってよかったないって思ってます。

ぜひとも今後、本当に在宅で介護をするということは、本来、介護保険のスタートの理念を考えたとき、許せることではないですけれども、ぜひとも在宅で、特に団塊世代の人が頑張ってます。ですから、自分の将来、一体どげんなあだかなんていうようなことにならんように、日吉津村におる限り大丈夫だけんというような意気込みで頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） ありがとうございます。まさしくそのとおりであります。介護の社会

化ということで考えて、理念はよかったですけども、団塊の世代が行き場がなくなったということで、介護保険制度そのものはまだまだ変わっていくだろうなというふうに思っています、これは保険料の引き上げも含めて。ただ、それこそ今の団塊の世代は誰にみとってもらおうかということになりますと、それは団塊の世代はある程度覚悟しなければならない。在宅でいくにしても、子供がみとるということは難しいと思ってます。周辺の隣近所の人であったり介護サービス事業者だったりすると思いますが、でも、この制度が改正になっていきますけれども、やはり新総合事業に移ったということは、公が責任を、いわゆる保険ではなしに行政サービスとして責任を持たなければならないという組みかえになったということです、それは介護の軽い状態のところを支えて、いわゆる公共として支えるわけですので、それは責任を持った取り組みをしていきますので御安心をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ありがとうございます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告9番、議席番号3番、松本二三子議員の一般質問を許します。  
松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は2点について質問させていただきます。  
まず1点目が、災害時にスムーズに動けるのか。

①として、役場と社会福祉協議会の連携はとれているかということで、地震だけではなく豪雨などで福祉センターに村民が避難された場合、全ての対応を社会福祉協議会の職員とするのかをお聞きします。

また、ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置されていますが、いざというときにボランティアの受け入れなどの対応はどうか、お聞きします。

②として、10月21日の県中部地震対応でのよかった点、反省点で、地震発生後、近隣では日吉津村だけ震度5弱と発表され、不安に思われた方もありました。また、そのニュースを見て驚いて、遠くの親戚などが次々に連絡をしてこられて、その対応に疲れたという方もありました。なぜ日吉津村だけ震度5弱になったのか、今後のために確認のためお聞きします。

自治会で実施している防災訓練も定着してきて、参加者の皆さんもスムーズにてきばきと行動されていると感じていましたが、先日の地震の後には村民からいろいろな声が聞こえてきました。ということで、これまでの防災訓練で足りないことはないのか、地震の後に村民の声を聞かれた

のかお聞きします。

2点目ですけれども、江田議員は個人的な理由でやめられましたが、私は先ほどの全員協議会で、通告した質問にはできる限り答えてもらうということになりましたので、質問させていただきます。

利用しやすいファミリー・サポート・センターはということで、①として、ファミリー・サポート・センターを利用するのをちゅうちょするという声があるということで、ファミサポについてお聞きします。

保育所のお迎えとか、どういう利用者が多いのか、これは送迎時の事故対応、責任問題についてですけれども、預かっているときの病気、事故など、どこまで約束をされているのかという点をお聞きしたかったのですけれども、次は、サポートする支援会員さんと言うようですが、その方について詳しい情報が広報ひえづのファミサポ通信というところで、以前のファミサポ通信をちょっと調べてみますと、結構写真や名前が出ていました。こういうことで、写真とかお名前とかが出せるものなのかということをお聞きします。

あと利用料ですけれども、1時間500円ということで、これは他市町と比べてどうなのか。なぜ聞くかということ、支援会員の募集をいつもされているような感じがします。責任のある仕事なのに、1時間500円という利用料が安いのか高いのか。一般的に、最近、民間だと1時間800円でされているので、その点をお聞きしたいと思いました。

必要があれば再質問させていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをしております。

災害時における役場と社会福祉協議会の連携はとれているのかということですが、社会福祉センターに村民が避難した場合の職員体制についてでありますけれども、27年11月1日に村と社会福祉協議会は福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定書を締結し、社会福祉センターは福祉避難所の位置づけとしたところであります。以前は、社会福祉センターは誰でも避難できる通常の避難所でしたが、福祉避難所の指定をしてからは、指定避難所での生活において特別の配慮を要する高齢者や障がいをお持ちの方等が避難者の対象となります。

しかし、福祉避難所開設には手続がございまして、1次避難所及び指定避難所等に避難された該当者が、そこでの避難生活の継続が困難な場合に役場に連絡をしていただいて、それを受けた役場が社会福祉協議会のほうに連絡をして、社会福祉協議会が福祉避難所として開設ができる状況であれば開設をして受け入れを行うというものであります。一定の制限のある福祉避難所にし

たということであり、その際には、福祉協議会の職員はもちろん対応していただくことになるわけであり、必要に応じて災害対策本部からの指示なり並びに職員の支援等を行ってまいりますので、福祉協議会の職員のみでの対応にはならないと、災害の規模に応じて職員の支援も必要になる場合は職員も派遣するということでもあります。

次に、ボランティアセンターは社協にあるが、いざというときどうするのかという御質問ですが、大規模な災害が発生した場合、避難所の運営等にはボランティアの協力が当然不可欠でありますし、このごろでは、災害発生を、その瞬間をもって全国からボランティアがお集まりいただくというような時代になってきておりますので、ボランティアの受け入れ体制も大変なお仕事になってきておるところでありますので、その地域防災計画においては、災害時には社会福祉協議会内にボランティアセンターがボランティアの受け入れ窓口となって、避難所班は災害対策本部とボランティアコーディネーターと連絡調整を行い対応することにしたところでもあります。

また、避難所班は、これは災害対策本部のほうでありますけれども、ボランティアセンターを通じて、県、西部医師会、日赤西部支部と必要な医療救護ボランティアの受け入れについての連絡調整も行うように役割を定めております。

そして、生活支援ボランティアが、避難場所等における炊き出し、食料及び生活必需品の配給補助等は行いますけれども、活動を効率的に進める上でボランティアコーディネーターの役割は大きいために、避難所班との連携を密にして、迅速な対応が図れるよう配慮することとしておるところであります。

次に、鳥取県中部地震の対応でよかった点、反省点という御質問のうち、本村だけが震度5弱であった理由についてであります。このたびの地震で実質震度が、我が村の震度計で4.54を記録したと。4.54で、コンマ以下が0.54を記録したということでございまして、四捨五入すると震度5弱であったということで切り上げられて、震度5弱と発表されたところでもあります。地質工学的にはわかりませんが、震度5弱と震度4.5以上5未満、震度4は震度3.5以上4.5未満でございまして、本村が震度4.4であれば震度4ということであったと推察されますので、このたびの地震で他の市と町とは被害程度がそれほど変わらなかったと、コンマ1の差であったということでもありますので、日吉津村が特にこの近隣で揺れが大きかったということでもありませんし、地質が揺れやすい地質ということではないと思っております。

次に、これまでの防災訓練で足りないことはないのかという御質問ですが、ことしの防災訓練の反省会を開催しまして、自治会長や団体等の方々からは特段、問題点の御指摘は伺っておりません。しかし、このたびのように、実際に災害が発生した場合には、避難行動要支援者への安否



確認がとれなかった人の再確認、避難支援など、防災訓練においては時間的な制約や個人情報の関係でまだ不十分な面があると感じております。

また、地震後の住民の声を聞いたのかとの御質問ですが、本村では余震も減って落ちついた感がありますが、依然として警戒本部を立ち上げたままの状態にしておるところであります。鳥取県も独自の施策として被災者住宅修繕支援を実施されるわけでありまして、本村も対象者に対し引き続き災害対応業務を行っている状態であります。

したがいまして、住民から地震についての意見をまだ聞ける状態になってなかったということもありますけれども、地震発生直後から災害対応業務を継続している現在に至るまで大きな被害や負傷、行政の対応に対する御意見等は頂戴をしていないということがありますので、きょうも午前中のある議員の質問の中で、県が備蓄のブルーシートの保存を、町村に協議をしてその数をふやすというようなこともおっしゃってますので、そのようなことも含めて、改めて災害に対する対応を考えていく必要がありますし、またその機会もあるだろうというふうに思っておるところであります。

ある意味、防災訓練を実施した直後でございましたので、訓練がスムーズな格好で生かされたのではないかというふうに考えておりますので、これは常に日ごろから訓練をし続けなければならないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目の利用しやすいファミサポとの質問であります。支援会員が9名、手伝ってもらいたい依頼会員が38名、両方の会員が10名であります。ファミリー・サポート・センターでは支援会員と両方会員とは年3回の交流会や講習を行って、依頼会員さんと顔を合わせる機会をつくっておるところであります。実際の支援に当たっては、支援会員さんと依頼会員さんが打ち合わせを行って、アドバイザーも同席をして、スムーズな支援が行えるように配慮をしておるところでありますし、利用料金はおおむね県内は1時間当たり500円ということで、ほとんど上下なく横並びの金額になっておるのかなということで理解しておりますので、そのようなことをお答えをして、松本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それでは、再質問させていただきます。

防災関係のほうですけれども、先ほどの福祉避難所となるという社会福祉センターのところですが、こちらですね、先ほど特別な障がい者さんとか高齢者さんということで、福祉避難所になってから動くというのはわかったんですけれども、前段、10月21日ですね、これは2時7分でしたので、利用者さんはデイサービスなり、何があったかわかりませんが、一般の方、

パワリハとかもおられる、この日ではないかもしれないけれども、おられる時間帯です。そのときに、福祉協議会の職員さんだけで、デイサービスもですけども、対応ができるのかというのがすごくどうだったんだろうって、そのときのことがちょっとお聞きしたいんですけども、そのときに職員さんが飛んでいったとか、そういうことがあったのかというのをお聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 当日は、役場のほうも被害を受けておりますので、すぐ災害対策本部を立てて、要支援者等の安否確認とか、それから見回りとかいろいろやりました。避難所ということとは開設しておりませんので、特に福祉センターで避難所を設置ということは言っておりませんが、利用者がされてる場合は、福祉避難所のマニュアル等にも、通所を使っておられる方には、利用者の家族とかそういう方に連絡していただいたりということで対応してもらったと思っておりますので、特に職員がそちらに行つてということとはしておりません。ただ、これが避難所の設置ということになってくれば、普通、避難所には役場職員が行つて開設をして、福祉避難所については、その避難所から必要な方があった場合にやりとりをして福祉避難所を開設してもらうということ、また災害対策本部のほうから依頼をする形になりますので、避難所の後ということになりますので、今回は特に避難所もありませんでしたし、福祉避難所の設置はなかったというぐあいにしておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それでは、今回の地震は、運よくと言っては変ですけども、皆さん、利用者さんもおうちに帰られてというようなことができたということで理解します。

日吉津村の地域防災計画のほう、ボランティアの受け入れのほうなんですけども、こちらの91ページ、第25節ですか、ボランティアの受け入れ計画というのがあるんですけども、これが(2)のところですね、窓口の設置は、避難所班が日吉津村社会福祉協議会と協力し窓口となり、ボランティア名簿を作成する、(3)では、ボランティアセンターは、日吉津村社会福祉センター内に設置するとともに、避難所班は災害対策本部及びボランティアコーディネーターと連絡を密にとり、常に迅速な対応が図れるよう心がけるとあります。

ここでお聞きしたいんですけども、ボランティアコーディネーターというのは何人おられるのかということ、職員さんなのかということと日吉津村の人なのかということと、いざというときにすぐに来られるのかということと、今まで福祉センターとそういうような、万が一あってボランティアセンターを立ち上げました、名簿をつくりましたというような訓練をされたことがあるのかということをお聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ボランティアセンターは社会福祉センター内にあるということで、ボランティアコーディネーターは1名は確認してるんですけど、社会福祉協議会におられます、コーディネーターは。ということで、訓練も毎年、ボランティアセンターの設置ということで、こちらが依頼をして社会福祉協議会にボランティアセンターを設置していただいてということで、やりとりを毎回訓練で行っております。ということで、以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 毎年されてるということは、この名簿とかをつくる部分の点をされてるってことですか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 名簿ということではないです。ボランティアセンターを設置していただくようにこちらから依頼をして、やりとりの中でボランティアセンターを設置しましたというその連絡体制の訓練をしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 大きな、こういう看板みたいなのを立てられてるボランティアセンターは見たことがありますけれども、結局その後なんですね。今後、この間、講演を聞かせていただいたんですけれども、そのときに何が、いざ災害に遭ったときに、ボランティアさんは最近とても活発に各ところに来てくださるようなんですけれども、倉吉でもそうでした。何が困っていったら、たくさん来られて、そこの配置とか、どこに誰が行っていただくのか、そういう、何ていうんでしょう、リーダーさんみたいな方を養成するのが大変だということで、そういうのを倉吉でこの間する予定だったのが地震でなくなったっていうのがあるんですけれども、そういう点のことを、ここでボランティアの受け入れ計画というものを掲げておられる以上、考えておられるのではないのかなと思ってちょっとお聞きしたんですけども、あとコーディネーターというのは1人です、職員さん、米子の方ですよ、名前はいいですけども、この方が1人でやっておられて、じゃあ、いざっていうときにどうなんだろうという不安もありますし、これからふやしていく、これはすごく大変な資格ではないですけど、そういうものが要るのかどうかというのがちょっとお聞きしたいです。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 確かに、実際にボランティアセンターを立ち上げるということになったときには、1人での対応っていうのは大変だと思います。それは社会福祉協議会のほうにも

協力いただかないといけませんし、コーディネーターっていいですか、そういう方も人材育っていいですか、そういう形でやっていかないとけないかなと、そういう協力もしていかないとけないかなというぐあいに思っております。

それから、ボランティアのやる仕事っていうのは、一応活動内容のほうに、計画の中に掲げておりますので、そういう形でボランティアでやっていただくということもありますし、それからボランティアの場合は、福祉避難所を設置した場合には、社会福祉協議会のそちらのほうスタッフが足りない場合は、そちらのほうのお手伝いもボランティアのほうにさせていただく等々ありますので、いろいろな協力の仕方という形をこれからもまた検討していきたいというぐあいに思っています。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先ほどコーディネーターどなたですかという、1名を把握していますと言われました。そういう段階で連絡を密にとり、常に迅速な対応が図れるのは難しいんじゃないかなと思いますので、そのところはどうぞ。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 確かにボランティアコーディネーターと連絡を密にとというのはなかなか難しい部分がありますので、一応計画に上げてる以上、その辺を密にできるように、実際に動けるような形にしていきたいというぐあいに思っています。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 毎年訓練をされているということですので、今後も続けていただく、もうちょっと濃いものにしていただくとありがたいなと思います。

それと、先ほど自治会の防災訓練のほうです。本当にやっておられて、うちもやってるんですけども、ありました。何ていうんでしょう、なれてしまうというのは悪い言葉なんですけれども、実際に10月21日に本当の地震が起こったときに何が起こったかっていうと、その前に訓練のときには、何もわからずサイレンが鳴ったら外に出る、外に出て、みんなと集まって公民館に来るというイメージをすごく持っておられるので、一番に言われたのがサイレンが鳴らなかつたって言われたんですね。震度5だろうが4だろうが、サイレンが鳴るっていう意識をすごくもうインプットされてる方がおられて、すごく言ってこられた方があるんです、何であのときにサイレンが鳴らなかつたんだと。あとは、自分が外に出ていったのに誰ひとり外に出ていなかったと言われたんですよ、もっともです。地震が起こったら、じゃあ、はい、外に出て、サイレンが鳴ったら外に出てっていうイメージを植えつけてしまっていたなというのがちょっと自治会でも

反省材料ではないかと思うんですけれども、そういった声ですね。

それと、近隣の独居の方にちょっと回ってみたんですけれども、結構すぐに役場から連絡をいただいたと、80以上の独居の方でしょうか、すごく喜んでおられたので、その辺の対応は電話が通じていたのでよかったなと思うんですけれども、回って聞くと、やっぱり言われるのが本当にね、何人か皆さんがおっしゃったのが、平成12年の10月6日の西部地震、あれに比べたら大分よかった、よかったといったら変ですけど、大丈夫だったというのを思っておられて、そのイメージもすごく怖いと思ったんですよ。あれに比べればそうそう大した地震じゃないからというのを、いいのか悪いのかわかんないんですけれども、そのところのイメージもやっぱり、この間のどこかの津波もそうでしたけれども、来ない来ないと思ってたら、1メートルでも結構船がやられてたというのがあったので、ああいう感覚をやっぱり植えつけちゃっているのかなというものがすごく不安だったんですけれども、その点はどうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 確かに訓練のときはサイレンというのも鳴らしますので、今回は即、災害対策本部を立ち上げて、先ほどあったように高齢者のところに連絡を入れたり、即、動きをしましたので、サイレン等はしておりません、その辺はちょっと今後の課題かなと思うんですけれども。とにかく電話が通じない部分もありましたので、通じないところには自宅に出かけて安否確認をしたりとか、いろいろな対応をしたところでありまして、今後も、自治会のほうのときの訓練の問題点等はありませんでしたけど、実際のところのあったそういう、今言われたようなところを今後に活かしていきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） テレビか何かで見たんですけれども、避難準備でしたっけ。避難準備ってというのがよくわかりにくいので、高齢者が逃げるっていったら変ですけど、そういう準備をしてくださいというようなやり方に変えるっていうのを聞いたことがあるんですけれども、そういうのはどうなんでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 確かに、最初、避難準備ということで、勧告の順番では避難準備ということがありますので、特に計画のほうでは要配慮者とか避難行動に時間を要する方、こういう方に動いていただく準備ということがありますので、その辺の、何ですか、連絡の仕方っていいですか、その辺は考えていかなければいけないかなというぐあいに思います。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 地震の後の村民の声を聞かれたのかっていうのは、屋根が壊れたとかっていう声も大事だとは思いますが、次来たときにどうしたらいいかっていうのがすごく今回の地震でわかったのが不安になったということなんですけれども、そういうところの声をもっと聞いて、どうでしたかっていうことですね。それを踏まえて、じゃあこうしましょうっていう段階に持って行っていただくのが本来じゃないかなと。今度の避難訓練などに生かしていただくような感じにしないと、もちろん自主防災組織である自治会とかもその辺だとは思いますが、その点のところを村が、何ていうんでしょう、誘導ではないですけど、していただく必要があると思うんですけども、その辺の声っていうのは聞こえてきましたか、聞いておられますか、村民さんのいろんな世代の方のお話とかは。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたように、特に村民の方から直接こういうところがということは聞いておりません。被害のあった部分の話は聞いておりますけれども、その辺をどういう形で聞けたら、本当はいろいろ意見言ってもらったほうが今後に生かせると思うんですけども、ちょっと今回は直接は聞いておりませんので、その辺も課題かなというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 村民さんが言いになるのを待っているのが行政かなって、今びっくりしたんですけども、そうじゃなくて聞きに行かなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。どうでしたか、大丈夫でしたかというのはもちろんのことなんですけれども、じゃあ、次来たときにはこうしましょう、ああしましょうというのを、実際サイレンが鳴らないので言われてる方もあるわけですから、そういうのが声があるっていうことは聞いていただきたいというのと、この間、質問を質疑してしまいましたので、小学校のお迎えが最後ヴィレステだったという点もすごく不思議に思われた方も多かったので、あの辺のところの小学生なり、いろんな世代の方の声を聞いていただいて、次に生かすっていったら変なんで、来ないのが一番なんですけども、来ないわけがないですので、まだ警戒本部が立ってるぐらいなものですので、本当に鳥取県には地震が来ないなんてこの間は言っていましたけど、そんなことはあり得ないということがよくわかりましたので、その辺の対応をお願いしたいと思います。防災のほうはこれで終わります。

2点目のほうなんですけれども、ファミサポです。ほぼ無理やりに回答していただきましてよかったんですが、議会と語ろうで出た意見は、若い子育て世代が、このときはママさんバレーでしたけれども、活動するときに、ファミサポなどに子供を預けた場合、補助なり減免してもらえ

ないかというものでした。私がきょう聞いた分は、この辺を村長が配慮していただいて、先に議員さんたちでお話しされたらというように言ってくださったんだとポジティブに考えますけれども、今回の中身は全く違うということを理解していただきたいと思うんですけども、そこだけどうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 困ってるようなので結構です。きょうの村長のあれは、題名が同じ本を、中身も読まずに同じ本だと言っておられるのと同じことですので、そういうことで本当に通告書を出す意味が全くないと思いますので、これで終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

---

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、次回本会議は、明後日、12月16日金曜日午後1時30分より討論、採決を行いますので、本議場に御参集ください。以上で終わります。

午後6時30分散会

---